

第2期 かどがわ 子ども・子育て支援プラン（案）

第2期 門川町子ども・子育て支援事業計画

第2期 門川町次世代育成支援後期行動計画



令和2年2月
宮崎県 門川町

目次

第1章 計画の策定にあたって

1	計画策定の背景と趣旨	1
2	子ども・子育てに関する主な法律や制度の動向（子ども・子育て関連3法成立以降）	2
3	計画の位置づけ	4
4	事業計画の期間	5
5	計画の対象者	5
6	計画の策定体制と経過	6
	(1) 第2期子ども・子育て支援に関するニーズ調査の実施	6
	(2) 「子ども・子育て会議」の設置・開催	6
	(3) パブリックコメントの実施	6

第2章 子どもと子育て家庭を取り巻く現状

1	子どもを取り巻く環境	11
	(1) 総人口・世帯数の推移	11
	(2) 年齢3区分別人口の推移	11
	(3) 出生数・死亡数の推移	12
	(4) 合計特殊出生率	12
	(5) 転出数・転入数の推移	12
	(6) 女性の年齢階層別労働力人口	13
	(7) 婚姻数・離婚数の推移	13
	(8) 20代から30代の男女別未婚率の推移	14
	(9) ひとり親家庭の状況	15
	(10) 就学援助の状況	16
	(11) 児童虐待の動向	17
2	子育て環境の現状	17
	(1) 施設数および定員・入所（園）児童数の推移	17
	(2) 認可保育所の入所状況（年齢別）	18
	(3) 特別保育等の実施状況	19
	(4) 幼稚園の入園状況	19
	(5) 母子保健手帳交付数（人）	20
	(6) 乳幼児健康診査実施状況	20
	(7) ファミリー・サポート・センターの状況	21
	(8) 放課後児童クラブの状況	21
	(9) 児童館の利用状況	22
	(10) 地域子育て支援センター・つどいの広場の利用状況	22
	(11) 地域活動の状況	22
	(12) 障がい児支援の状況	23

第3章 ニーズ調査結果と事業評価（内部評価）について

1 子育て支援の課題と推進	23
2 ニーズ調査結果概要	23
(1) 調査結果概要	23
(2) 調査結果（一部抜粋）	24
2 調査結果からみた現状と課題	46
(1) 家庭や地域における子育て支援の充実（地域における子育て支援の充実/要保護児童への対応などきめ細やかな取組の推進）	46
(2) 母親と子どもの健康確保及び増進	47
(3) 子どもの育ちを支える環境の整備（子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備）	47
(4) 子育てを支援する生活環境の整備（子育てを支援する生活環境の整備/子ども等の安全の確保）	48
(5) 職業生活と家庭生活との両立の推進	48
3 前計画の事業評価（内部評価）	49
(1) 分析と評価の根拠	49
(2) 事業評価判定の考え方	49
(3) 前計画・平成30年度内部評価結果	51

第4章 計画の基本的な考え方

1 基本理念	67
2 基本的視点	68
(1) 基本的視点1 家庭や地域における子育て支援の充実	68
(2) 基本的視点2 安心して子育てできる切れ目ない支援体制づくり	68
(3) 基本的視点3 子どもの育ちを支える環境の整備	68
(4) 基本的視点4 仕事と子育ての両立の推進	68
3 施策の体系	69

第5章 量の見込みと確保方策（法定事業）

1 教育・保育提供区域の設定	73
2 児童人口推計	74
3 今後5年の主要事業の「量の見込み」及び「確保方策」の考え方	74
(1) 量の見込み	74
(2) 家庭類型の分類	75
(3) 対象事業	76
4 教育・保育の量の見込みと確保の内容	77
(1) 特定教育・保育の量の確保方策	77

(2) 教育・保育の一体的提供及び推進に関する体制の確保の内容.....	78
5 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保の内容.....	79
(1) 時間外保育事業（延長保育事業）.....	79
(2) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）.....	80
(3) 子育て短期支援事業（ショートステイ事業）.....	80
(4) 地域子育て支援拠点事業.....	81
(5) 幼稚園における一時預かり事業.....	81
(6) 保育所その他の場所での一時預かり事業.....	82
(7) 病児・病後児保育事業.....	82
(8) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）.....	83
(9) 利用者支援事業.....	83
(10) 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）.....	84
(11) 養育支援訪問事業.....	84
(12) 妊婦健康診査事業.....	85
(13) 実費徴収に係る補足給付を行う事業.....	85
(14) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業.....	85

第6章 基本目標ごとの子育て支援施策の推進（法定外事業）

基本目標1 地域における子育て支援の推進.....	95
1 地域における子育て支援サービスの充実.....	95
2 子育てに係る経済的負担の軽減.....	98
3 子育て支援ネットワークづくりの推進.....	99
4 子どもの健全育成活動の推進.....	99
5 新・放課後子ども総合プランに基づく事業計画.....	100
6 特定教育・保育施設のサービス評価.....	102
基本目標2 母親と子どもの健康の確保及び増進.....	103
1 母親と子どもの健康の確保、子育てに係る経済的負担の軽減.....	103
2 食育の推進.....	105
3 思春期保健対策の充実.....	106
4 小児医療の充実.....	106
基本目標3 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備.....	107
1 子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備.....	107
2 家庭や地域の教育力の向上.....	108
3 子どもを取り巻く有害環境対策の推進.....	109
基本目標4 子育てを支援する生活環境の整備.....	110
1 良質な住宅の確保.....	110
基本目標5 職業生活と家庭生活との両立の推進.....	111

1 多様な働き方の実現及び男性を含めた働き方の見直し	111
2 仕事と子育ての両立の推進	111
基本目標 6 子ども等の安全の確保	112
1 子どもの交通安全を確保するための活動の推進	112
2 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進	112
3 被害に遭った子どもの保護の推進	113
4 安全な道路交通環境の整備	114
5 安全・安心のまちづくりの推進	114
基本目標 7 要保護児童への対応などきめ細やかな取組の推進	115
1 児童虐待防止対策の充実	115
2 障がい児施策の充実	115
3 ひとり親家庭等の自立支援の推進	116
4 子どもの貧困対策事業	117

第7章 計画の推進管理

1 施策の実施状況の点検	121
2 国・県等との連携	121

第 1 章

計画の策定にあたって

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の背景と趣旨

少子化や核家族化に伴い、就労、結婚、出産、子育てについての価値観も多様化する中で、出産年齢の上昇や共働き家庭の増加、地域におけるコミュニティの希薄化など、子どもと家庭を取り巻く環境は大きく変化しています。また、児童虐待の顕在化、経済的に困難な状況にある世帯における子どもたちへの貧困の連鎖、若年層における自殺の深刻化なども社会問題となっています。

このような社会情勢変化の中、これまで国では、平成24年8月に「子ども・子育て支援法」をはじめとする子ども・子育て関連3法を成立させ、平成27年4月から幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を進める「子ども・子育て支援新制度」をスタートさせました。

しかし、女性の就業率の上昇等に伴い、保育の利用申込者数が増加していることから、都市部を中心に待機児童が発生しており、待機児童解消のための取り組みを一層強化・推進していくため、平成29年6月に「子育て安心プラン」を策定し、令和4年度末までに、女性の就業率80%にも対応できる約32万人分の保育の受け皿整備を令和2年度末までに前倒しして実施していくこととしました。加え、平成30年9月には、放課後児童クラブの待機児童の早期解消、放課後児童クラブと放課後子ども教室の一体的な実施の推進等による全ての児童の安全・安心な居場所の確保を図ること等を内容とした「新・放課後子ども総合プラン」を策定し、放課後児童対策を進めています。

平成30年6月に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2018」では、3歳から5歳児クラスのすべての子どもたち及び、住民税非課税世帯の0歳から2歳児クラスまでの子どもたちの幼稚園、保育所、認定こども園の費用を無償化することを掲げて、令和元年10月より、幼児教育・保育の無償化が開始されました。

さらに、子どもの貧困対策については、平成26年に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が施行され、令和元年6月に成立した「改正子どもの貧困対策法」では、市町村においても子どもの貧困対策計画の策定の努力義務とともに、子どもの権利の尊重や教育の機会均等の保障、保護者の所得の増大や職業生活の安定と向上等に必要な施策を講じることが明記され、生まれ育った環境で子どもの現在と将来が左右されないよう規定が強化されています。

『第2期門川町子ども・子育て支援事業計画』（以下「本計画」という）は、近年の社会潮流や門川町（以下「本町」という）の子どもを取り巻く現状、前回計画である『かどがわ 子ども・子育てプラン』（以下「前回計画」という）の進捗状況等を踏まえ、今後の幼児期の教育・保育や地域子ども・子育て支援事業を計画的に確保するとともに、子どもの健やかな育ちと子育てを社会全体で支援する環境の整備を目的に策定するものです。

2 子ども・子育てに関する主な法律や制度の動向

(子ども・子育て関連3法成立以降)

子ども・子育てに関する関連3法成立以降の子ども・子育てに関する主な法律、制度の主な国の動向は、下記のとおりです。

平成	法律・制度等	内容
24年度	子ども・子育て関連3法	子ども・子育て支援事業計画の策定が明記
25年度	待機児童解消加速化プラン	平成29年度末までに40万人分の保育の受け皿を確保⇒平成27年に50万人に拡大
	子どもの貧困対策の推進に関する法律	子どもの貧困対策計画の策定が明記 ⇒平成26年8月29日子供の貧困対策に関する大綱閣議決定
26年度	次世代育成支援対策推進法	令和7年3月末までの時限立法に延長
27年度	子ども・子育て支援事業計画	新制度開始。市町村子ども・子育て支援事業計画、都道府県子ども・子育て支援事業計画スタート⇒～平成31年度
	保育士確保プラン	加速化プランの確実な実施に向け、平成29年度末までに7万人の保育士を確保。(⇒平成27年に9万人分に拡大)
	少子化社会対策大綱改定	子育て支援施策の一層の充実、若い年齢での結婚・出産の希望の実現、多子世帯への一層の配慮、男女の働き方改革、地域の実情に即した取組の強化
28年度	子ども・子育て支援法一部改正	待機児童解消加速化プランにより40万人⇒50万人分に上乗せされた10万人分の受け皿確保について、内訳の5万人分を企業主導型保育の設置により対応
	ニッポン一億総活躍プラン	保育士の処遇について、新たに2%相当の改善。平成30年度以降も保育の確保に取り組む
	切れ目のない保育のための対策	待機児童の解消に向けて取り組む市町村を支援するため、施設整備、入園予約制、保育コンシェルジュの展開などを明確化
	児童福祉法改正	児童虐待についての発生予防から自立支援まで一連の対策のさらなる強化に向けた、児童福祉法の理念明確化、子育て世代包括支援センター設置についての法定化など(一部平成29年4月施行)
29年度	子育て安心プラン	令和2年度末までに全国の待機児童を解消、待機児童ゼロを維持しつつ女性の就業率80%を達成
	新しい経済政策パッケージ	「人づくり改革」において、教育・保育の無償化、待機児童の解消、高等教育の無償化などを掲げる

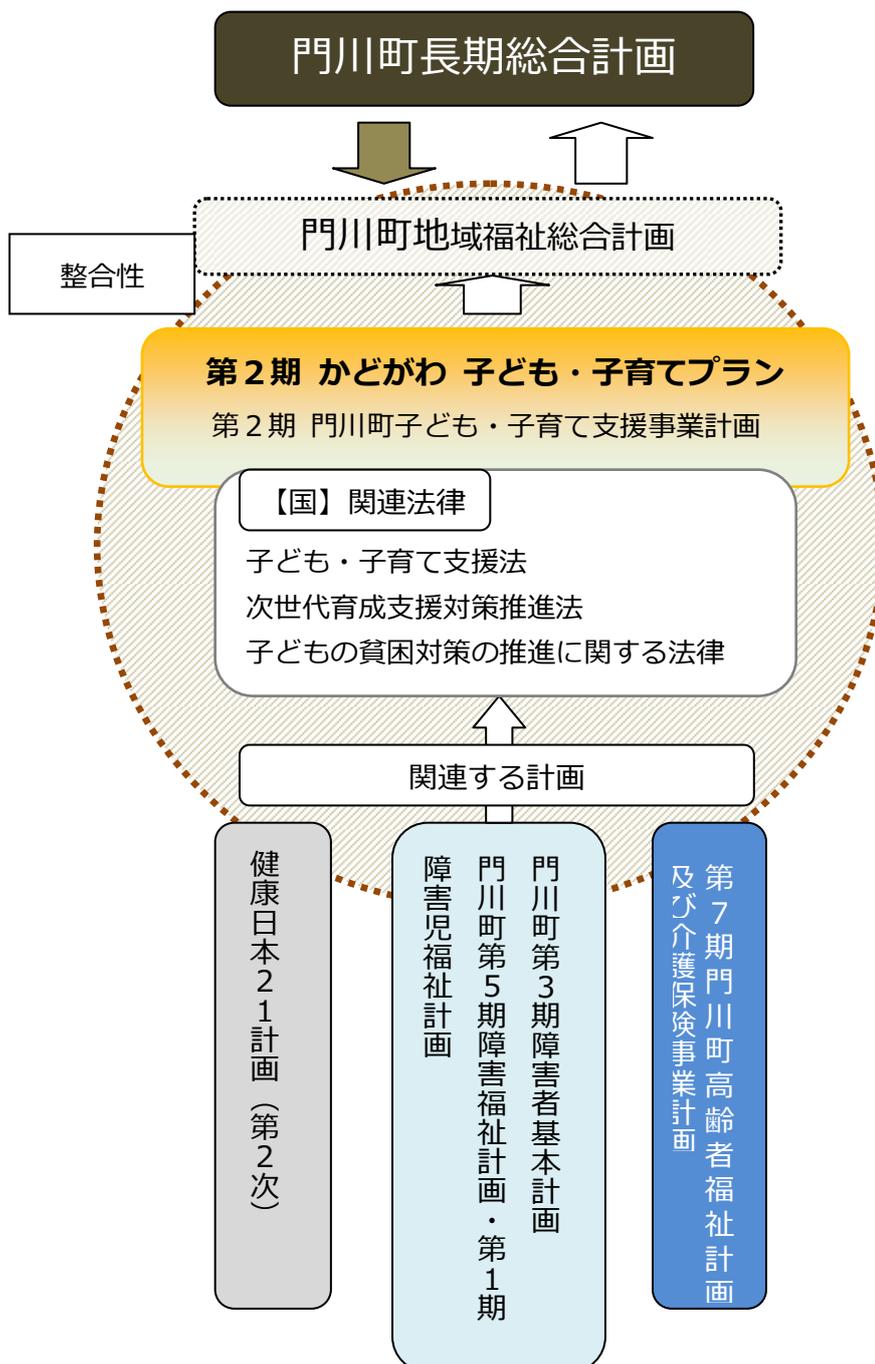
平成	法律・制度等	内容
30年度	子ども・子育て支援法 一部改正	事業主拠出金の率の上限の引上げ、充当対象の拡大、待機児童解消等の取組の支援、広域調整の促進による待機児童の解消（都道府県がまとめ役となる）など
	放課後子ども総合プラン	令和5年度末までに放課後児童クラブの約30万人分の受け皿の拡大と一体型放課後子ども教室の促進
令和 元年度	幼児教育・保育の無償化	10月より開始予定。認可保育サービスや幼稚園、認定こども園の利用について0～2歳の住民税非課税世帯、3～5歳の全世帯を対象に実施
令和 2年度	子ども・子育て支援事業計画	市町村子ども・子育て支援事業計画、都道府県子ども・子育て支援事業支援計画（第2期）スタート（～令和6年度）



3 計画の位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第61条に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画です。本町における教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の充実のほか、母子保健事業、特別な支援を必要とする子どもや子育て世帯への支援施策の展開等、子どもを取り巻く各種支援の包括的な整備に向けた計画を定めるものです。

なお、本計画は、これまでの取組みを進めてきた前回計画の考え方を継承するとともに、子どもとその家庭にかかわる施策を体系化し、保健・医療、福祉、教育、住宅、労働、まちづくり等のさまざまな分野にわたり、総合的な展開を図るものです。



4 事業計画の期間

本計画は、子ども・子育て支援法に基づいて定められた基本指針に即して、令和2年度から令和6年度までの5年を一期とした計画期間とします。

ただし、社会・経済情勢の変化や、本町の子どもと家庭を取り巻く状況や保育ニーズの変化に合わせて、必要に応じて計画内容の見直しを行うものとします。

27年度	28年度	29年度	30年度	R1年度 31年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
				見直し 策定					

5 計画の対象者

本計画は、乳幼児期を中心とするすべての子どもとその家庭を対象としていますが、**次代**の親づくりという視点から一部の施策については、今後親になる若い世代も対象としています。

6 計画の策定体制と経過

(1) 第2期子ども・子育て支援に関するニーズ調査の実施

本計画の策定資料として、本町在住の下記の保護者を対象に住民意向調査（アンケート調査）を実施しました。保育ニーズや本町の子育て支援サービスの利用状況や利用意向、また、子育て世帯の生活実態、要望・意見などを把握することを目的としています。

調査対象	調査方法	配布数	回収数	有効回答率
就学前児童の保護者	・小学校・保育所・幼稚園等に依頼配布・回収 ・広域入所・未入所保護者へは、郵送による配布・回収とした	716人 (うち、広域入所・未入所：156人)	410人	57.3%
小学生児童の保護者		528人	422人	80%

(2) 「子ども・子育て会議」の設置・開催

この計画に子育て当事者等の意見を反映するとともに、本町における子ども・子育て支援施策を子ども及び子育て家庭の実情を踏まえて実施するため、公募による町民、学識経験者、子ども・子育て支援に関する事業に従事する者等で構成する「門川町子ども・子育て会議」を設置し、計画の内容について審議しました。

(3) パブリックコメントの実施

令和2年2月に、パブリックコメントを実施し、計画素案に対する幅広い意見を聴取しました。

第2章

子どもと子育て家庭を取り巻く現状

第2章 子どもと子育て家庭を取り巻く現状

1 子どもを取り巻く環境

(1) 総人口・世帯数の推移

本町の人口は、平成31年3月末現在18,005人で、平成27年から減少傾向にあります。世帯数は増加傾向で推移しています。

図表1 総人口と世帯数

(単位：人、世帯)

	H27年	H28年	H29年	H30年	H31年
人口	18,743	18,530	18,375	18,194	18,005
世帯数	8,063	8,078	8,101	8,135	8,116

資料：住民基本台帳 各年3月末

(2) 年齢3区分別人口の推移

年齢3区分別人口（0～14歳年-年少人口、15～64歳-生産年齢人口、65歳以上-老年人口）は、年少人口と生産年齢人口は減少傾向にあります。老年人口は増加傾向で推移しています。

図表2 年齢3区分別人口

(単位：人)

	H27年	H28年	H29年	H30年	H31年
0-14歳	2,644	2,574	2,510	2,447	2,428
15-64歳	10,669	10,398	10,193	9,988	9,745
65歳以上	5,430	5,558	5,672	5,759	5,832

資料：住民基本台帳 各年3月末

(3) 出生数・死亡数の推移

本町の出生数は、平成29年に増加し、その後増減を繰り返しながら推移しています。死亡数も増減を繰り返しながら推移しています

図表3 出生数・死亡数

(単位：人)

	H27年	H28年	H29年	H30年	H31年
出生数	133	139	147	129	134
死亡数	219	220	229	235	233

資料：住民基本台帳 各年3月末

(4) 合計特殊出生率

合計特殊出生率（女性が一生の間に生むと考えられる子どもの数）の推移は次のとおりです。

図表4 合計特殊出生率

	H27年	H28年	H29年	H30年
門川町	1.76	1.87	1.73	1.78
宮崎県	1.71	1.71	1.73	1.73
国	1.45	1.44	1.43	1.42

資料：厚生労働省「人口動態保健所・市区町村別統計」及び「人口動態総覧（率）・都道府県別」

(5) 転出数・転入数の推移

転出数は、転入数ともに増減を繰り返しながら推移しています。また、転出数が転入数を上回っている状況です。

図表5 転出数・転入数

(単位：人)

	H27年	H28年	H29年	H30年	H31年
転出数	724	642	615	636	626
転入数	652	561	553	611	551

資料：住民基本台帳 各年3月末日

(6) 女性の年齢階層別労働力人口

女性の年齢階層別労働人口は、以下のとおりです。

図表6 女性の年齢階層別労働力人口

(単位：人)

年度/年齢	15-19 歳	20-24 歳	25-29 歳	30-34 歳	35-39 歳	40-44 歳	45-49 歳
H22 年度	50	270	363	427	443	424	455
H27 年度	84	285	337	389	523	531	486
増減	34	15	▲26	▲38	80	107	31

年度/年齢	50-54 歳	55-59 歳	60-64 歳	65-69 歳	70-74 歳	75-79 歳	80-84 歳
H22 年度	494	506	409	180	87	40	18
H27 年度	502	528	552	370	156	79	31
増減	8	22	143	190	69	39	13

資料：国勢調査 10月1日現在

(7) 婚姻数・離婚数の推移

本町の婚姻数を届書の届け出件数で見ると、平成29年に減少し、その後は増加傾向にあります。また、離婚数は増減を繰り返しながら推移しています。

図表7 婚姻数・離婚数

(単位：件)

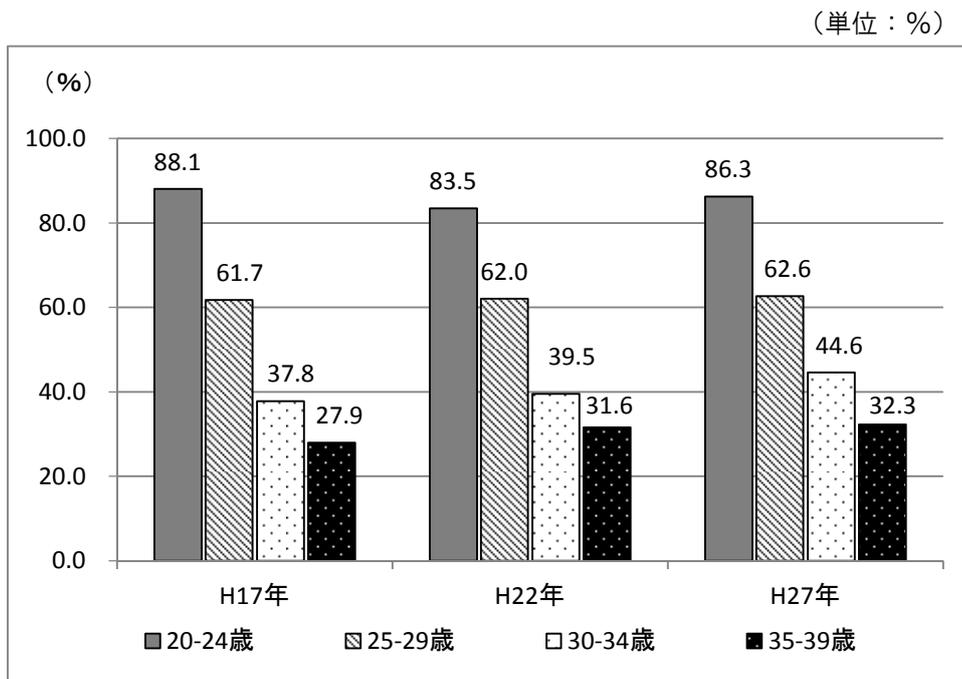
	H27 年	H28 年	H29 年	H30 年	H31 年
婚姻数	85	80	60	61	70
離婚数	37	35	31	38	27

資料：届出書の届け出数各年3月末日

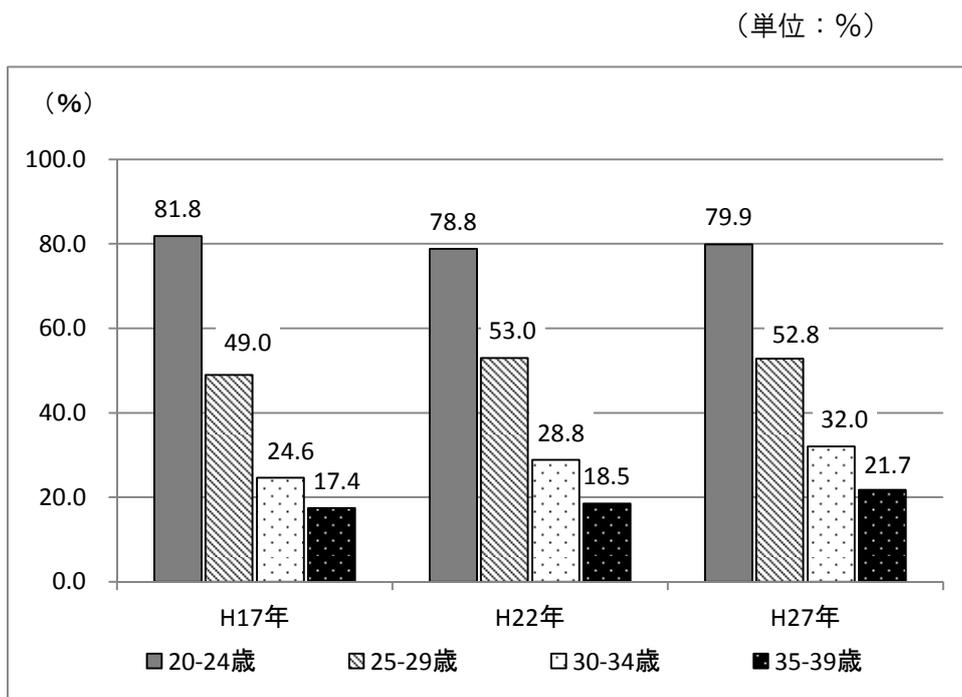
(8) 20代から30代の男女別未婚率の推移

本町における、20代から30代の未婚率の推移は次のとおりです。
平成17年から平成27年の10年間で、男性女性共に「30～34歳」および「35～39歳」における未婚率は上昇傾向にあります。

図表8 20代から30代の男性未婚率



図表9 20代から30代の女性未婚率



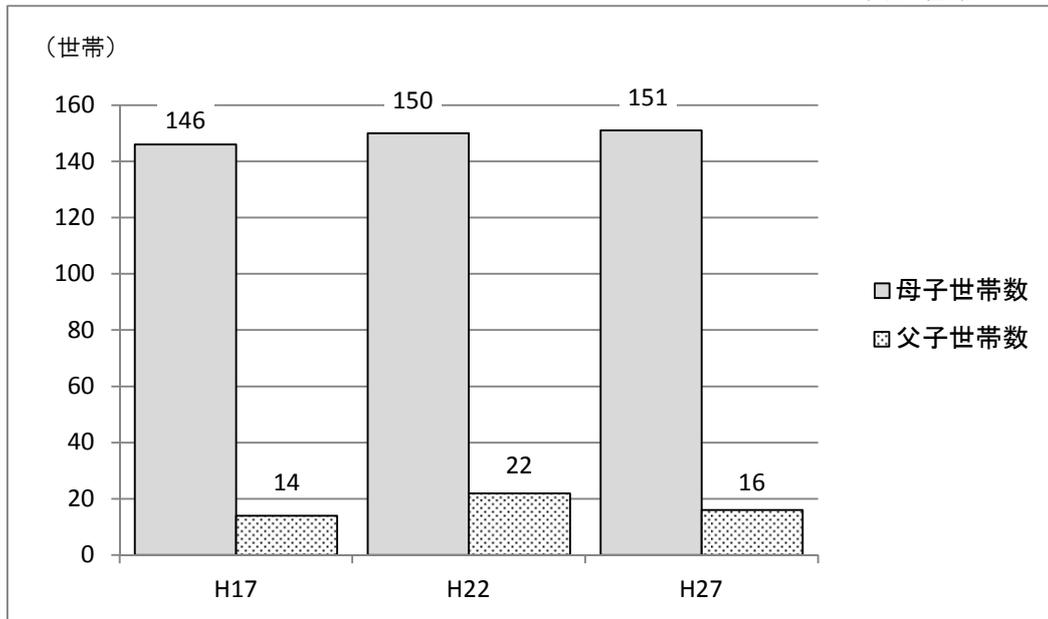
資料：国勢調査 10月1日現在

(9) ひとり親家庭の状況

本町における、ひとり親家庭の推移をみると、平成27年には、母子世帯で151世帯、父子世帯は16世帯となっています。

図表10 母子・父子世帯数

(単位:世帯)



資料：国勢調査 10月1日現在

(10) 就学援助の状況

本町の平成30年度の就学援助者は、全体で191人、認定率は12.90%、就学援助費（給食費・医療費以外）・特支就学奨励費・要保護修学旅行費5,765,255円、準要保護児童生徒給食費8,142,706円、準要保護児童生徒医療費90,520円となっています。

認定率は、平成27年度以降増加傾向で推移しています。

図表11 就学援助の動向

(単位：人、%、円)

区分	年度		H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
	基準日		27.3.31	28.3.31	29.3.31	30.3.31	31.3.31
小学校	人数(人)		117	104	95	113	117
	認定率(%)		11.30%	10.40%	9.30%	10.90%	11.40%
	支給総額(円)	就学援助費(給食費・医療費以外) ・特支就学奨励費 ・要保護修学旅行費	2,095,038	1,835,774	1,763,609	2,100,462	2,432,401
		準要保護児童生徒 給食費	4,087,599	3,979,725	3,836,811	4,415,936	4,730,966
		準要保護児童生徒 医療費	137,760	29,850	33,180	29,377	29,850
中学校	人数(人)		74	54	64	76	74
	認定率(%)		12.20%	9.50%	12.50%	16.10%	16.50%
	支給総額(円)	就学援助費(給食費・医療費以外) ・特支就学奨励費 ・要保護修学旅行費	3,245,131	2,608,578	2,676,770	3,584,432	3,332,854
		準要保護児童生徒 給食費	3,046,488	2,364,025	2,942,281	3,410,588	3,411,740
		準要保護児童生徒 医療費	32,440	0	33,260	8,420	60,670
全体	人数(人)		191	158	159	189	191
	認定率(%)		11.60%	10.10%	10.40%	12.50%	12.90%
	支給総額(円)	就学援助費(給食費・医療費以外) ・特支就学奨励費 ・要保護修学旅行費	5,340,169	4,444,352	4,440,379	5,684,894	5,765,255
		準要保護児童生徒 給食費	7,134,087	6,343,750	6,779,092	7,826,524	8,142,706
		準要保護児童生徒 医療費	170,200	29,850	66,440	37,797	90,520

資料：学用品等資料提供 教育総務課

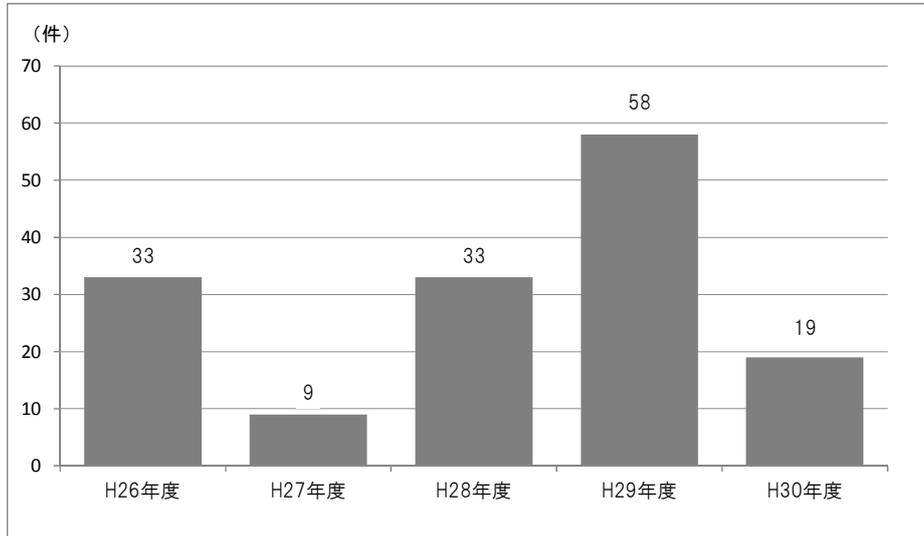
資料：医療費及び給食費資料提供 教育総務課

(11) 児童虐待の動向

新規虐待相談件数（門川町受付分）は、平成30年度19件となっています。

図表12 児童虐待相談件数

（単位：件）



資料：福祉課

2 子育て環境の現状

(1) 施設数および定員・入所（園）児童数の推移

施設数と入所（園）児童数の推移をみると平成27年度から保育所の入所児童数は減少傾向で推移しています。

図表13 施設数および定員・入所（園）児童数の推移

（単位：箇所、人）

		H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
0～5歳児人口		1,068	1,029	1,000	952	920
認可保育所	公立	施設数	1	1	1	1
		定員	120	120	120	120
		入所児童数	114	122	122	117
	法人立	施設数	5	6	6	6
		定員	380	430	420	420
		入所児童数	498	552	526	477
幼稚園	私立	施設数	2	1	1	1
		園児数	136	22	20	13

資料：各年度4月1日現在・教育総務課・福祉課

(2) 認可保育所の入所状況（年齢別）

認可保育所の年齢別の入所状況は、下記の表のとおりとなっています。

図表 14 認可保育所の入所状況（年齢別）

（単位：人、％）

		H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度
0 歳児	児童総数	165	139	134	148	130
	入所児童数	61.0	54.7	49.7	53.5	50.5
	入所率	37.0	39.4	37.1	36.1	38.8
1 歳児	児童総数	192	173	152	136	155
	入所児童数	112.0	109.4	94.0	83.9	104.6
	入所率	58.3	63.2	61.8	61.7	67.5
2 歳児	児童総数	164	187	172	149	127
	入所児童数	98.0	134.8	127.9	103.1	89.7
	入所率	59.8	72.1	74.4	69.2	70.6
3 歳児	児童総数	196	157	190	172	149
	入所児童数	126.0	111.9	131.9	114.5	97.5
	入所率	64.3	71.3	69.4	66.6	65.4
4 歳児	児童総数	178	197	155	189	168
	入所児童数	112.0	132.1	108.0	127.0	109.6
	入所率	62.9	67.1	69.7	67.2	65.2
5 歳児	児童総数	173	176	197	158	191
	入所児童数	103.0	131.8	137.0	112.0	133.7
	入所率	59.5	74.9	69.5	70.9	70.0
合計	児童総数	1,068	1,029	1,000	952	920
	入所児童数	612.0	674.7	648.5	594.0	585.6
	入所率	57.3	65.6	64.9	62.4	63.7

資料：各年度 4 月 1 日現在・福祉課
 人数：年間延べ人数÷12

(3) 特別保育等の実施状況

特別保育等を実施している、箇所数と児童数は下記の表のとおりとなっています。

図表 15 特別保育等の実施状況

(単位：箇所、人)

		H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度
延長保育	実施箇所数	5	5	5	5	5
	延べ利用児童数	5,020	4,562	4,974	3,666	2,271
一時預かり (幼稚園型)	実施箇所数			2	3	2
	延べ利用児童数			1,817	989	988
一時預かり	実施箇所数	1	1	1		
	延べ利用児童数	143	540	143		

資料：「実施箇所数」各年度末・「延べ利用児童数」各年度の延べ数
各年度4月1日現在・福祉課

(4) 幼稚園の入園状況

幼稚園の入園状況は、下記の表のとおりとなっています。

図表 16 幼稚園の入園状況

(単位：人)

		H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	
3 歳児	児童総数	196	157	190	172	149	
	私立園	園児数	38	4	4	2	4
		就園率	19.4	2.5	2.1	1.2	2.7
4 歳児	児童総数	178	197	155	189	168	
	私立園	園児数	47	10	5	6	2
		就園率	26.4	5.1	3.2	3.2	1.2
5 歳児	児童総数	173	176	197	158	191	
	私立園	園児数	51	8	11	5	6
		就園率	29.5	4.5	5.6	3.2	3.1

資料：各年度5月1日現在・教育総務課

(5) 母子保健手帳交付数(人)

母子保健手帳の交付数は、平成30年度で122人となっています。

図表17 母子保健手帳交付人数

(単位：人)

	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
母子健康手帳交付数	139	140	151	140	122

資料：町民課

(6) 乳幼児健康診査実施状況

乳幼児健康診査の受診率は、平成30年度で1歳6か月児健康診査が96.7%、3歳児健康診査が95.0%と増加傾向で推移しています。

図表18 乳幼児健康診査実施状況

(単位：人、%)

			H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
1歳 6か月児 健康診査	受診 状況	対象者			151	140	156
		受診者			130	135	151
		受診率			80.0	96.0	96.7
むし歯有病率							
3歳児 健康診査	受診 状況	対象者			165	178	141
		受診者			136	165	134
		受診率			82.0	92.0	95.0
むし歯有病率							

資料：町民課

(7) ファミリー・サポート・センターの状況

依頼会員、提供会員ともに増加傾向で推移しています。

図表 19 ファミリー・サポートセンターの状況

(単位：人、件)

	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度
依頼会員	110	121	117	121	135
提供会員	34	33	34	40	45
両方会員	1	1	1	1	1
活動件数	8.2	5.4	7.5	2.2	2.0

資料：福祉課、活動件数は月平均

(8) 放課後児童クラブの状況

放課後児童クラブの児童数は、平成 30 年度では合計で 128 人となっており、減少傾向で推移しています。

図表 20 放課後児童クラブの状況

(単位：箇所、人)

地区	区分	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度
門川小	設置数	2	2	2	2	2
	児童数	68	59	62	59	69
五十鈴小	設置数	1	1	1	1	1
	児童数	27	27	33	34	29
草川小	設置数	1	1	1	1	1
	児童数	46	45	42	35	29
西門川小	設置数	1	1	1	1	1
	児童数	5	8	10	1	1
合計	設置数	5	5	5	5	5
	児童数	146	139	147	129	128

資料：各年度 4 月 1 日現在・福祉課

(9) 児童館の利用状況

児童館の利用状況は下記の表のとおりとなっています。

図表 21 児童館の利用状況

(単位：人)

	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度
児童館	6	4	4	0	0

資料：各年度4月1日現在・福祉課

(10) 地域子育て支援センター・つどいの広場の利用状況

地域子育て支援センター、つどいの広場の利用状況は下記の表のとおりとなっています。

図表 22 地域子育て支援センター・つどいの広場の利用状況

(単位：箇所)

	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度
地域子育て支援センター	7	7	8	4	7
つどいの広場	9	10	11	11	12
合計	16	17	19	15	19

資料：各年度4月1日現在・福祉課

(11) 地域活動の状況

地域活動の状況では、子ども会、スポーツ少年団の団体数、会員数は以下の表のとおりとなっています。

図表 23 地域活動の状況

(単位：件、人)

		H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度
子ども会 (小学生)	団体数	36	36	36	36	36
	会員数	824	788	802	800	787
スポーツ少年団	団体数	22	21	21	21	22
	会員数	417	371	353	357	375

資料：各年度末現在・教育総務課

(12) 障がい児支援の状況

①障がい児保育

保育所において、集団保育が可能で日々通所できる保育の必要な障がい児の保育を実施しています。

図表 24 障がい児保育の状況

(単位：箇所、月、人)

	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度
実施箇所数	0	1	1	1	1
実施月数 (実人数)	0	12 (5)	12 (5)	12 (2)	12 (1)

資料：福祉課

②児童発達支援

日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などを行っています。

図表 25 児童発達支援の状況

(単位：人)

	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度
利用者数 (人/月)	10	10	10	7
利用日数 (延べ人数/月)	185	175	183	144

資料：福祉課

③放課後等デイサービス

生活能力の向上のために必要な訓練、社会と交流の促進その他必要な支援を行っています。利用者数は増加しています。

図表 26 放課後等デイサービスの状況

(単位：人)

	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度
利用者数 (人/月)	18	22	25	30
利用日数 (延べ人数/月)	296	389	469	533

資料：福祉課

④障がい児相談支援

障がい児通所支援を利用するにあたって、相談支援専門員によって必要となる「障がい児支援利用計画」を作成しています。

図表 27 障がい児相談支援の状況

(単位：人)

	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度
利用者数 (人/月)	8	7	8	10

資料：福祉課

第3章

ニーズ調査結果と事業評価（内部評価）

について

第3章 ニーズ調査結果と事業評価（内部評価）について

1 子育て支援の課題と推進

平成27年度から平成31年度（令和1年度）までの「かどがわ 子ども・子育てプラン」の各施策についての進捗状況を分析し、事業評価を行い、平成30年12月には、本町在住の「就学前児童」、「小学生」をお持ちの世帯・保護者をそれぞれ対象に、ニーズ調査を実施しました。

今後の取組については、子ども・子育て支援事業計画に継承するとともに、事業の推進を図っていきます。

2 ニーズ調査結果概要

（1）調査結果概要

- 調査地域：門川町全域
- 調査対象者：門川町在住の「就学前児童」をお持ちの世帯・保護者（就学前児童調査）
門川町在住の「小学生」をお持ちの世帯・保護者（小学生児童調査）
- 抽出方法：住民基本台帳より、就学前児童（0歳～5歳）
716人（うち、広域入所・未入所156人）、小学生（1年～3年生）528人
合計1,244人
- 調査時期：平成30年11月26日～12月10日
- 調査方法：幼稚園、保育所、小学校等に依頼し配布・回収
広域入所・未入所保護者は、郵送による配布・回収

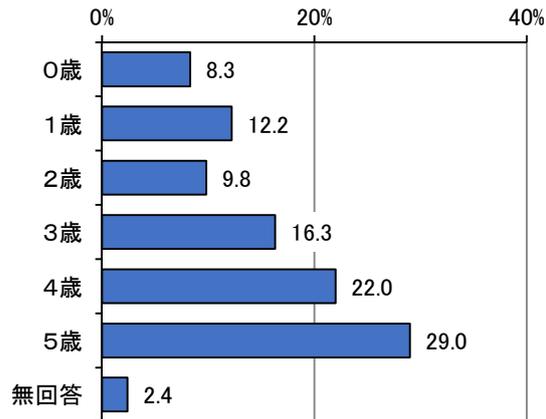
調査票	調査対象者数 (配布数)	回収数	有効回答率
就学前児童	716件	410件	57.3%
小学生児童	528件	422件	80.0%

（2）調査結果（一部抜粋）

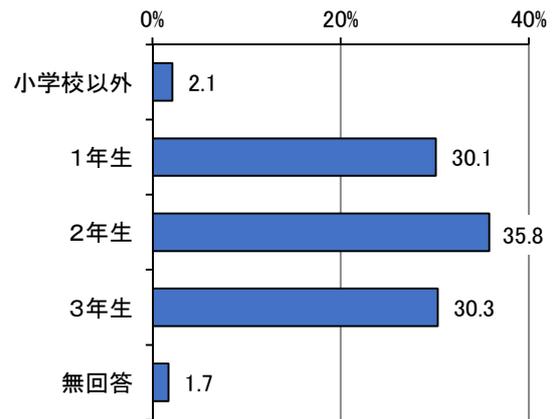
① お子様の年齢、学年（数量回答）

対象の子どもの年齢についてみると、就学前児童は「5歳」が29.0%と多く、小学生児童は「2年生」が35.8%と多くなっています。

就学前児童(N=410)



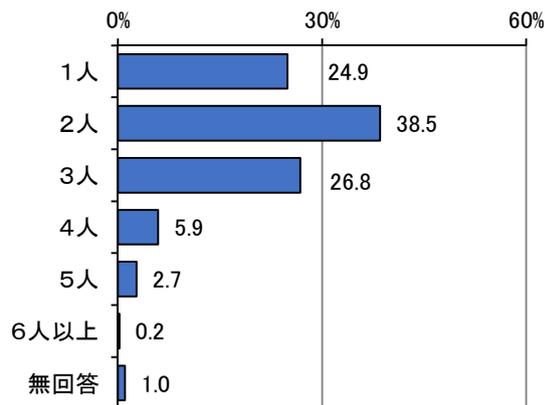
小学生児童(N=422)



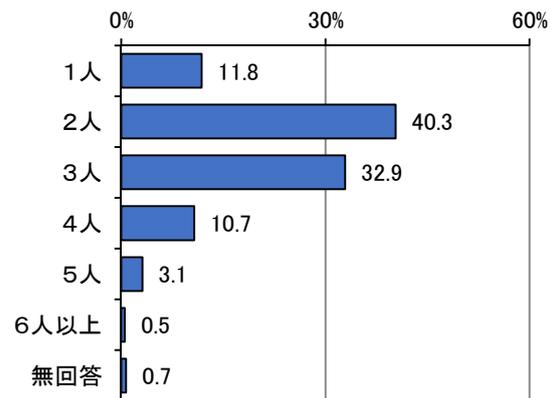
② きょうだいの人数

きょうだいの人数は、就学前児童は「2人」が38.5%と多く、小学生児童も「2人」が40.3%と多くなっています。

就学前児童(N=410)

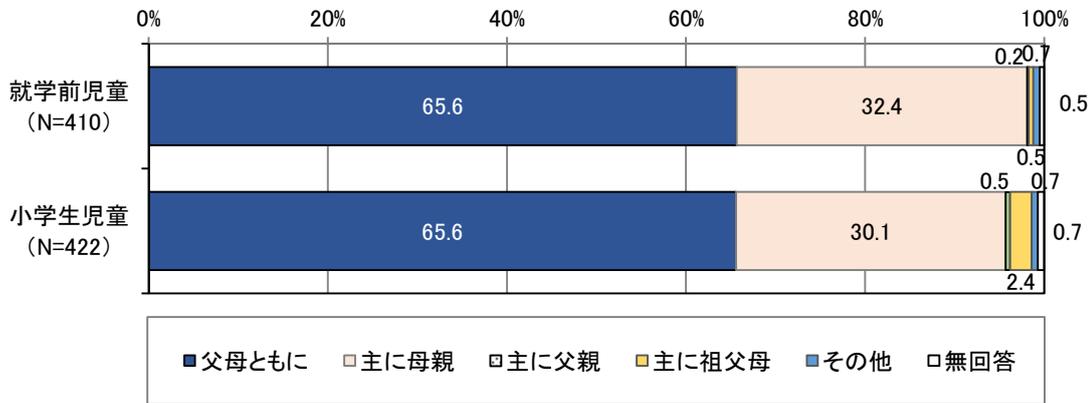


小学生児童(N=422)



③ 子育て（教育含む）を主に行っている人について

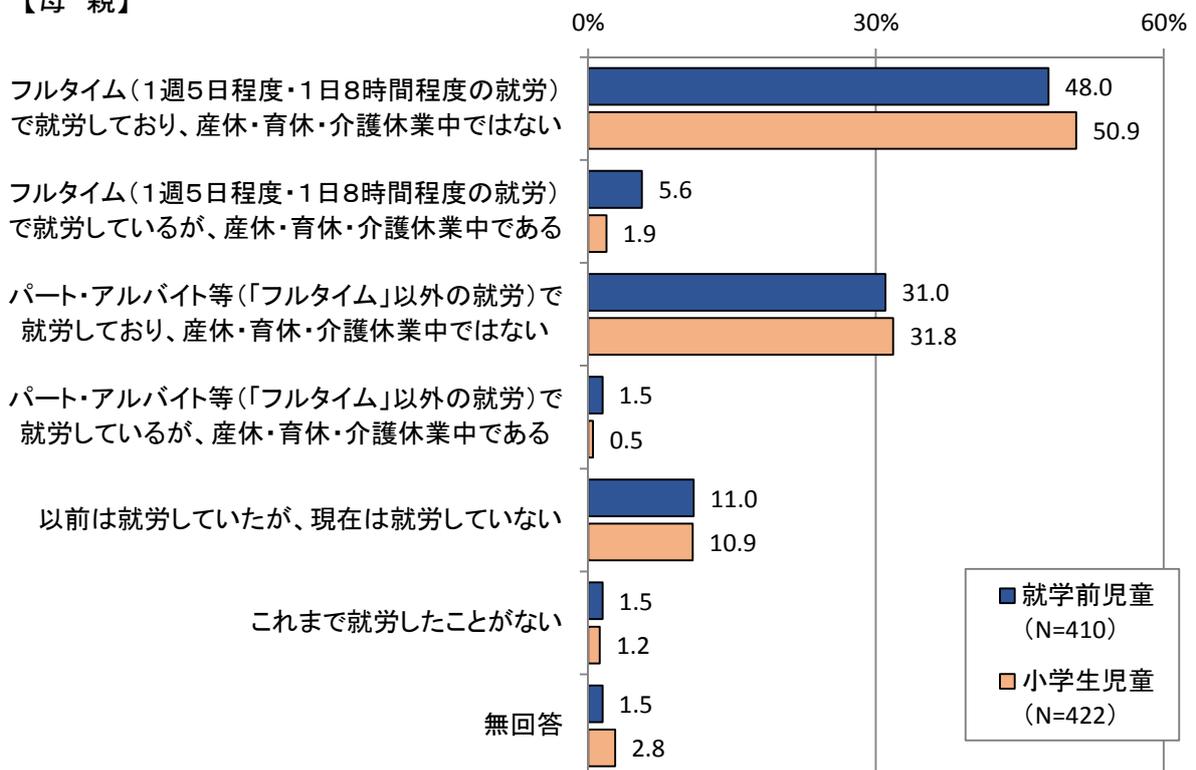
子育てを主に行っている方は、就学前児童は「父母ともに」が65.6%と多く、次に「主に母親」が32.4%と続き、小学生児童も「父母ともに」65.6%と多く、次に「主に母親」が30.1%と続きます。



④ 保護者の現在の就労状況（自営業、家族従事者含む）について

母親の就労状況は、「フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が、就学前児童48.0%、小学生児童50.9%と多く、次に「パート・アルバイトで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が就学前児童31.0%、小学生児童31.8%となっています。

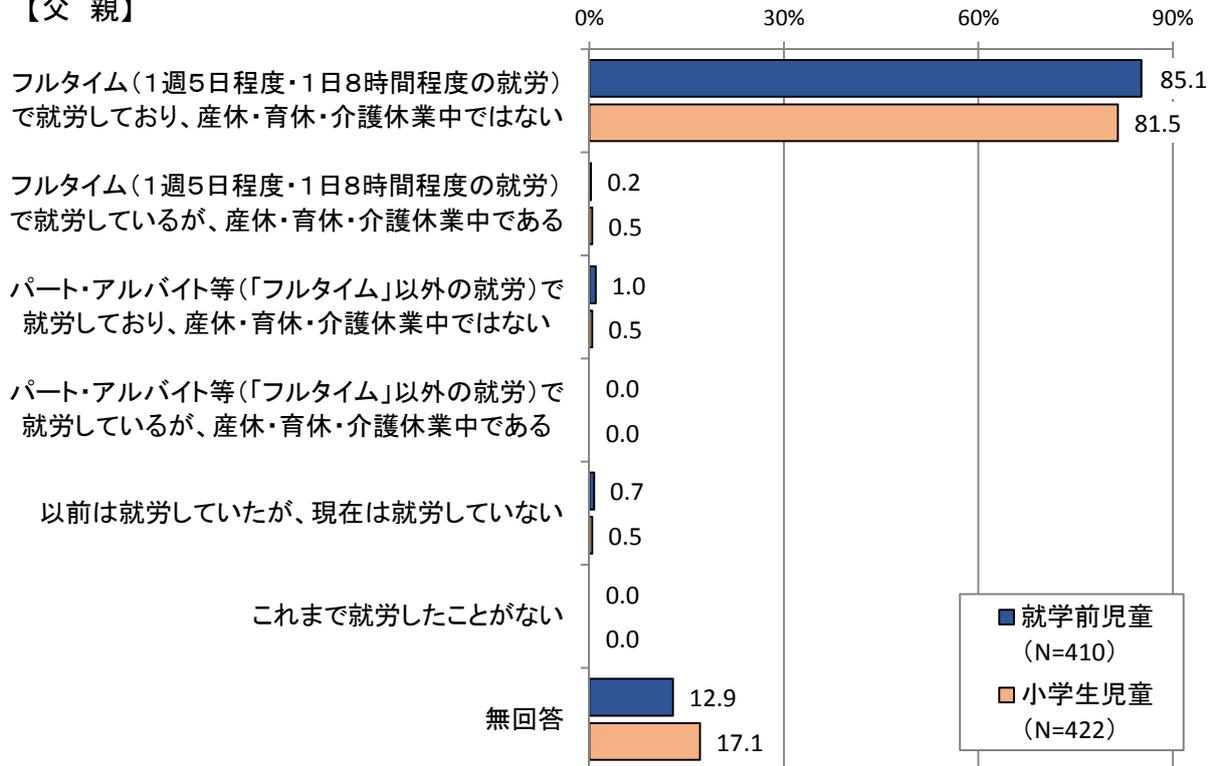
【母親】



第3章 ニーズ調査結果と事業評価（内部評価）について

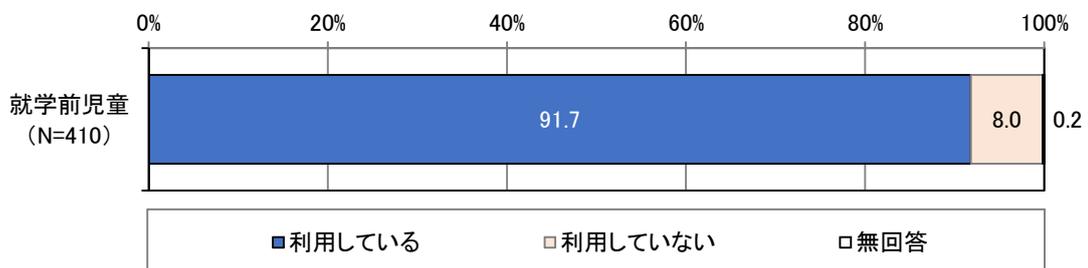
父親の就労状況は、「フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が、就学前児童 85.1%、小学生児童 81.5%と多くなっています。

【父親】



⑤ 現在、幼稚園や保育所などの「定期的な教育・保育の事業」を利用しているか

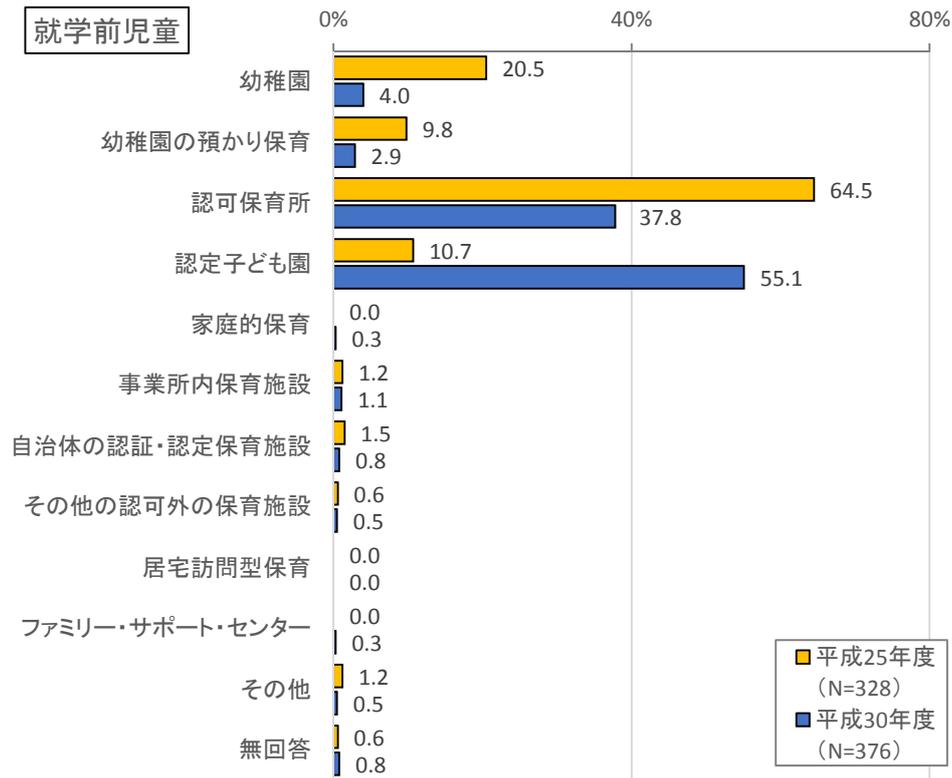
就学前児童の「定期的な教育・保育の事業」の利用状況は、「利用している」が 91.7%です。



（「定期的な教育・保育の事業」を利用していると回答した方）

⑥ 平日のどのような教育・保育の事業を利用しているか

定期的にご利用している事業は「認定子ども園」で55.1%で前回より44.4%多く、次に「認可保育所」が37.8%で前回より26.7%少なく、「幼稚園」が4.0%で前回より16.5%少なくなっています。

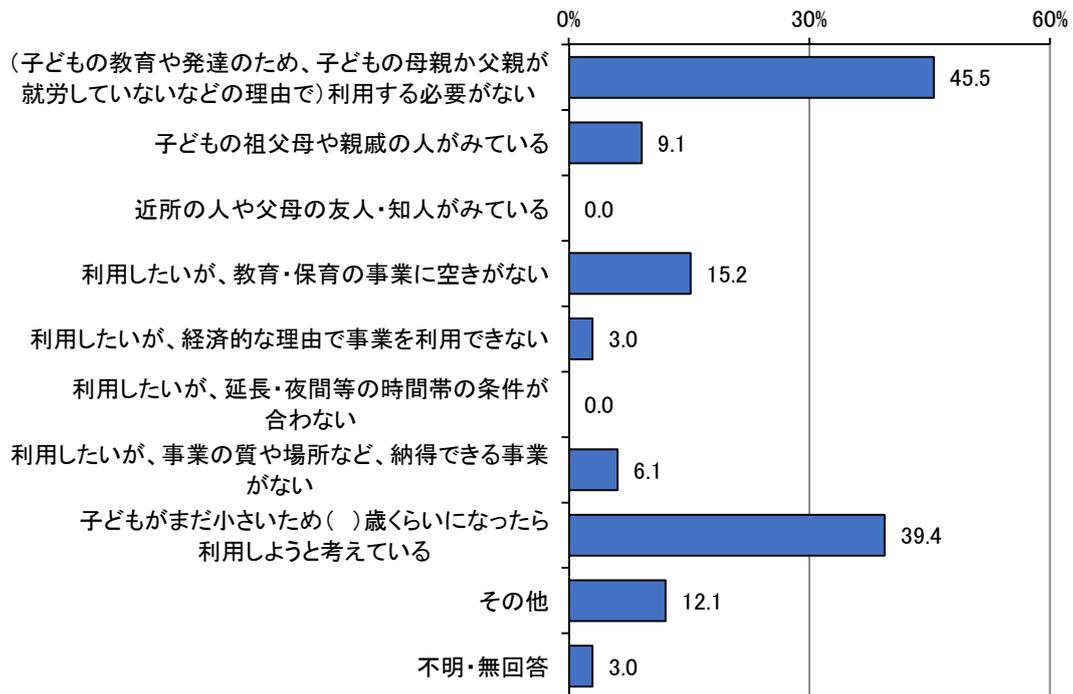


（「定期的な教育・保育の事業」を利用していないと回答した方）

就学前児童の利用していない理由は、「（子どもの教育や発達のため、子どもの母親か父親が就労していないなどの理由で）利用する必要がない」が45.5%と多く、次に「子どもがまだ小さいため（ ）歳くらいになったら利用しようと考えている」が39.4%と続きます。

また、利用したい時の子どもの年齢は「3歳」38.5%が多く、次いで「1歳」23.1%、「4歳」15.4%と続いています。

就学前児童(N=33)

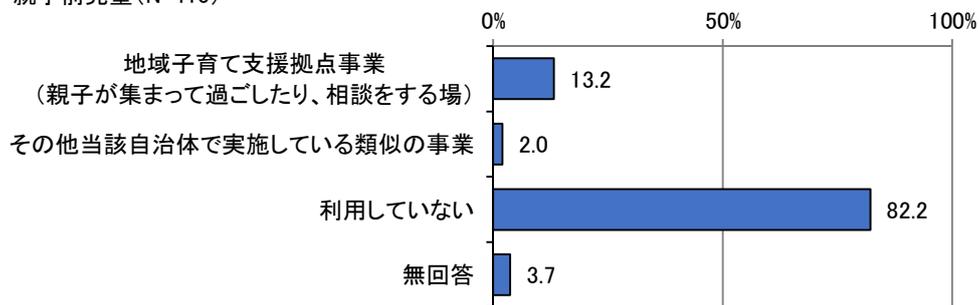


⑦ 現在、「地域子育て支援拠点事業」の利用状況について

「地域子育て支援拠点事業」の利用は13.2%、「その他当該自治体で実施している類似の事業」が2.0%で、「利用していない」が82.2%と多くなっています。

地域子育て支援拠点事業の1週あたりの利用回数は「1回」が13.0%、「2回」「3回」が9.3%と続きます。1ヶ月の利用回数は、「1回」が35.2%、「3回」と「5回」がともに9.3%、「2回」7.4%と続きます。「その他当該自治体で実施している類似の事業」は、1週あたりの利用回数は「1回」と「2回」がともに12.5%、1ヶ月当たりの利用回数は「1回」が75.0%と多くなっています。

就学前児童(N=410)



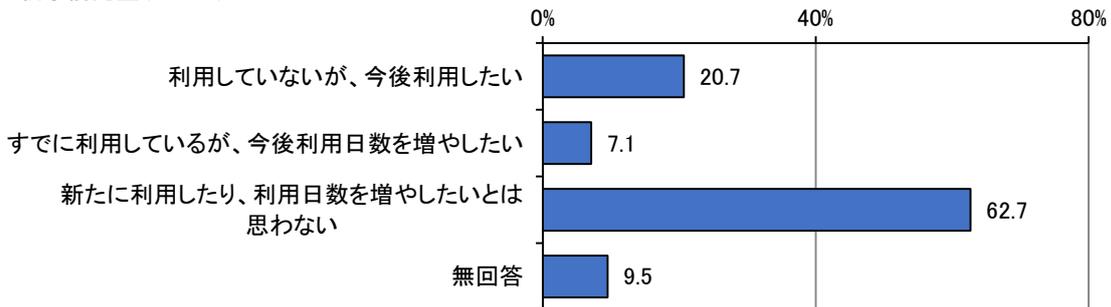
【就学前児童】 1週あたりの 利用回数	地域子育て支援 拠点事業 (N=54)		その他当該自治体 で実施している 類似の事業 (N=8)	
	件数	%	件数	%
1回	7	13.0	1	12.5
2回	5	9.3	1	12.5
3回	5	9.3	0	0.0
4回	3	5.6	0	0.0
5回以上	2	3.5	0	0.0
無回答	32	59.3	6	75.0

【就学前児童】 1ヶ月あたりの 利用回数	地域子育て支援 拠点事業 (N=54)		その他当該自治体 で実施している 類似の事業 (N=8)	
	件数	%	件数	%
1回	19	35.2	6	75.0
2回	4	7.4	0	0.0
3回	5	9.3	0	0.0
4回	0	0.0	0	0.0
5回以上	5	9.3	0	0.0
無回答	21	38.9	2	25.0

⑧ 今後の「地域子育て支援拠点事業」利用意向について

「利用していないが、今後利用したい」は20.7%で、利用希望回数は、1週あたり「1回」29.4%、「2回」と「3回」がともに3.5%と続き、1ヶ月あたりでは「1回」36.5%、「2回」21.2%と続きます。「すでに利用しているが、今後利用日数を増やしたい」は7.1%で、利用希望回数は、1週あたり「3回」が17.2%、「1回」10.3%と続き、1ヶ月あたりでは「1回」17.2%、「5回以上」13.8%と続きます。「新たに利用したり、利用日数を増やしたいとは思わない」が62.7%となっています。

就学前児童(N=410)



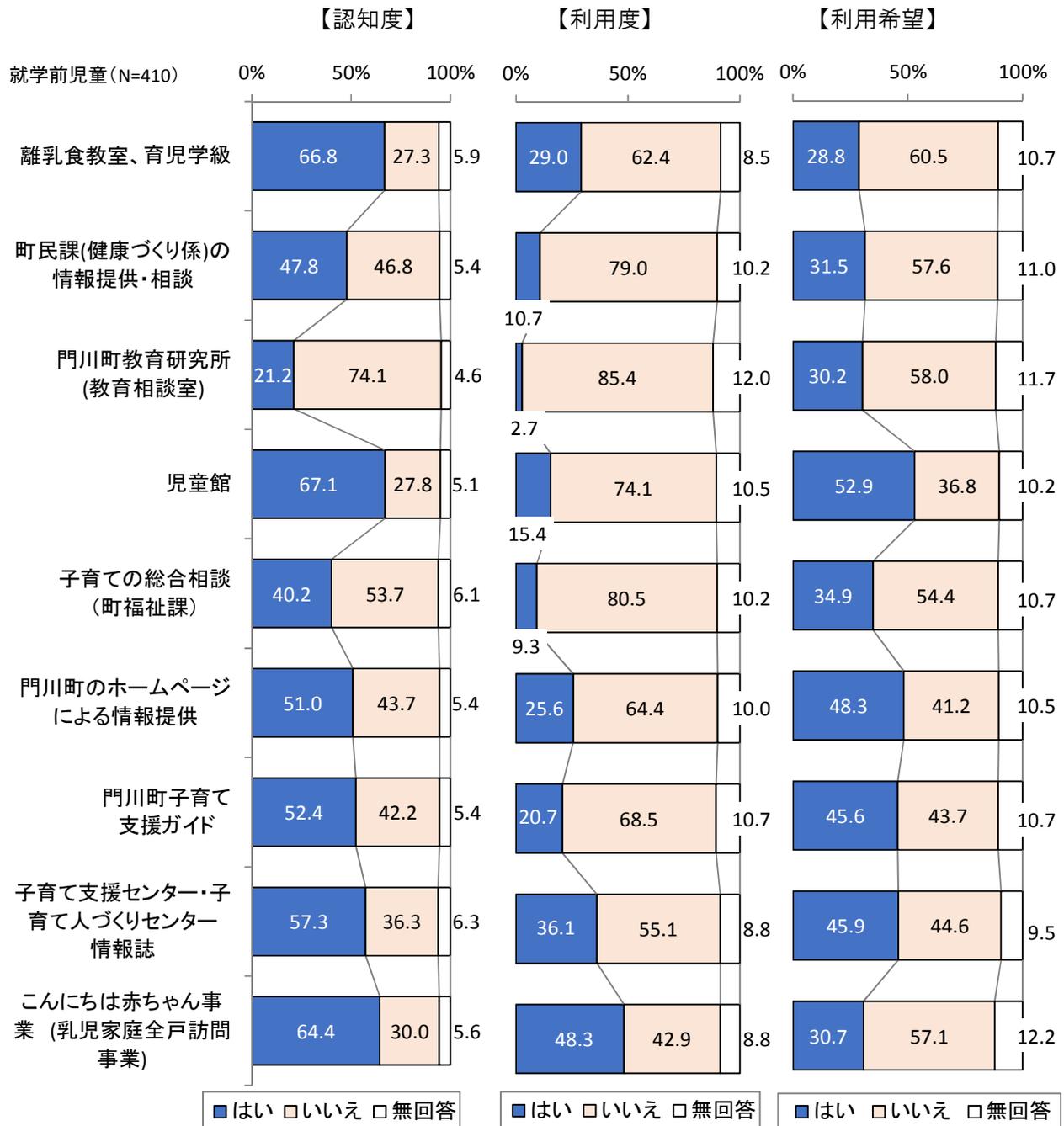
【就学前児童】 1週あたりの 利用希望回数	利用していないが、 今後利用したい (N=85)		すでに利用している が、今後利用日数 を増やしたい (N=29)	
	件数	%	件数	%
1回	25	29.4	3	10.3
2回	3	3.5	2	6.9
3回	3	3.5	5	17.2
4回	0	0.0	2	6.9
5回以上	2	2.4	2	6.9
無回答	52	61.2	15	51.7

【就学前児童】 1ヶ月あたりの 利用希望回数	利用していないが、 今後利用したい (N=85)		すでに利用している が、今後利用日数 を増やしたい (N=29)	
	件数	%	件数	%
1回	31	36.5	5	17.2
2回	18	21.2	3	10.3
3回	4	4.7	3	10.3
4回	6	7.1	3	10.3
5回以上	6	7.1	4	13.8
無回答	20	23.5	11	37.9

⑨ 知っている事業やこれまでに利用した事のある事業、今後利用したいと思う事業について

認知度は、「児童館」67.1%、「離乳食教室、育児学級」66.8%と高いものの「利用度」は10.7%、29.0%と低い状況です。また、「こんにちは赤ちゃん事業」は認知度64.4%、利用度48.3%と5割近くになっています。

利用希望は「児童館」が52.9%と多く、次に「門川町のホームページによる情報提供」48.3%、「子育て支援センター・子育て人づくりセンター情報誌」45.9%と続きます。

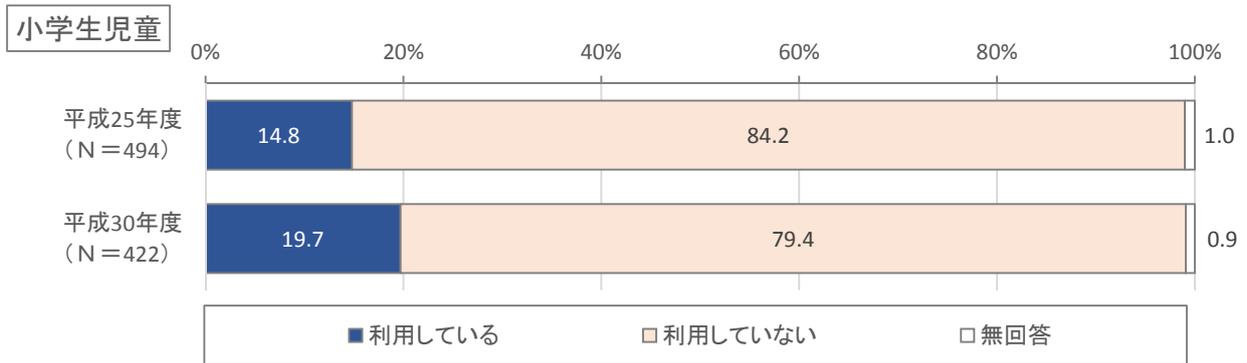


⑩ 「放課後児童クラブ」の利用有無について

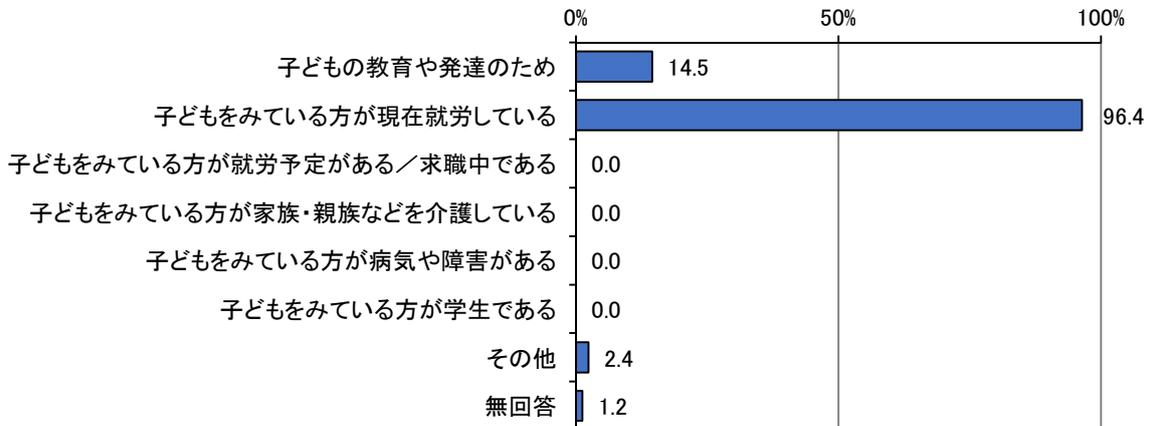
放課後児童クラブは、「利用している」が19.7%で前回より4.9%多く、「利用していない」が79.4%で前回より4.8%少なくなっていますが、利用していないが8割近くになっています。

また、「利用している」と回答した方の子どもの利用日数は、「5日」が49.4%と多く、「4日」が22.9%、「3日」と「6日」がともに7.2%となっています。

「利用している理由」については、「子どもをみている方が現在就労している」が96.4%を占めています。

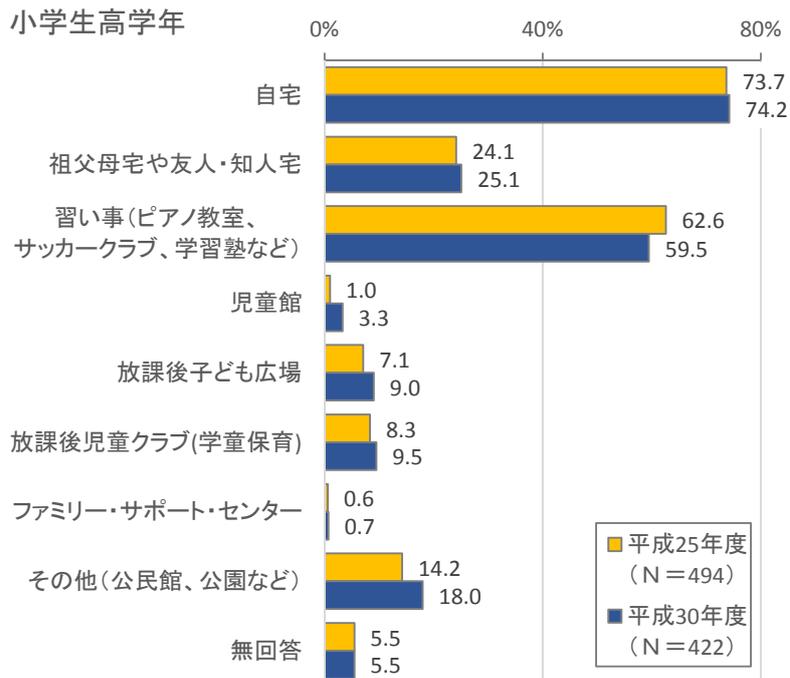
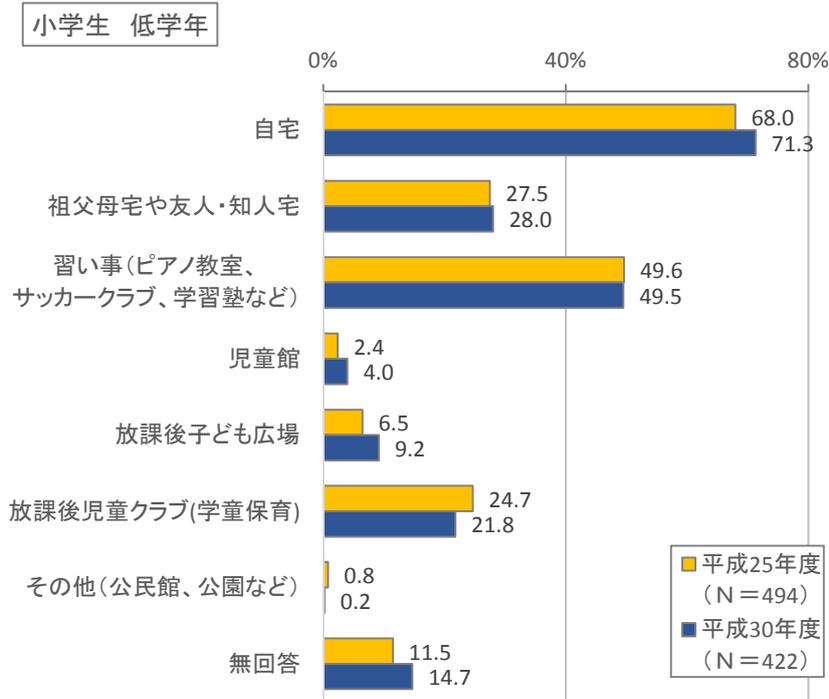


平成30年度 小学生児童 (N=83)



⑪ 放課後の子どもの過ごし方について

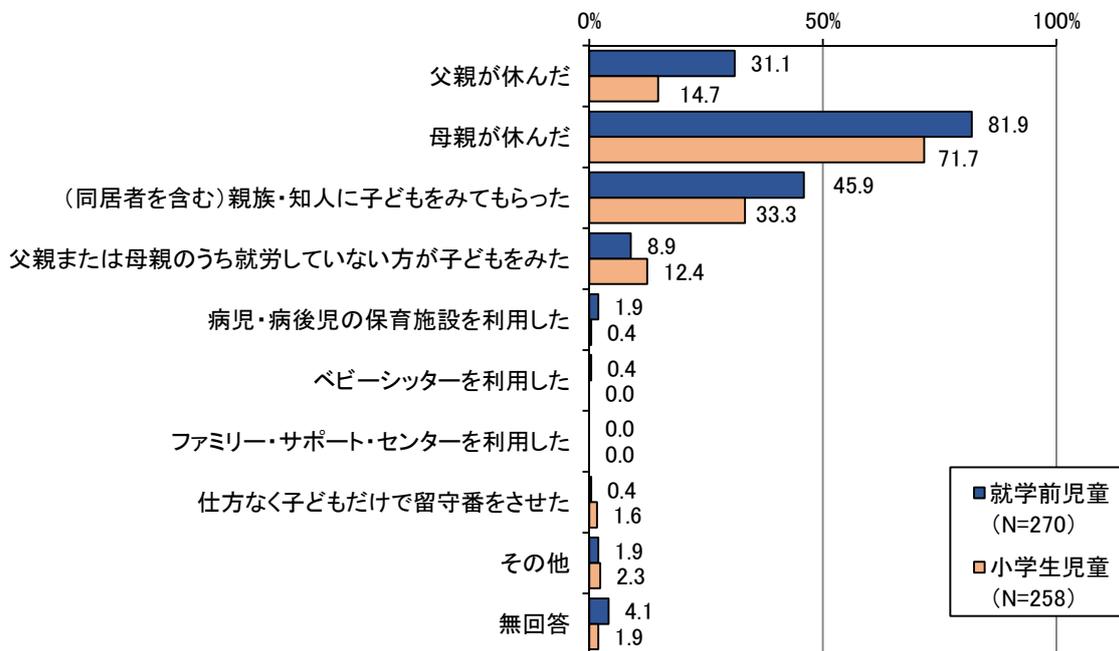
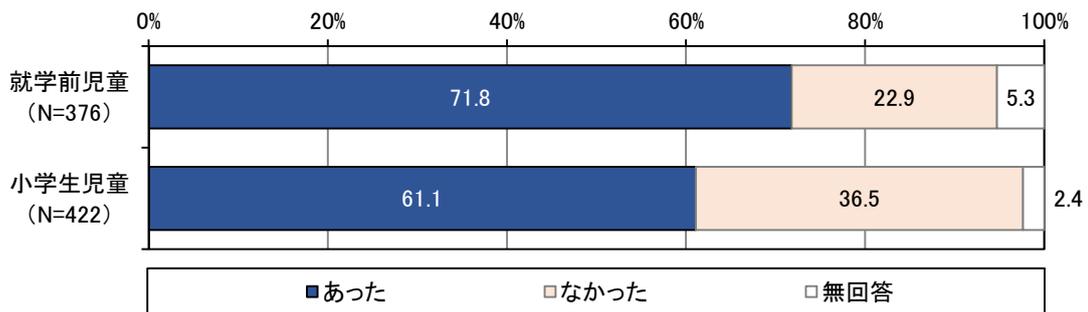
放課後の過ごし方は、低学年では「自宅」が71.3%で前回より3.3%多く、次に「習い事」が49.5%で前回より0.1%少なく、「祖父母宅や友人・知人宅」が28.0%で前回より0.5%多く、「放課後児童クラブ（学童保育）」が21.8%で前回より2.9%少なくなっています。高学年では「自宅」が74.2%で前回より0.5%多く、次に「習い事」が59.5%で前回より3.1%少なくなっています。



⑫ 子どもの病気の際の対応について（平日の教育・保育利用の方）

この一年間に子どもが病気やケガで通常の事業が利用できなかったことが「あった」は、就学前児童 71.8%、小学生児童 61.1%、「なかった」は就学前児童 22.9%、小学生児童 36.5%となっています。

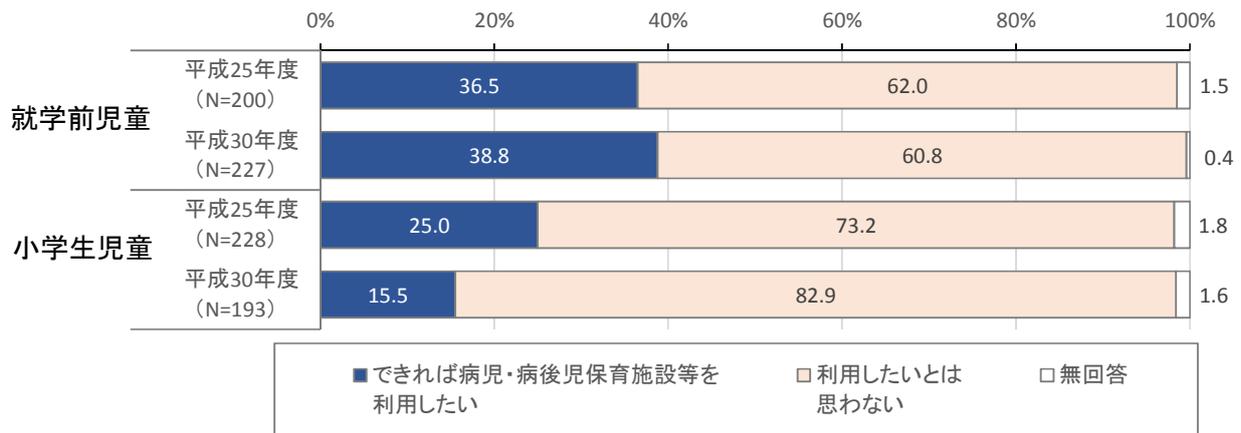
また、対処方法は、「母親が休んだ」が就学前児童 81.9%、小学生児童 71.7%と多く、次に「親族・知人に子どもをみてもらった」が就学前児童 45.9%、小学生児童 33.3%と続き、「父親が休んだ」は就学前児童 31.1%、小学生児童 14.7%となっています。



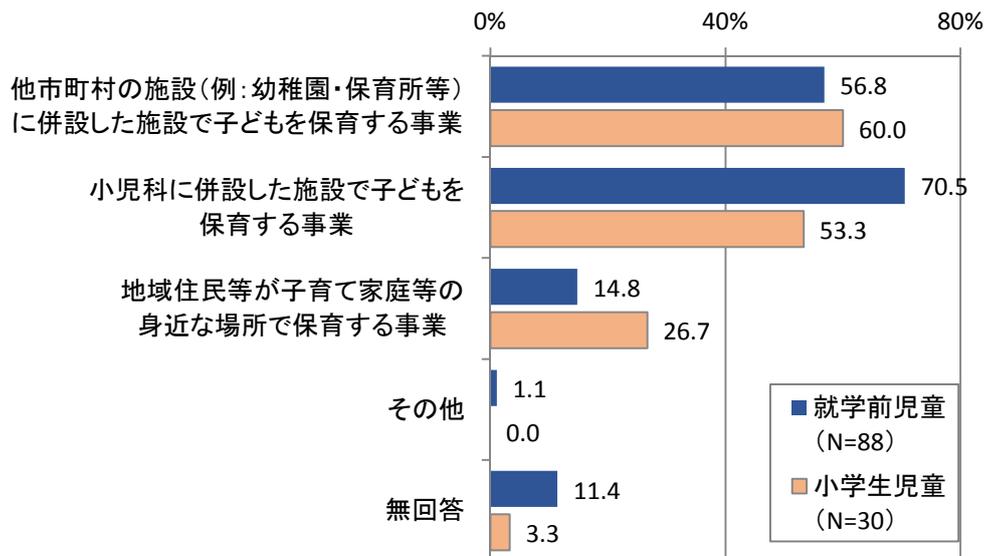
⑬ 病児・病後児のための保育施設等の利用意向について

「病児・病後児のための保育施設等の利用」は、「利用したいとは思わない」が就学前児童 60.8%で前回より 1.2%少なく、小学生児童は 82.9%で前回より 9.7%多くなっています。「できれば病児・病後児保育施設等を利用したい」は就学前児童 38.8%で前回より 2.3%多く、小学生児童は 15.5%で前回より 9.5%少なくなっています。

利用したい日数は、就学前児童は「1～3日」と「7～14日」がともに 23.9%と多く、小学生児童「1～3日」53.3%と多くなっています。

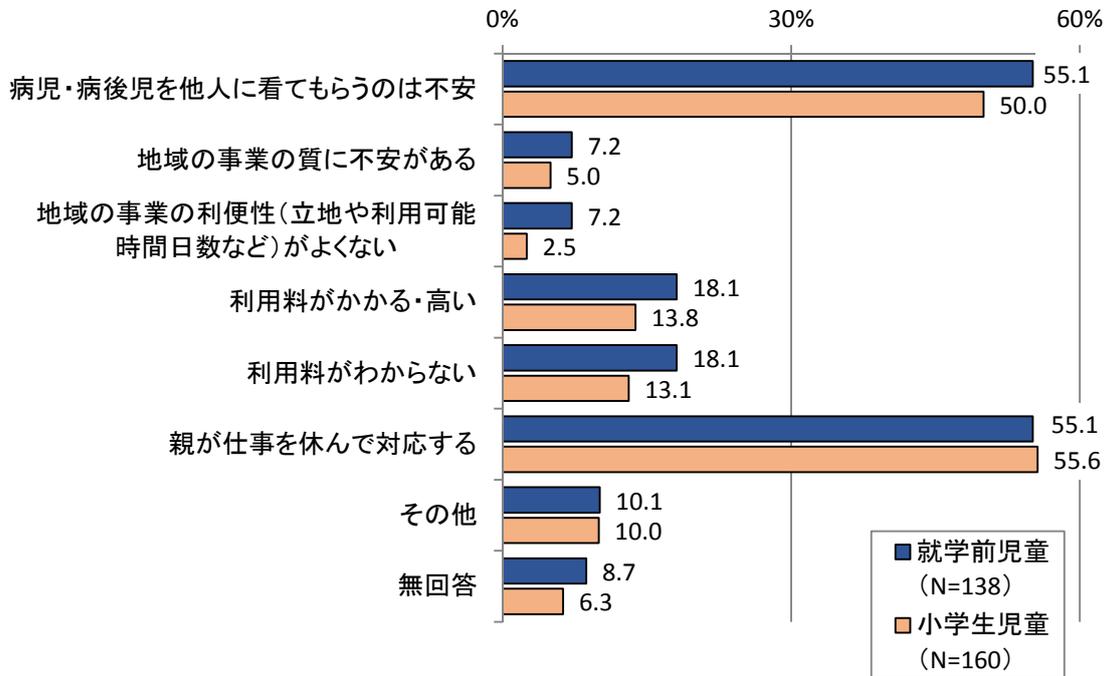


「病児・病後児のための保育施設等の利用をしたい」と回答した方の望ましい事業形態は、就学前児童が「小児科に併設した施設で子どもを保育する事業」が 70.5%と多く、小学生児童は「他市町村の施設に併設した施設で子どもを保育する事業」が 60.0%と多くなっています。



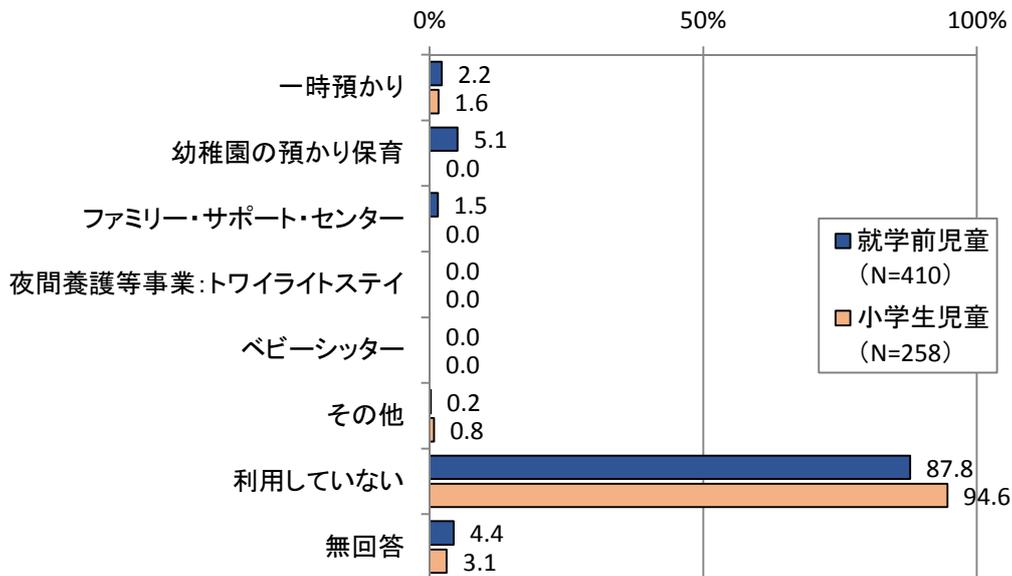
第3章 ニーズ調査結果と事業評価（内部評価）について

反対に、「病児・病後児のための保育施設等の利用をしたいと思わない」と回答した方の理由は、就学前児童が「病児・病後児を他人に看てもらうのは不安」と「親が仕事を休んで対応する」がともに55.1%と多く、小学生児童は「親が仕事を休んで対応する」が55.6%と多くなっています。



⑭ 子どもの不定期の教育・保育事業や宿泊を伴う一時預かり等の利用について

不定期に利用している事業は、「利用していない」が就学前児童 87.8%、小学生児童 94.6%と多くなっています。利用している中では就学前児童は「幼稚園の預かり保育」が5.1%、「一時預かり」2.2%、「ファミリー・サポート・センター」1.5%と続き、小学生児童は「一時預かり」が1.6%となっています。

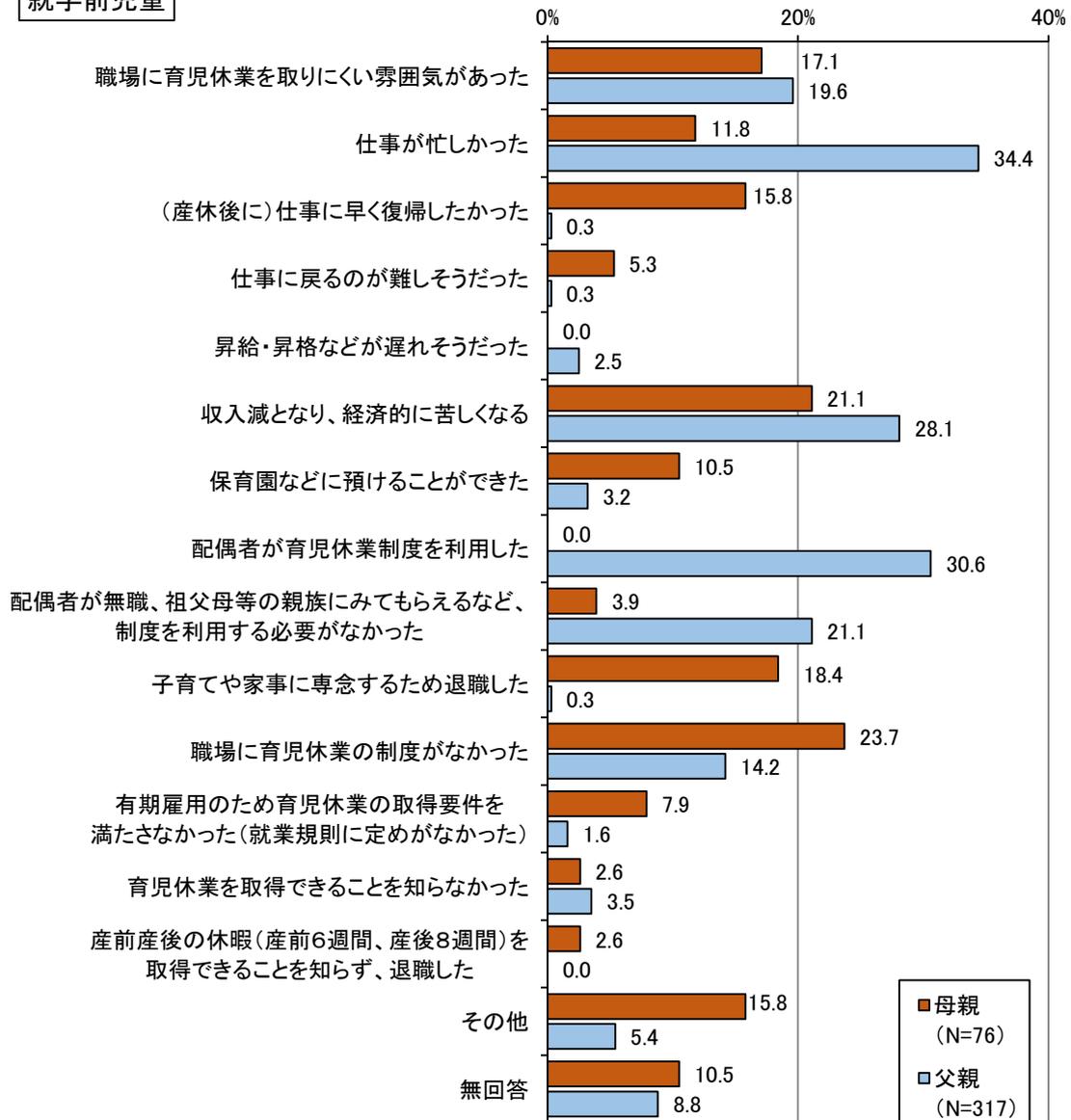


⑮ 「育児休業を取得していない」と回答した方のその理由について

育児休業を取得していない理由は、母親は「職場に育児休業の制度がなかった」が23.7%と多く、次に「収入減となり、経済的に苦しくなる」21.1%、「子育てや家事に専念するため退職した」18.4%、「職場に育児休暇を取りにくい雰囲気があった」17.1%と続きます。

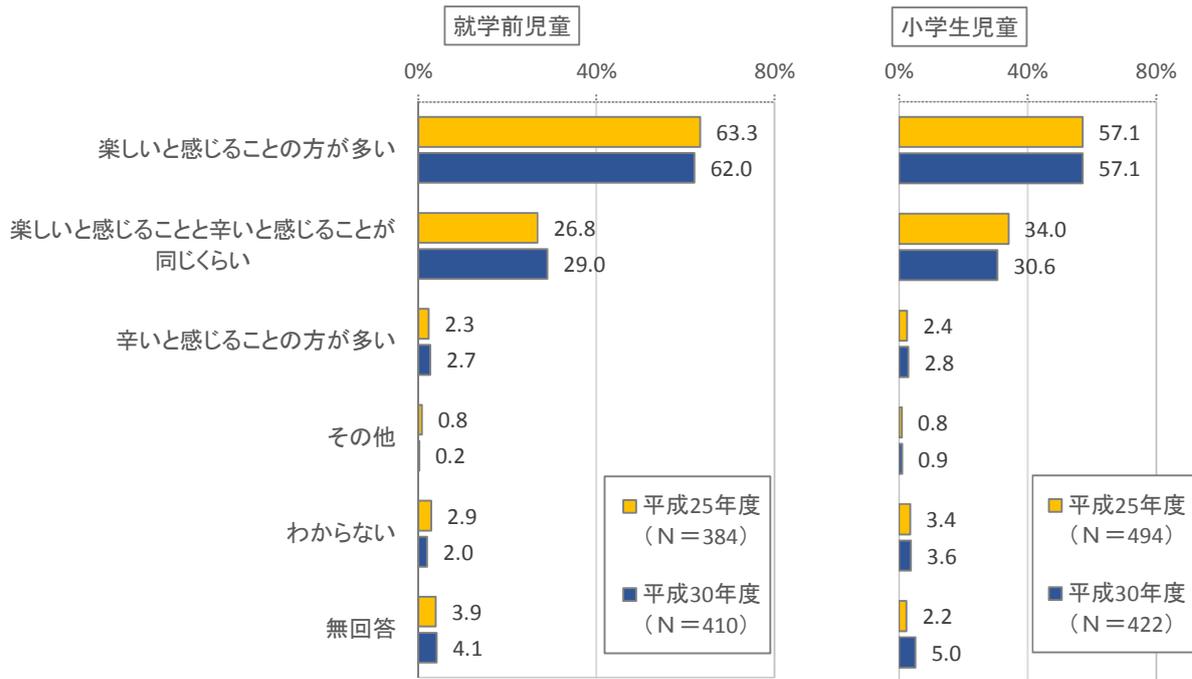
父親は「仕事が忙しかった」が34.4%と多く、「配偶者が育児休業制度を利用した」30.6%、「収入減となり、経済的に苦しくなる」28.1%、「配偶者が無職、祖父母等の親族にみてもらえるなど、制度を利用する必要がなかった」21.1%と続きます。

就学前児童



⑯ （自分にとって）子育てを楽しんでいるか

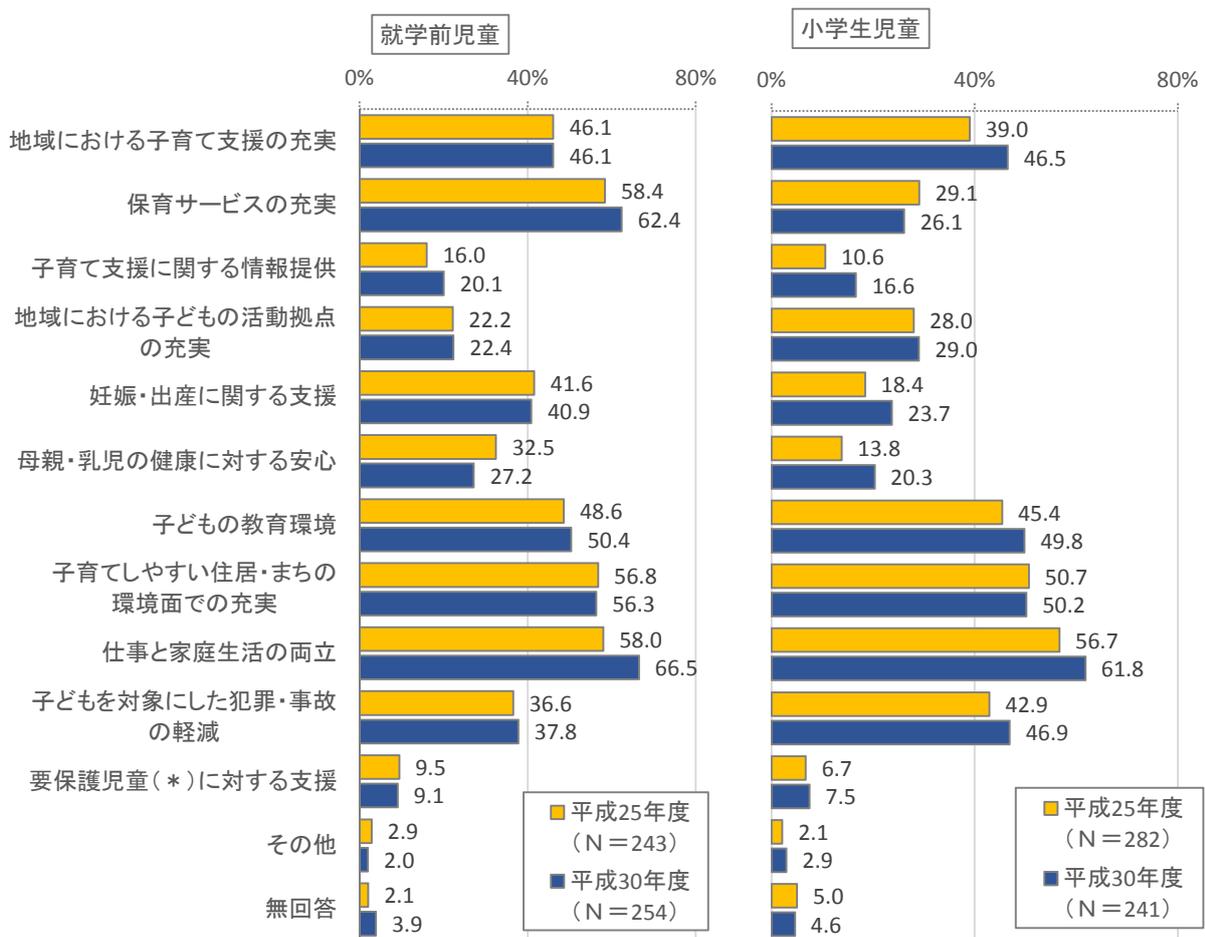
子育てについて感じることは、「楽しいと感じることの方が多く」が就学前児童は62.0%で前回より1.3%少なく、小学生児童は57.1%で前回と同じ、「楽しいと感じることと辛いと感じることが同じくらい」が就学前児童29.0%で前回より2.2%多く、小学生児童30.6%で前回より3.4%少なく、「辛いと感じることの方が多く」が就学前児童2.7%で前回より0.4%多く、小学生児童2.8%で前回より0.4%多くなっています。



⑰ 子育てをする中で、有効な支援、対策について

子育てをする中で、有効な支援・対策は、就学前児童は「仕事と家庭生活の両立」が66.5%で前回より8.5%多く、次に「保育サービスの充実」が62.4%で前回より4.0%多く、「子育てしやすい住居・まちの環境面での充実」が56.3%で前回より0.5%少なく、「子どもの教育環境」が50.4%で前回より1.8%多くなっています。

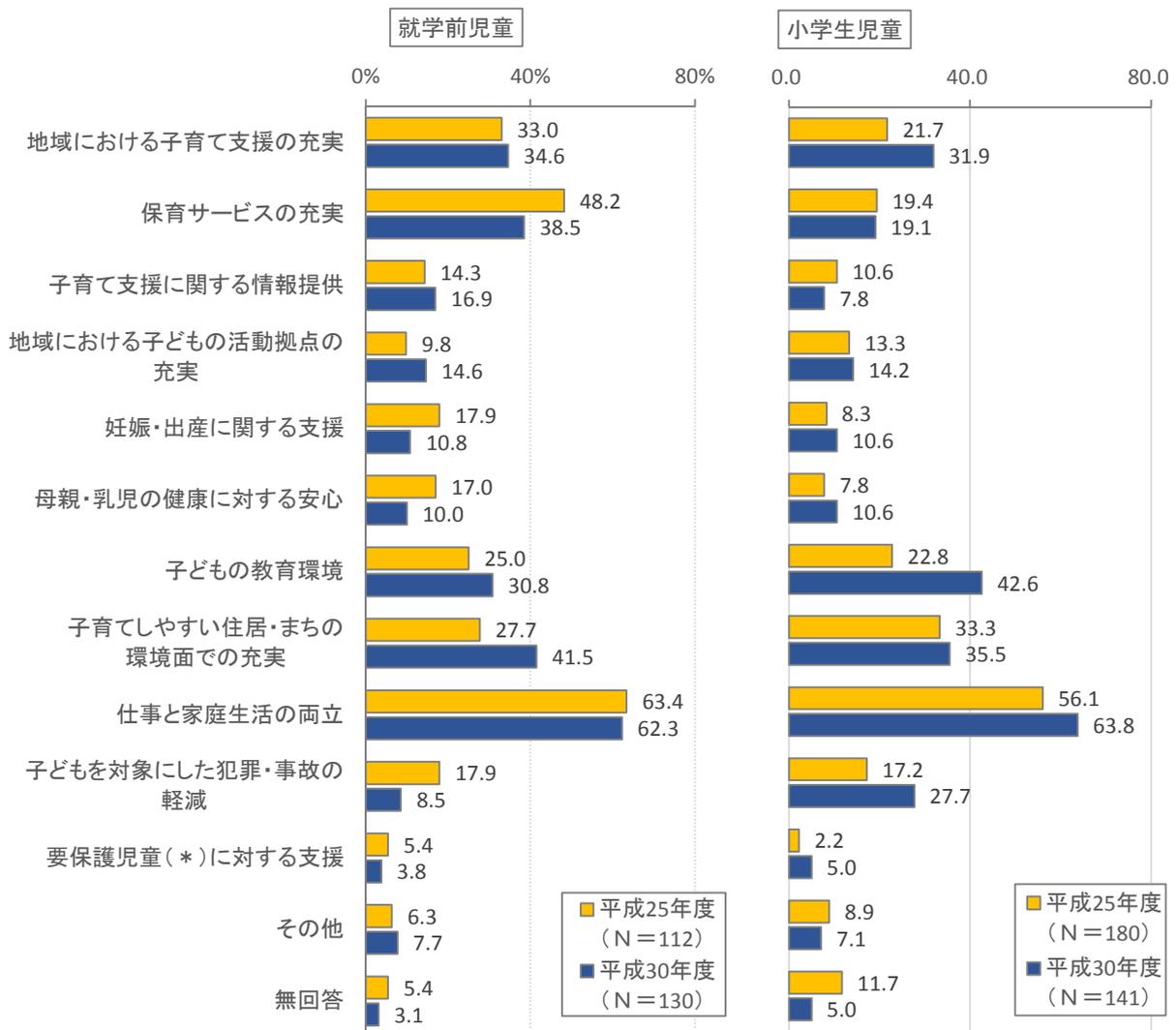
小学生児童は「仕事と家庭生活の両立」が61.8%で前回より5.1%多く、次に「子育てしやすい住居・まちの環境面での充実」が50.2%で前回より0.5%少なく、「子どもの教育環境」が49.8%で前回より4.4%多くなっています。



⑱ 子育ての辛さを解消するために必要なことについて

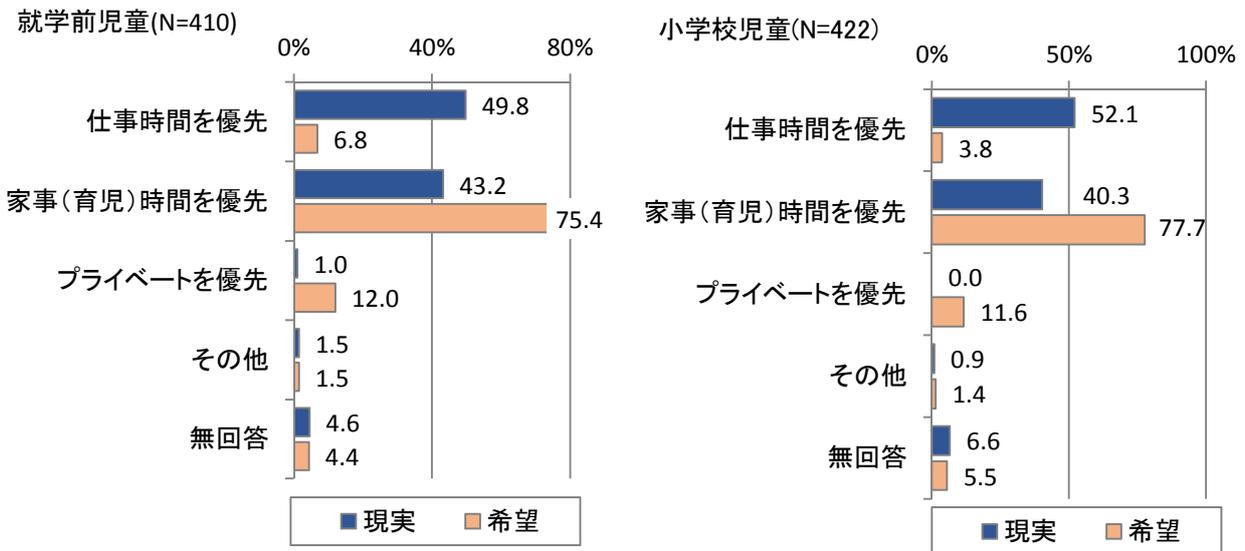
子育ての辛さを解消するために必要なことは、就学前児童は「仕事と家庭生活の両立」が62.3%で前回より1.1%少なく、次に「子育てしやすい住居・まちの環境面での充実」が41.5%で前回より13.8%多く、「保育サービスの充実」が38.5%で前回より9.7%少なく、「地域における子育て支援の充実」が34.6%で前回より1.6%多くなっています。

小学生児童は「仕事と家庭生活の両立」が63.8%で前回より7.7%多く、次に「子どもの教育環境」が42.6%で前回より19.8%多く、「子育てしやすい住居・まちの環境面での充実」が35.5%で前回より2.2%多く、「地域における子育て支援の充実」が31.9%で前回より10.2%多くなっています。



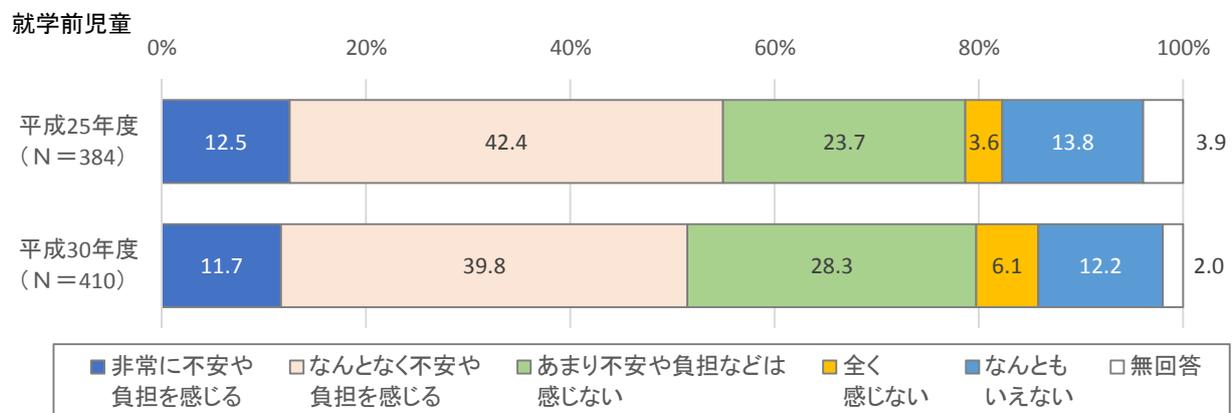
⑱ 生活の中における「仕事時間」と「家事（育児）・プライベートの生活時間」の優先度について

仕事と家事(育児)・プライベートの優先度の希望と現実、希望としては「家事（育児）時間を優先」が就学前児童 75.4%、小学生児童 77.7%と高い割合ですが、現実には「仕事時間を優先」が就学前児童 49.8%、小学生児童 52.1%となっています。



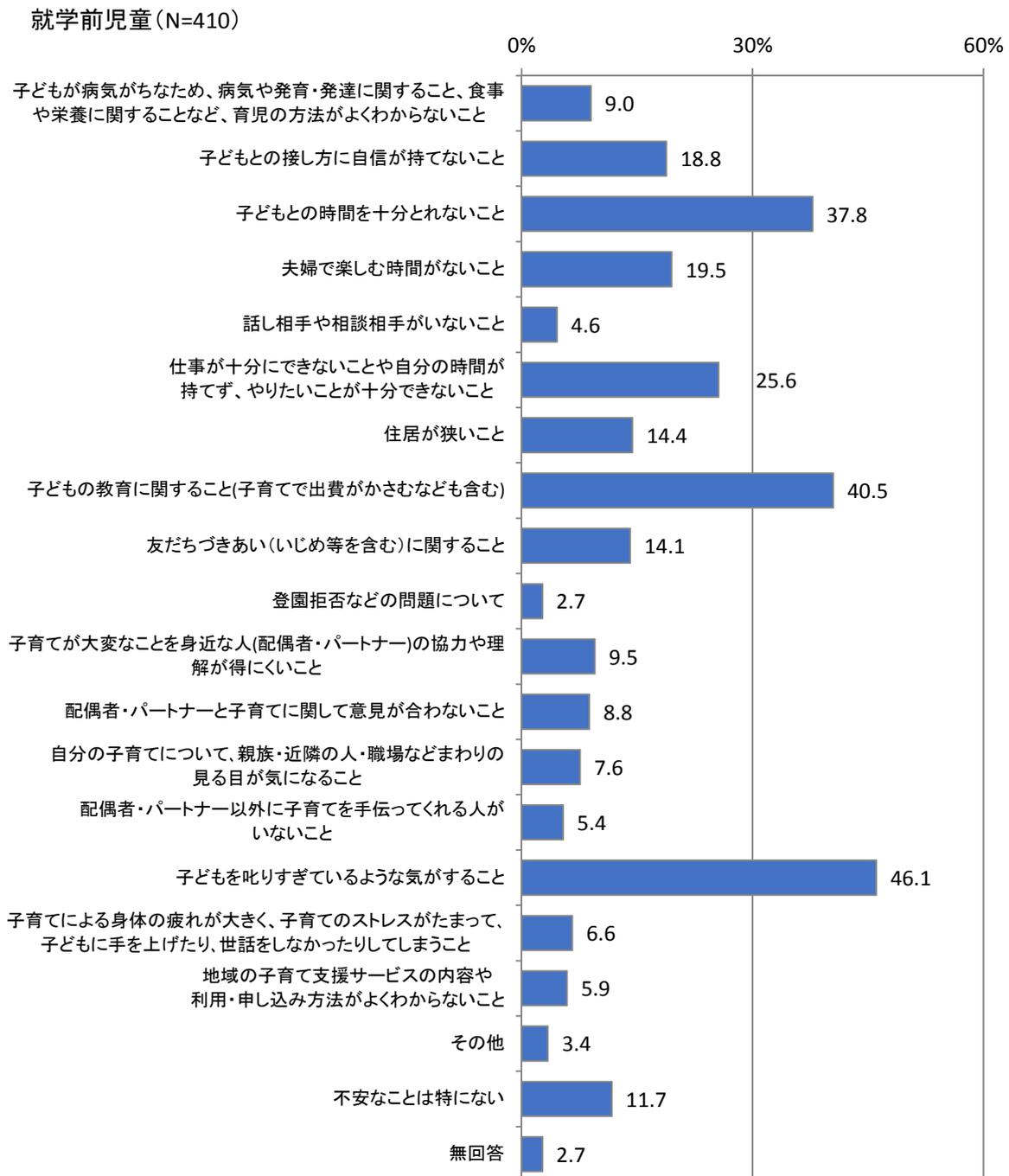
⑳ 子育てに関する不安感や負担感について

子育てに関する不安感や負担感は、「非常に不安や負担を感じる」が11.7%で前回より0.8%少なく、「なんとなく不安や負担を感じる」が39.8%で前回より2.6%少なく、「あまり不安や負担感などは感じない」が28.3%で前回より4.6%多く、「全く感じない」が6.1%で前回より2.5%多くなっています。



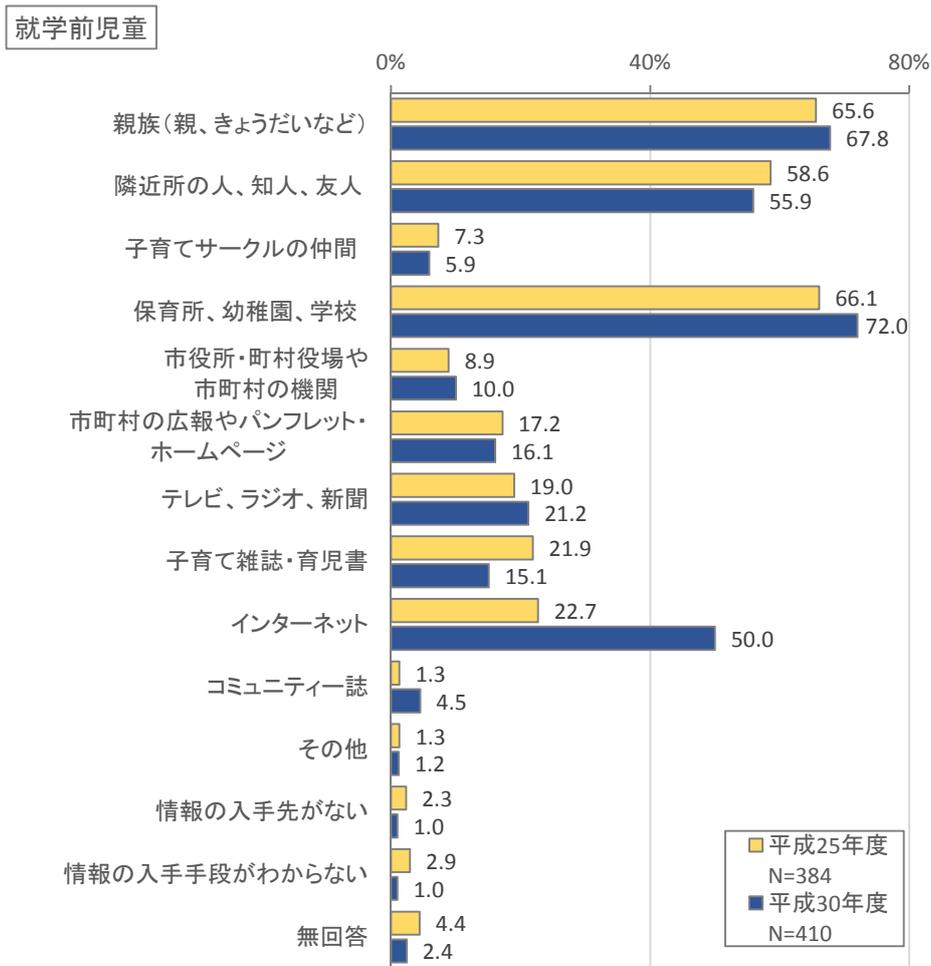
㉑ 子育てについて日頃の悩みや気になること

子育てについて日常の悩みや気になることは、「こどもを叱りすぎているような気がする」が46.1%、次に「子どもの教育に関すること（子育てで出費がかさむなども含む）」40.5%、「子どもとの時間を十分とれないこと」37.8%、仕事が十分にできないことや自分の時間が持てず、やりたいことが十分できないこと」25.6%と続きます。



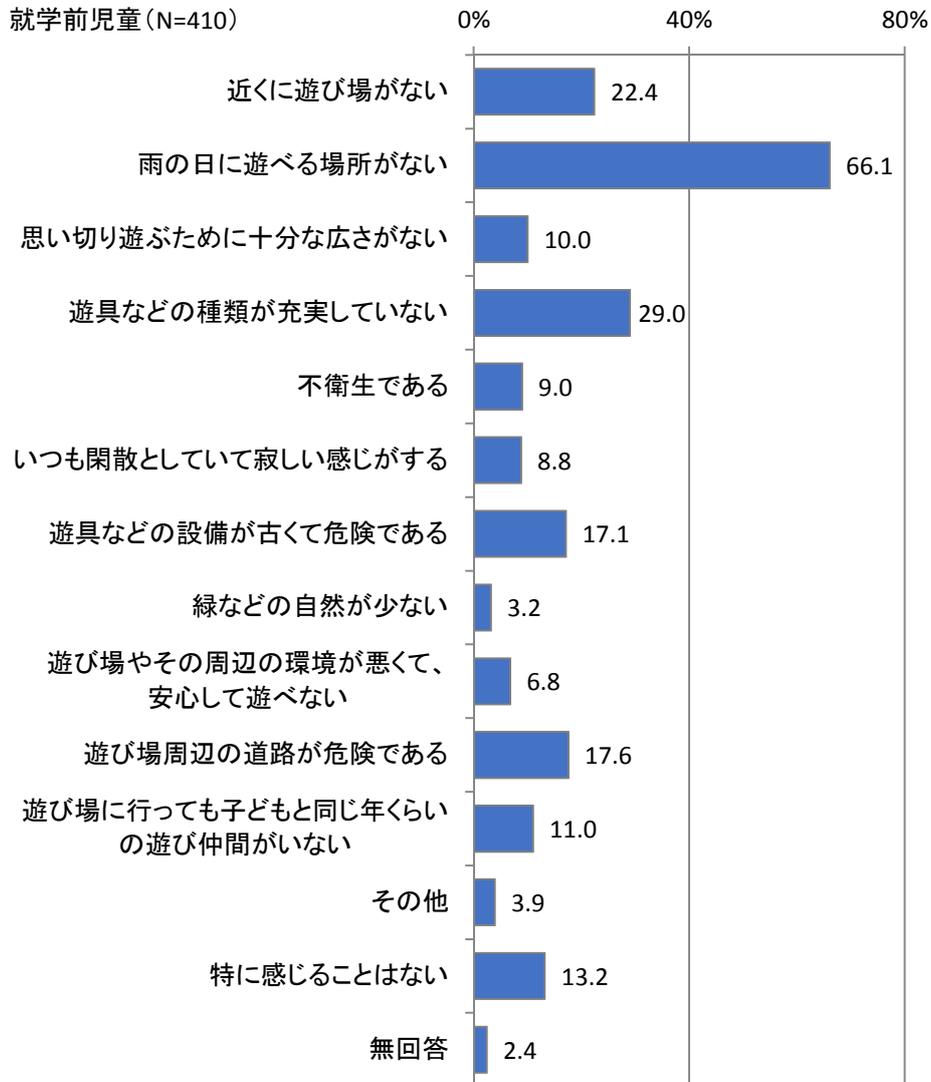
② 子育てに関する情報の入手先について

子育てに関する情報の入手は、「保育園、幼稚園、学校」が72.0%で前回より5.9%多く、「親族（親、きょうだいなど）」が67.8%で前回より2.2%多く、「隣近所のひと、知人、友人」55.9%で前回より2.7%少なくなっています。「インターネット」は50.0%と前回より27.3%多くなっています。



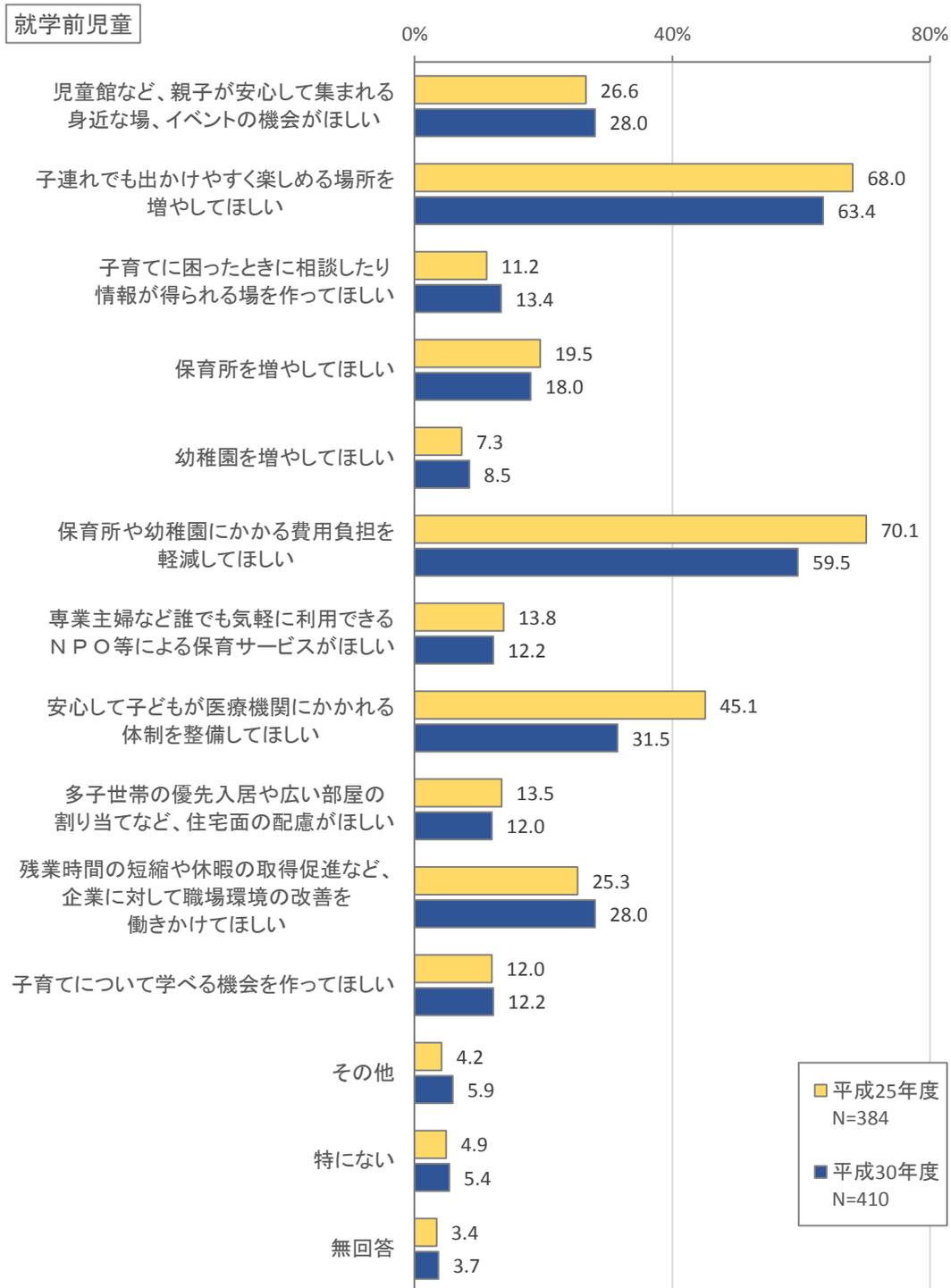
㊸ 家の近くの子どもの遊び場について

子どもの遊び場についての感じは、「雨の日に遊べる場所がない」が66.1%と多く、次に「遊具などの種類が充実していない」29.0%、「近くに遊び場がない」22.4%と続きます。



④ 本町に対しての子育て支援の充実の要望

子育て支援の充実の要望は、「子連れでも出かけやすく楽しめる場所を増やしてほしい」が63.4%で前回より4.6%少なく、「保育所や幼稚園にかかる費用負担を軽減してほしい」が59.5%で前回より10.6%少なく、「安心して子どもが医療機関にかかる体制を整備してほしい」が31.5%で前回より13.6%少なくなっています。



2 調査結果からみた現状と課題

本計画策定にあたり、前計画における施策の評価を行うとともに、統計データ、ニーズ調査結果を踏まえ、課題を整理しました。

（1）家庭や地域における子育て支援の充実（地域における子育て支援の充実/要保護児童への対応などきめ細やかな取組の推進）

子どもが成長するための出発点は家庭であり、基本的な生活習慣や社会で自立できる力を身につけさせることは親が担うべき重要な役割です。しかし、少子化や核家族化の進行に伴い、この役割を十分に果たすことが難しい家庭が増加しており、アンケート調査をみると、日頃お子さんをみてもらえる親族・知人がいない人が約1割となっており、身近な人に頼りにくい状況が見受けられます。

地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター等）の今後の利用意向や、利用日数の増加を希望する人が一定数存在することや、不定期の保育事業の利用意向として、地域子育て支援拠点などの小規模な施設やファミリー・サポート・センター等の地域住民等が子育て家庭等の近くの場所でみてるサービスを求める声もあることから、さまざまな地域の子育て支援サービスにより、子育て家庭を支援することが必要です。

また、国においては、ひとり親における家庭の経済的な状況が子どもの育ちに影響を及ぼす「子どもの貧困」が問題となっています。平成28年度の国民生活基礎調査によれば、子育て中の一般世帯の平均年収に比べ、母子世帯は約1/3となっており、特に母子家庭における経済的困窮が顕著となっています。

ニーズ調査では、子育てに関して、子育て（教育を含む）に関する相談相手については、「祖父母等の親族」「友人や知人」の割合が高くなっており、次いで就学前児童の保護者は「保育士」、小学生児童の保護者は「学校・教育」となっています。

支援が必要な家庭に、適切なサービスや支援を結び付けるとともに、地域の支援者と連携しながら、生活に困難を抱える家庭への支援を行うことが必要です。特に、ひとり親家庭の生活の安定と自立を支援するため、日常生活を支援し、相談体制を充実させることが求められます。

さらに、保育所等における障がいのある子どもの受入れなど、保育所等における支援の一層の充実が全国的に求められており、障がいのある子どもの保育については、一人ひとりの子どもの発達過程や障害の状態を把握し、適切な環境の下で、子どもの状況に応じて実施することが必要です。

本町では、第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画を策定し、障がい児施策の推進に努めています。今後も発達障がいをはじめ、発達に課題のある子どもと家族への継続した相談支援・啓発活動や研修等、関係機関と連携を図っていくことが必要だと考えます。

（2）母親と子どもの健康確保及び増進

乳幼児期は、基本的な生活習慣を整え、人格形成の基礎が培われる大切な時期にあり、保護者や家庭のかかわり方が重要となります。睡眠、食事、運動等生活リズムを整え、子どもとの情緒的交流が望まれますが、一方で、育児不安を持つ母親が多くなっています。

ニーズ調査では、子育てに関する相談相手については、就学前児童の保護者、小学生児童の保護者ともに「祖父母等の親族」や「友人や知人」といった身近な周りの相談相手が多く、「子育て支援施設」「保健所・保健センター」などの各機関は、就学前児童の保護者、小学生児童の保護者ともに0.5%も満たしていない状況となっています。

さらに、就学前の保護者で3.4%、就学児童の保護者で4.3%が子育てをする上で気軽に相談できる人が「いない」と回答しており、悩みを抱えた保護者が誰にも相談できずに、抱え込んでしまっていることが懸念されます。

妊娠期から子育て期の切れ目のない相談や支援を行い、タイムリーに福祉サービスや専門相談機関につなげ、親の育児不安・負担の軽減を図り、安心して産み育てることができる取り組みが必要です。

今後は、子育て支援に関する情報発信体制を強化するとともに、妊娠から出産、乳幼児期と連続した公的支援に加え、子育て家庭間の交流や、悩みを気軽に相談できる機会と場所の提供など、切れ目のない支援の充実を図り、個々の状況に寄り添いながら支援していくことが重要です。

（3）子どもの育ちを支える環境の整備（子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備）

近年、少子化や核家族化、地域のつながりの希薄化が進むにつれ、子育ての不安や負担を一人で抱えている親が増加しています。

ニーズ調査によると、子育てに最も影響すると思う環境としては「家庭」の割合が9割以上と最も高いものの、「地域」の割合も2割強となっています。

また、子育てについて気軽に相談できる人として、「祖父母等の親族」、「友人や知人」の割合が高くなっていますが、祖父母などの親族に子どもを預かってもらうことについては、相手の負担等を考えて不安を抱える人も多くなっています。

母親の就労状況について、全国的に母親のフルタイム就労が増加傾向にあり、本町においても、就学前児童をもつ母親の約7割強がなんらかの就労（産休・育休・介護休業中除き）をしており、産休・育休・介護休業明けの方が就労復帰する割合も含めると、働きながら育児をする母親のさらなる増加が見込まれます。

（４）子育てを支援する生活環境の整備（子育てを支援する生活環境の整備/子ども等の安全の確保）

子育てのしやすい環境の拡大に向けて、地域の特性を活かし、祖父母等の子育ての学び直しの機会をつくり、祖父母等とも協力した子育てをすすめることも視野に検討することも必要です。

また、地域での助け合いの機運や機会を創出しながら、必要な子育て支援サービスの充実も図ることで、家庭と地域が支え合う子育てしやすいまちをつくることが重要です。

本町では、地域と協働した事業を行っており、今後は家庭のみならず、地域全体で子どもを育てていくという意識を醸成し、地域での教育力を高めていくことが求められます。

（５）職業生活と家庭生活との両立の推進

国では、持続可能で安心できる社会を作るために、「就労」と「結婚・出産・子育て」、あるいは「就労」と「介護」の「二者択一構造」の解消をすすめ、「ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）」を実現することを目指しています。平成29年10月には、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」が改正され、職場における仕事と家庭の両立のための制度とその制度を利用しやすい環境づくりに取り組んでいます。しかし、男性の子育てや家事に費やす時間が先進国中最低の水準である我が国において、その解消に向けては、企業や社会全体の理解に向けて一層の推進が必要となっています。

ニーズ調査では、前計画時より母親の育児休業を取得した割合は大きく増加していますが、父親の取得状況は大きな変化はなく、いまだ低い水準となっています。また、父親が取得していない理由として「収入源となり、経済的に苦しくなる」28.1%や、「配偶者が育児休業制度を利用した」30.6%となっており、出産後の育児は母親が担う傾向がみられます。

働きながら安心して父親もともに子どもを生み育てることができるように、企業を含めた仕事と子育ての両立支援の環境を確立するため、「ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）」の考え方をさらに浸透させていくことが大切です。

3 前計画の事業評価（内部評価）

（1）分析と評価の根拠

子ども・子育て支援法に基づく基本指針において、子ども・子育て支援事業計画を作成する際には、次世代育成支援対策推進法に基づき作成する地域行動計画に記載して実施している次世代育成支援対策について、分析、評価を行うこととされています。

そこで、第2期門川町子ども・子育て支援事業計画の策定にあたり、平成27年3月に策定した「門川町子ども・子育て支援事業計画」について分析、評価を行いました。

（2）事業評価判定の考え方

① 基本的な考え方

厚生労働省は、「子ども・子育てに関する計画の推進状況を点検・評価するため、個別事業に加え、個別事業を束ねた施策レベル、計画全体の評価も実施することが望ましい」と述べています。これは、利用者の視点に立った指標を設定し、点検・評価を行い、施策の改善に繋いでいくことをめざし、これまでのPDCAサイクルの実効性をさらに高めることを目的としているためです。

こうした指針を基に、前回に続き本計画においても本町では、内部評価（行政関係部署による個別事業の成果確認）の分析を試みました。

これらの導き出された利用の状況を分析・評価し、その結果を利用者拡大に向けた施策の検討や各事業における今後の方向性の再検討等に活用します。

② 評価の方法

施策毎に関係のある部署を担当とし、選定された関係部署が評価基準による指標において達成度や施策を構成する事務事業の実施状況等を基に施策を分析しました。

特に、内部評価では「利用度」の理解が難しいため、「利用度、利用状況把握度」の視点で評価としました。

③ 評価の枠組み

前計画の事業進捗状況を点検・評価するため、庁内において施策の進捗度・達成度・利用状況把握度について個別事業評価を行い、基本目標の全体評価（内部評価）として実施しました。

④ 事業進捗過程における評価判定方法について（内部評価の総合判定）

事業推進過程の内部評価として下記とおり、「A～E判定」の5つの類型に区分しました。

【評価基準】

判定	推進度	達成度
A	十分に推進されている	十分に達成されている
B	概ね推進されている	概ね達成されている
C	あまり推進されていない	あまり達成されていない
D	推進していない	達成していない
E	完了、中止、廃止	完了、中止、廃止

判定	利用状況把握度
A	十分に利用状況が把握、正確にその内容が確認されている
B	概ね利用状況の把握ができているが、その内容は整理されていない
C	あまり利用状況の把握はされていない
D	利用状況の把握ができない。もしくは利用されているが把握していない
E	完了、中止、廃止

また、判定方法は次のとおりです。

- A: ・「推進」「達成」「利用」の全てにおいてA判定である。
・事業が完了している。
◆100%の推進度・達成度・利用状況把握度があり、今後もさらに施策推進の維持を図ることができる。
- B: ・「推進」「達成」「利用」のうち、2つ以上がA判定である。
・「推進」「達成」「利用」のうち、1つがA判定であり、かつ残り2つはB判定である。
・全てにおいてB判定である。
◆概ね70～90%の推進度・達成度・利用状況把握度があり、計画期間中に100%を目指す。
- C: ・「推進」「達成」「利用」のうち、2つ以上がB判定以上である。
・「推進」「達成」「利用」のうち、1つがA判定もしくはB判定であり、かつ残り2つは判定である。
・全てにおいてC判定である。
◆概ね20～50%の推進度・達成度・利用状況把握度でしかないが、計画期間中にBの目標を目指す。
- D: ・「推進」「達成」「利用」のうち、2つ以上がC判定以上である。
◆推進していない、或いは推進度・達成度はC以下である。また、利用されているが用状況把握がされていない。
- E: ・事業中止もしくは事業廃止されている。

平成30年度においては、平成25年度に評価した施策の内部評価から平成28年度、平成29年度において、推進度、達成度、利用把握度の進捗評価を基に総合評価がどのように推進されているかを示しています。

（3）前計画・平成30年度内部評価結果

前計画である「かどがわ 子ども・子育てプラン」において、推進されている（平成27年度から平成31年度まで）主要施策と推進事業について、関係部署課ごとに進捗評価を行った結果（事業評価比較）は次のとおりです。

第3章 ニーズ調査結果と事業評価（内部評価）について

1 地域における子育ての支援						
項目	個別事業	担当課	平成24年度	平成28年度	平成30年度	平成28年度時点での評価理由 平成30年度の実績と課題
(1) 保育サービスの充実						
①	時間外保育	福祉課	A	A	A	【平成28年度時点でのA評価理由】 町内認可保育園6で事業に取り組んだ。 【平成30年度の実績と課題】 A：町内保育所3、認定こども園3施設で延長保育事業を実施した。
②	放課後児童健全育成事業	福祉課	A	B	A	【平成28年度時点でのB評価理由】 町内に委託にて5施設開設した。1施設にて希望者が多く調整がでた。 【平成30年度の実績と課題】 A：委託にて町内5ヶ所に開設した。
③	子育て短期支援事業	福祉課	—	B	B	【平成28年度時点でのB評価理由】 2家庭3児童利用した。 制度に対する一般家庭の認知度は低いと思う。 【平成30年度の実績と課題】 B：1家庭1名の児童が利用した。事業の周知を図る必要がある。
④	地域子育て支援拠点事業延長保育事業	福祉課	A	A	A	【平成28年度時点でのA評価理由】 町内子育て支援センターと人づくりセンターの2箇所にて事業を実施している。 【平成30年度の実績と課題】 A：子育て支援センターと子育て人づくりセンターの町内2ヶ所で事業を実施している
⑤	幼稚園等における在園児を対象とした一時預かり（預かり保育）	福祉課	A	B	A	【平成28年度時点でのB評価理由】 幼稚園1、認定こども園1の施設で事業に取り組んだ。 【平成30年度の実績と課題】 A：幼稚園1、認定こども園4の施設で事業に取り組んだ。 （自主事業）
⑥	幼稚園等における在園児を対象とした一時預かり（預かり保育）以外	福祉課	A	B	A	【平成28年度時点でのB評価理由】 認可保育園での一時あずかり事業を実施した。 【平成30年度の実績と課題】 A：保育所3、認定こども園2の施設で一時預かり事業を実施した。
⑦	病児保育事業	福祉課	D	D	D	事業実施なし 【平成30年度の実績と課題】 D：事業実施なし
⑧	子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）（就学後）	福祉課	A	A	A	【平成28年度時点でのA評価理由】 子育て人づくりセンターで事業に取り組んだ。 【平成30年度の実績と課題】 A：子育て人づくりセンターで事業を実施した。
⑨	利用者支援事業（新規事業）	福祉課	—	D	—	なし 【平成30年度の実績と課題】 なし
⑩	妊婦健康診査事業	町民課	A	A	A	【平成28年度時点でのA評価理由】 妊娠の届け出の時の母子手帳交付時に妊婦健康診査の重要性を説明すると同時に助成券を渡している。 助成券の利用率は95% 【平成30年度の実績と課題】 A：妊娠の届け出の時の母子手帳交付時に妊婦健康診査の重要性を説明すると同時に助成券を渡している。 助成券の利用率93%
⑪	乳児家庭全戸訪問事業（こんには赤ちゃん事業）	町民課	—	A	A	【平成28年度時点でのA評価理由】 平成27年度赤ちゃん訪問実施率95%（新生児訪問含む） 【平成30年度の実績と課題】 A：平成30年度の赤ちゃん訪問実施率97%
⑫	養育支援訪問事業	福祉課	—	D	—	なし 【平成30年度の実績と課題】 なし

第3章 ニーズ調査結果と事業評価（内部評価）について

1 地域における子育ての支援						
項目	個別事業	担当課	平成24年度	平成28年度	平成30年度	平成28年度時点での評価理由 平成30年度の実績と課題
(2) 地域における子育て支援サービスの充実						
①	ファミリー・サポート・センターの設置	福祉課	A	A	A	【平成28年度時点でのA評価理由】 子育て人づくりセンターでファミリー・サポート・センター事業を実施。 【平成30年度の実績と課題】 A：子育て人づくりセンターにファミリー・サポート・センターを設置し、事業を実施した。
②	通常保育事業	福祉課	A	B	B	【平成28年度時点でのB評価理由】 町内の公立保育所1、私立保育園5、認定こども園の施設で保育を実施。待機児童は0人。 【平成30年度の実績と課題】 B：町内の公立保育所1、保育園2、認定こども園4の施設で通常保育を実施。保育士の確保が課題。
③	延長保育事業	福祉課	A	A	A	【平成28年度時点でのA評価理由】 町内保育園に継続実施 【平成30年度の実績と課題】 A：町内保育園、認定こども園にて継続実施。
④	休日保育事業	福祉課	C	D	D	なし 【平成30年度の実績と課題】 D：なし
⑤	夜間保育事業	福祉課	C	D	D	なし 【平成30年度の実績と課題】 D：なし
⑥	放課後児童健全育成事業	福祉課	A	B	A	【平成28年度時点でのB評価理由】 5箇所の児童クラブを委託して実施している。 待機児童は0人 【平成30年度の実績と課題】 A：委託にて町内5ヶ所に開設し、事業を実施している。
⑦	ショートステイ事業	福祉課	A	B	B	【平成28年度時点でのB評価理由】 1家庭3児童利用した。制度の認知度を高める必要がある。 【平成30年度の実績と課題】 B：1家庭1名の児童が利用した。事業の周知を図る必要がある。
⑧	トワイライトステイ事業	福祉課	A	B	B	【平成28年度時点でのB評価理由】 利用希望者なし 【平成30年度の実績と課題】 B：利用希望者なし
⑨	病児・病後児保育事業 (病児・病後児対応)	福祉課	D	D	D	なし 【平成30年度の実績と課題】 D：実施なし
⑩	病児・病後児保育事業 (体調不良時対応)	福祉課	D	D	D	なし 【平成30年度の実績と課題】 D：実施なし
⑪	一時預かり保育事業	福祉課	A	B	A	【平成28年度時点でのB評価理由】 町内の公立1、私立1で実施のほか、その他の園についても自主事業で取り組んでいる。 【平成30年度の実績と課題】 A：保育所3、認定こども園2の施設で一時預かり事業を実施した。
⑫	特別保育事業	福祉課	D	D	D	なし 【平成30年度の実績と課題】 D：実施なし
⑬	つどいの広場事業	福祉課	A	A	A	【平成28年度時点でのA評価理由】 子育て人づくりセンターにおいて乳幼児を持つ親子が気軽に集う場所を提供した。 【平成30年度の実績と課題】 A：子育て人づくりセンターにおいて乳幼児を持つ親子が気軽に集う場所を提供した。

第3章 ニーズ調査結果と事業評価（内部評価）について

1 地域における子育ての支援						
項目	個別事業	担当課	平成24年度	平成28年度	平成30年度	平成28年度時点での評価理由 平成30年度の実績と課題
(2) 地域における子育て支援サービスの充実						
	⑭地域子育て支援センター事業	福祉課	A	A	A	【平成28年度時点でのA評価理由】 毎月センター便りを発行、配布 【平成30年度の実績と課題】 A：毎月センター便りを発行し、配布している。
	⑮家庭訪問支援事業 (子ども家庭支援員)	福祉課	A	D	D	なし 【平成30年度の実績と課題】 D：実施なし
	⑯幼稚園預かり事業	福祉課	A	A	A	【平成28年度時点でのA評価理由】 幼稚園1の施設で事業に取り組んだ。 【平成30年度の実績と課題】 A：幼稚園1の施設で事業に取り組んだ。
	⑰子育て支援総合コーディネート事業	福祉課	B	A	A	【平成28年度時点でのA評価理由】 子育て人づくりセンターにおいて事業に取り組んだ。 【平成30年度の実績と課題】 A：子育て人づくりセンターにおいて事業に取り組んだ。
	⑱子育て人づくりセンター設置事業	福祉課	A	A	A	【平成28年度時点でのA評価理由】 平成23年4月1日に子育て人づくりセンターを設置済みである。 【平成30年度の実績と課題】 A：平成23年4月1日に子育て人づくりセンターを設置し、各事業に取り組んでいる。
	⑲子育てポータルサイトの開設	福祉課	A	A	A	【平成28年度時点でのA評価理由】 町のホームページに子育て支援に関する情報を掲載している。 【平成30年度の実績と課題】 A：町のホームページに子育て支援に関する情報を掲載している。
	⑳子育て応援フェスティバル	福祉課	A	A	A	【平成28年度時点でのA評価理由】 平成28年1月31日に実施した。 【平成30年度の実績と課題】 A：開催時期の検討を行い、平成30年6月17日に実施した。
	㉑子育てマップ・子育てガイドブックの作成、配布	福祉課	B	B	A	【平成28年度時点でのA評価理由】 在庫のガイドブックや公園マップを配布した。 【平成30年度の実績と課題】 A：在庫のガイドブックや公園マップを窓口にて配布した。
	㉒特定教育・保育施設の整備	福祉課	A	A	B	【平成28年度時点でのA評価理由】 待機児童は発生していないため充足している。 【平成30年度の実績と課題】 B：利用人数に応じた適切な施設整備が必要である。
(3) 子育てに係る経済的負担の軽減						
	①児童手当	福祉課	A	A	A	【平成28年度時点でのA評価理由】 0歳～中学校卒業までを対象に実施。 町広報で現況届の日時・内容の周知を実施。 【平成30年度の実績と課題】 A：0歳～中学校卒業までを対象に実施。町広報で制度の周知及び現況届の案内を行った。
	②児童扶養手当	福祉課	A	A	A	【平成28年度時点でのA評価理由】 町民課と連携し、制度案内を行い申請までスムーズに行えている。 【平成30年度の実績と課題】 A：町民課と連携し、対象者に対し制度案内～申請をスムーズに行った。また、町広報で制度の周知及び現況届の案内を行った。
	③子ども医療助成事業	福祉課	A	A	A	【平成28年度時点でのA評価理由】 0歳～小学校卒業までの子どもを対象に実施。 【平成30年度の実績と課題】 A：平成30年11月1日～対象年齢の拡充を行い、0歳～中学校卒業までの子どもを対象に実施した。

第3章 ニーズ調査結果と事業評価（内部評価）について

1 地域における子育ての支援						
項目	個別事業	担当課	平成24年度	平成28年度	平成30年度	平成28年度時点での評価理由 平成30年度の実績と課題
(4) 子育て支援ネットワークづくりの推進						
	①地域子育て支援サービス等のネットワーク形成	福祉課	A	D	D	なし 【平成30年度の実績と課題】 D：実績なし
(5) 子どもの健全育成活動の推進						
	①放課後や週末等の居場所づくりの推進	福祉課	C	D	D	なし 【平成30年度の実績と課題】 D：実績なし
	②児童のふれあい交流促進事業	福祉課	A	D	D	なし 【平成30年度の実績と課題】 D：実績なし
	③子ども見守り活動の推進	社会教育課	A	A	A	【平成28年度時点でのA評価理由】 町内の各小・中学校、高等学校をはじめ、警察、町社会福祉協議会等と連携し、日々の見守り活動や、定期的な巡回指導等を実施し対応している。 【平成30年度の実績と課題】 A：町内の各小・中学校、高等学校をはじめ、警察、町社会福祉協議会等と連携し、日々の見守り活動や定期的な巡回指導等を実施し対応している。
	④児童委員の児童健全育成、児童虐待防止活動の推進	福祉課	A	A	A	【平成28年度時点でのA評価理由】 気になる家庭がある場合の情報提供、支援が必要な家庭への配慮など連携が取れている。 【平成30年度の実績と課題】 A：気になる家庭がある場合の情報提供、支援が必要な家庭への配慮など、連携がとれている。
	⑤青少年の性に関する問題等についての教育・啓発	社会教育課	A	D	C	【平成28年度時点でのD評価理由】 保健所等、関係機関と販売店巡回等は行うものの、特定の対象者に啓発活動等を行うまでに至っていない。 【平成30年度の実績と課題】 C：保健所等、関係機関と販売店巡回等は行うものの、特定の対象者に啓発活動等を行うまでに至っていない。
	⑥学校開放を利用した子育て支援活動の推進	社会教育課	C	—	—	【平成30年度の実績と課題】
	⑦少年非行等の問題を抱える児童及び保護者への地域ぐるみの支援ネットワークの整備	福祉課	A	C	B	【平成28年度時点でのC評価理由】 専門チームの編成ではなく、引き続きアームインアームで対応中。 【平成30年度の実績と課題】 B：専門チームの編成ではなく、引き続き要保護児童対策地域協議会「アームインアームかどがわ」で対応している。
(6) 特定教育・保育施設のサービス評価						
	①特定教育・保育施設のサービス評価・保育所（園）のサービス評価	福祉課	C	D	D	【平成28年度時点でのD評価理由】 なし 【平成30年度の実績と課題】 D：なし

第3章 ニーズ調査結果と事業評価（内部評価）について

2 母親と子どもの健康確保及び増進						
項目	個別事業	担当課	平成 24年度	平成 28年度	平成 30年度	平成28年度時点での評価理由 平成30年度の実績と課題
(1) 母親と子どもの健康の確保						
①	妊婦健康診査	町民課	A	A	A	【平成28年度時点でのA評価理由】 妊娠の届け出の時の母子手帳交付時に妊婦健康診査の重要性を説明すると同時に助成券を渡している。 対象者全員に手渡すことができている。 【平成30年度の実績と課題】 A：妊娠の届け出の時の母子手帳交付時に妊婦健康診査の重要性を説明すると同時に助成券を渡している。 対象者全員に手渡すことができている。
②	乳幼児健康診査	町民課	A	B	B	【平成28年度時点でのB評価理由】 乳児前期後期、1歳6ヶ月児、2歳6ヶ月児、3歳6ヶ月児に対し乳幼児健診の実施をしているが受診率が100%ではない。 【平成30年度の実績と課題】 B：乳児前期後期、1歳6ヶ月児、2歳6ヶ月児、3歳6ヶ月児に対し乳幼児健診の実施をしているが受診率が100%ではない。
③	乳幼児の予防接種	町民課	A	B	A	【平成28年度時点でのB評価理由】 麻疹風疹の接種率 1期83.8%、2期96.1% 【平成30年度の実績と課題】 A：麻疹風疹の接種率 1期96.4%、2期99.5%
④	健康相談事業（1歳児健康相談）	町民課	A	A	A	【平成28年度時点でのA評価理由】 第1子を対象とし心身の発育及び歯科、栄養について個別相談指導を実施。受診率は100%近い。 【平成30年度の実績と課題】 A：第1子、希望者を対象とし、心身の発育及び歯科、栄養について個別相談指導を実施。受診率はほぼ100%。
⑤	健康相談事業（電話相談）	町民課	A	B	B	【平成28年度時点でのB評価理由】 乳幼児の健康に関する電話相談はかかってくれば受けるというスタンス。広報活動は実施していない。 【平成30年度の実績と課題】 B：乳幼児の健康に関する電話相談はかかってくれば受けるというスタンス。広報活動は実施していない。
⑥	各種教室（遊びの教室）	町民課	A	A	A	【平成28年度時点でのA評価理由】 週1回個別ことばの教室を実施（8人/日）。健診後のフォローとして専門職の言語療法士が対応し充実した教室となっている。 【平成30年度の実績と課題】 A：週1回個別ことばの教室を実施（8人/日）。健診後のフォローとして言語聴覚士が対応し、充実した教室となっている。
⑦	各種教室（ベビーピクス）	町民課	A	A	A	【平成28年度時点でのA評価理由】 乳幼児健診時の待ち時間に実施し好評を得ている 【平成30年度の実績と課題】 A：乳幼児前期・後期健診で実施。好評を得ている。
⑧	各種教室（すこやか教室）	町民課	D	E	B	【平成28年度時点でのE評価理由】 各医療機関がマタニティクラス実施。お産の進み方や妊娠中の心得などを妊娠期間中に1～3回指導。1回/年、子育て人づくりセンターにて妊婦対象の教室を実施。 【平成30年度の実績と課題】 B：各医療機関がマタニティクラス実施。子育て人づくりセンターにて、助産師による教室も実施。
⑨	各種教室（チューリップ教室）	町民課	A	A	A	【平成28年度時点でのA評価理由】 言葉に不安がある子ども達を対象に予約制で個別指導を実施している。 【平成30年度の実績と課題】 A：言葉に不安がある子ども達を対象に予約制で個別指導を実施している。

第3章 ニーズ調査結果と事業評価（内部評価）について

2 母親と子どもの健康確保及び増進						
項目	個別事業	担当課	平成24年度	平成28年度	平成30年度	平成28年度時点での評価理由 平成30年度の実績と課題
(1) 母親と子どもの健康の確保						
	⑩ 育児等健康支援事業 (むし歯予防)	町民課	A	A	A	【平成28年度時点でのA評価理由】 2歳児歯科・3歳児歯科健診でのフッ素塗布及び、保育所・保育園・幼稚園でのフッ素洗口の全園実施。1歳児健康相談で歯科衛生士による1対1での仕上げみがき実技指導。 【平成30年度の実績と課題】 A：1歳半、2歳歯科、3歳歯科健診でのフッ素塗布及び、保育所・保育園・幼稚園でのフッ素塗布洗口の全園実施。1歳健康相談で歯科衛生士による1対1での仕上げみがき実技指導。
	⑪ 育児等健康支援事業 (母子保健推進員地域活動事業)	町民課	A	B	B	【平成28年度時点でのA評価理由】 第2子以降を対象に母子保健推進員による赤ちゃん訪問を実施。不在などあり100%の実施に至っていない 【平成30年度の実績と課題】 B：第2子以降を対象に母子保健推進員による赤ちゃん訪問を実施。不在などあり100%の実施に至っていない。
	⑫ 地域保健事業 (健診・予防接種日程表配布)	町民課	A	A	A	【平成28年度時点でのA評価理由】 年度末に次年度の日程表を就学前の児がいる全世帯に郵送で配布。転入者や出産者に住民票移動や出生届けの時に配布 【平成30年度の実績と課題】 A：年度末に次年度の日程表を就学前の児がいる全世帯に郵送で配布。転入者や出産者に住民票移動や出生届けの時に配布。
(2) 食育の推進						
	① 離乳食教室 (妊産婦対象)	町民課	A	A	A	【平成28年度時点でのA評価理由】 年6回実施。終了後のアンケートでも満足度が高い。 【平成30年度の実績と課題】 A:年6回実施。終了後のアンケートでも満足度が高い。
	② 子ども健康チャレンジ塾 (小中学生対象)	町民課	B	B	B	【平成28年度時点でのB評価理由】 中学生を対象に年3回実施。小学生にも広げていきたい。 【平成30年度の実績と課題】 B:中学生を対象に年2回実施。魚さばき、「だし」をテーマにした調理実習。
	③ 親子料理教室 (親子) 親子で遊ぶひよこ&たまご コース：親子	町民課	A	C	A	【平成28年度時点でのC評価理由】 年1回実施。教室の周知を図り地域や家庭教育学級と連携していきたい。 【平成30年度の実績と課題】 A:子育てサークルの親子を対象に年2回実施。調理実習やおやつ作りを実施。
	④ 食育講座	町民課	A	C	B	【平成28年度時点でのC評価理由】 ヘルスマイト養成講座で年2回食育についての学習会を実施。今後住民が広く参加できる講演会などを企画していきたい。 【平成30年度の実績と課題】 B:子育て・孫育て世代を対象に年2回実施。
	⑤ 食育計画の推進 食育計画の策定及び推進協議会の 設置	町民課	B	C	C	【平成28年度時点でのC評価理由】 早おき、早ね、朝ごはん、朝うんちの啓発を乳幼児健診などで実施。 【平成30年度の実績と課題】 C:食育計画の見直しの時期であったが、次年度へ持ちこし。担当者レベルでの会議を実施した。

第3章 ニーズ調査結果と事業評価（内部評価）について

2 母親と子どもの健康確保及び増進						
項目	個別事業	担当課	平成 24年度	平成 28年度	平成 30年度	平成28年度時点での評価理由 平成30年度の実績と課題
(3) 思春期保健対策の充実						
	①心と体の教室	教育総務課	A	C	B	【平成28年度時点でのC評価理由】 養護教諭による保健指導を通じて、児童・生徒の悩み相談を充実させている。 【平成30年度の実績と課題】 B:養護教諭による保健指導を通じて、児童・生徒の悩み相談を充実させている。
	②健康教育大会	教育総務課	A	B	D	【平成28年度時点でのB評価理由】 郡内で持ち回りの大会を開催し、児童・生徒の健康に関する教育を充実させている。 【平成30年度の実績と課題】 D:台風の影響で中止のため。
(4) 小児医療の充実						
	①小児医療の充実	町民課	A	B	A	【平成28年度時点でのB評価理由】 町内小児科1ヶ所。小児科医師2名維持と広域小児科夜間急病センター運営の維持ができています。 【平成30年度の実績と課題】 A:町内小児科1ヶ所、小児科医師3名で外来・入院対応。広域小児科夜間急病センター運営の維持ができています。
	②小児救急医療電話相談の周知 小児救急医療電話相談事業	町民課	A	B	B	【平成28年度時点でのB評価理由】 出生届け時に情報提供を実施 【平成30年度の実績と課題】 B:妊娠届、出生届け時に情報提供を実施。

3 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備						
項目	個別事業	担当課	平成 24年度	平成 28年度	平成 30年度	平成28年度時点での評価理由 平成30年度の実績と課題
(1) 子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備						
	①学校評議員の設置	教育総務課	A	A	A	【平成28年度時点でのA評価理由】 各学校に学校評議員を3名から4名程度配置し、適宜、評議員から適切な指導を受け開かれた学校づくりができています。 【平成30年度の実績と課題】 A:適宜、評議員から適切な指導を受け開かれた学校づくりができています。
	②生徒指導の充実 指導者研修会の実施	教育総務課	A	B	B	【平成28年度時点でのB評価理由】 スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの活用を図り、児童生徒一人一人に合わせた指導を行っている。 【平成30年度の実績と課題】 B:スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの活用を図り、児童生徒一人一人に合わせた指導を行っている。
	③児童生徒の確かな学力の向上 児童生徒の学力向上	教育総務課	A	D	B	【平成28年度時点でのD評価理由】 研究公開などを通して、教師の授業力の向上を行ってきたが、結果には時間がかかる。 【平成30年度の実績と課題】 B:全国学力調査の結果をもとに、授業内容の見直しや改善を行っている。その結果が少しずつ出てきている。
	④特別支援教育の充実	教育総務課	A	B	B	【平成28年度時点でのB評価理由】 児童生徒一人一人に合わせた個別の支援を行っている。 【平成30年度の実績と課題】 B:児童生徒一人一人に合わせた個別の支援を行っている。
	⑤教員の指導力の向上	教育総務課	A	B	B	【平成28年度時点でのB評価理由】 ICTを活用した授業の取組や、研究授業の授業評価を行い、指導力の向上に努めてきた。 【平成30年度の実績と課題】 B:ICTを活用した授業の取組や、研究授業の授業評価を行い、指導力の向上に努めてきた。

第3章 ニーズ調査結果と事業評価（内部評価）について

3 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備						
項目	個別事業	担当課	平成24年度	平成28年度	平成30年度	平成28年度時点での評価理由 平成30年度の実績と課題
(2) 家庭や地域の教育力の向上						
①	ブックスタート事業	社会教育課	A	A	A	【平成28年度時点でのA評価理由】 平成21年より、生後7ヶ月程度の子どもの検診の際にブックスタート事業として、絵本の読み聞かせと絵本のプレゼントを行っている。 【平成30年度の実績と課題】 A：平成21年より、生後7ヶ月程度の子どもの検診の際にブックスタート事業として、絵本の読み聞かせと絵本のプレゼントを行っている。
②	家庭教育学級（各種講座）	社会教育課	A	B	B	【平成28年度時点でのB評価理由】 家庭での教育力向上のため、学校単位で家庭教育学級を組織し、保護者の学習の機会を設け、学校と家庭が一体となった教育環境の整備に努めている。 【平成30年度の実績と課題】 B：家庭での教育力向上のため、学校単位で家庭教育学級を組織し、保護者の学習の機会を設け、学校と家庭が一体となった教育環境の整備に努めている。
③	スポーツ少年団の支援	社会教育課	A	A	A	【平成28年度時点でのA評価理由】 スポーツ少年団への支援として、以下の取組を行っている。 ①練習場所となる社会体育施設の使用料減免 ②九州大会以上の大会に出場する際の派遣費の支給 ③スポーツ少年団認定員養成講習会の受講費用の助成 【平成30年度の実績と課題】 A：スポーツ少年団への支援として、以下の取組を行っている。 ①練習場所となる社会体育施設の使用料減免 ②九州大会以上の大会に出場する際の派遣費の支給 ③スポーツ少年団認定員養成講習会の受講費用の助成
④	地元伝承芸能の伝承活動	社会教育課	A	B	B	【平成28年度時点でのB評価理由】 地元伝承芸能の伝承活動としては、各伝統芸能実施団体に対し、活動補助を行い、それぞれの団体の活動を側面から支援している。 【平成30年度の実績と課題】 B：地元伝承芸能の伝承活動としては、各伝統芸能実施団体に対し、活動補助を行い、それぞれの団体の活動を側面から支援している。
⑤	少年の立ち直りサポートチームの結成推進	社会教育課 福祉課	A	D	D	【平成28年度時点でのD評価理由】 立ち直りサポートチームについては、結成されていない。 【平成30年度の実績と課題】 D：立ち直りサポートチームについては、結成されていない。
⑥	野外活動の推進	教育総務課	A	B	B	【平成28年度時点でのB評価理由】 5年生を中心にむかばき少年自然の家等を利用して、集団宿泊学習を実施している。 【平成30年度の実績と課題】 B：5年生を中心にむかばき少年自然の家等を利用して、集団宿泊学習を実施している。
⑦	学校運営の側面的支援	社会教育課	—	B	B	【平成28年度時点でのB評価理由】 学習支援ボランティアによる幅広い支援をいただき、学校運営を充実させている。 【平成30年度の実績と課題】 B：地域学校協働活動により地域と学校がパートナーとして「連携・協働」し、学校運営の支援を行っている。

第3章 ニーズ調査結果と事業評価（内部評価）について

3 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備						
項目	個別事業	担当課	平成24年度	平成28年度	平成30年度	平成28年度時点での評価理由 平成30年度の実績と課題
(3) 子どもを取り巻く有害環境対策の推進						
	①子どもたちを有害図書から守る取組	総務課 社会教育課	A	B	B	【平成28年度時点でのB評価理由】 保健所等、関係機関と販売店巡回等を行い、有害図書の販売等について抑制するための取組を継続して行っている。 【平成30年度の実績と課題】 B：保健所等、関係機関と販売店巡回等を行い、有害図書の販売等について抑制するための取組を継続して行っている。
	②インターネットに係る犯罪被害の防止対策 出会い系サイトに係る犯罪被害の防止対策	社会教育課	A	C	C	【平成28年度時点でのC評価理由】 インターネットに係る犯罪被害の防止対策については、特に高齢者を対象にした生涯学習講座で、内容に取り入れているものの、特化した内容では実施していない。 【平成30年度の実績と課題】 C：インターネットに係る犯罪被害の防止対策については、パソコン講座など生涯学習講座で、内容に取り入れているものの、特化した内容では実施していない。
	③犯罪被害の防止対策	教育総務課	A	B	B	【平成28年度時点でのB評価理由】 門川町いじめ防止基本方針に基づいた指導助言を学校に対して行うと同時に、学校から児童、生徒へいじめ等に関するアンケート等を充実させている。 【平成30年度の実績と課題】 B：門川町いじめ防止基本方針に基づいた指導助言を学校に対して行うと同時に、学校から児童、生徒へいじめ等に関するアンケート等を充実させている。

4 子育てを支援する生活環境の整備						
項目	個別事業	担当課	平成24年度	平成28年度	平成30年度	平成28年度時点での評価理由 平成30年度の実績と課題
(1) 良質な住宅の確保						
	①ゆとりある町営住宅の改築・建替	建設課	—	A	A	【平成28年度時点でのA評価理由】 長寿命化計画に基づき年次的に老朽化した倉庫等を改修済み。次年度からは建替事業も実施する。 【平成30年度の実績と課題】 A：町営栄ヶ丘住宅D棟の完成により、子育て世代へ住戸を提供した。長寿命化計画に基づき、年次的に老朽化した倉庫等を改修済み。

5 職業生活と家庭生活との両立の推進						
項目	個別事業	担当課	平成24年度	平成28年度	平成30年度	平成28年度時点での評価理由 平成30年度の実績と課題
(1) 多様な働き方の実現及び男性を含めた働き方の見直し						
	①「ワーク・ライフ・バランス社会」の展開を推進するための広報・啓発・情報提供等	まちづくり推進課	B	D	D	【平成28年度時点でのD評価理由】 アンケート（実態調査等）による現状把握がなされていない。 【平成30年度の実績と課題】 D：アンケート調査の実施なし
(2) 仕事と子育ての両立の推進						
	①仕事と子育ての両立のための社会資源の整備	福祉課	A	B	B	【平成28年度時点でのB評価理由】 平成27年度は充足していた為、施設の整備は行っていない。 【平成30年度の実績と課題】 B：委託により子育て支援センター事業や放課後児童健全育成事業を行った。
	②仕事と子育ての両立支援のためのセミナー、会議の開催	福祉課	C	D	D	なし 【平成30年度の実績と課題】 D：実績なし

第3章 ニーズ調査結果と事業評価（内部評価）について

6 子ども等の安全の確保						
項目	個別事業	担当課	平成 24年度	平成 28年度	平成 30年度	平成28年度時点での評価理由 平成30年度の実績と課題
(1) 子どもの交通安全を確保するための活動の推進						
	①交通安全教室の開催	総務課	A	A	A	【平成28年度時点でのA評価理由】 町内の各小学校で個別に交通安全教室を実施 【平成30年度の実績と課題】 A：町内の各小学校で個別に交通安全教室を実施
	②交通安全グッズの配布	総務課	A	A	A	【平成28年度時点でのA評価理由】 町内の4つの小学校の新入学児童に対してアメリカンキャップ（黄色）を配布した。 【平成30年度の実績と課題】 A：町内の4つの小学校の新入学児童に対してアメリカンキャップ（黄色）を配布した。
(2) 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進						
	①子ども110番「おたすけハウス」の普及啓発	社会教育課	A	B	B	【平成28年度時点でのB評価理由】 青少年健全育成の観点から、おたすけハウスの必要性について、自治公民館長等に説明を行い、おたすけハウスの普及を進めている。 【平成30年度の実績と課題】 B：青少年健全育成の観点から、おたすけハウスの必要性について、自治公民館長等に説明を行い、おたすけハウスの普及を進めている。
	②生徒指導の充実	総務課	—	A	A	【平成28年度時点でのA評価理由】 「声かけ事案」への対応など不審者から自分の身を守るための生徒指導を実施。 【平成30年度の実績と課題】 A：「声かけ事案」への対応など不審者から自分の身を守るための生徒指導を実施。また、関係機関と通学路の危険個所の現地確認を行っている。
	③子ども見守りネットワーク推進会議の活動	教育総務課 ・ 社会教育課 ・ 総務課 ・ 福祉課	A	A	A	【平成28年度時点でのA評価理由】 教育総務課：子ども見守りネットワーク推進会議から朝夕の見守り活動を行っていただいております、学校の行事等の情報も連絡を密にしている。 社会教育課：青少年健全育成及び学校支援地域本部事業と連携し、子ども達の安全確保の観点から、見守りネットワークの活動と連動した取組を行っている。また、不審者情報等の情報伝達においても、ネットワークの存在は大きく、今後の継続した取組を行っていく。 【平成30年度の実績と課題】 A：教育総務課：子ども見守りネットワーク推進会議から朝夕の見守り活動を行っていただいております、学校の行事等の情報も連絡を密にしている。 社会教育課：青少年健全育成及び地域学校協働活動事業と連携し、子ども達の安全確保の観点から、見守りネットワークの活動と連動した取組を行っている。また、不審者情報等の情報伝達においても、ネットワークの存在は大きく、今後の継続した取組を行っていく。
(3) 被害に遭った子どもの保護の推進						
	①被害に遭った子どもの保護の推進	福祉課 教育総務課	A	A	A	【平成28年度時点でのA評価理由】 事案が発生した時には関係機関との連絡を密にし、被害にあった子どもの保護にあたっている。 【平成30年度の実績と課題】 A：事案が発生した時には関係機関との連絡を密にし、被害にあった子どもの安全確保及び家庭の状況把握等を行っている。
(4) 安全な道路交通環境の整備						
	①歩道整備事業	建設課	A	A	A	【平成28年度時点でのA評価理由】 舗装の老朽化している箇所について整備を実施した。 【平成30年度の実績と課題】 A：老朽化した舗装の改修など安全対策工事を実施した。

第3章 ニーズ調査結果と事業評価（内部評価）について

6 子ども等の安全の確保						
項目	個別事業	担当課	平成24年度	平成28年度	平成30年度	平成28年度時点での評価理由 平成30年度の実績と課題
(1) 子どもの交通安全を確保するための活動の推進						
	①交通安全教室の開催	総務課	A	A	A	【平成28年度時点でのA評価理由】 町内の各小学校で個別に交通安全教室を実施 【平成30年度の実績と課題】 A：町内の各小学校で個別に交通安全教室を実施
	②交通安全グッズの配布	総務課	A	A	A	【平成28年度時点でのA評価理由】 町内の4つの小学校の新入学児童に対してアメリカンキャップ（黄色）を配布した。 【平成30年度の実績と課題】 A：町内の4つの小学校の新入学児童に対してアメリカンキャップ（黄色）を配布した。
(2) 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進						
	①子ども110番「おたすけハウス」の普及啓発	社会教育課	A	B	B	【平成28年度時点でのB評価理由】 青少年健全育成の観点から、おたすけハウスの必要性について、自治公民館長等に説明を行い、おたすけハウスの普及を進めている。 【平成30年度の実績と課題】 B：青少年健全育成の観点から、おたすけハウスの必要性について、自治公民館長等に説明を行い、おたすけハウスの普及を進めている。
	②生徒指導の充実	総務課	—	A	A	【平成28年度時点でのA評価理由】 「声かけ事案」への対応など不審者から自分の身を守るための生徒指導を実施。 【平成30年度の実績と課題】 A：「声かけ事案」への対応など不審者から自分の身を守るための生徒指導を実施。また、関係機関と通学路の危険個所の現地確認を行っている。
	③子ども見守りネットワーク推進会議の活動	教育総務課 ・ 社会教育課 ・ 総務課 ・ 福祉課	A	A	A	【平成28年度時点でのA評価理由】 教育総務課：子ども見守りネットワーク推進会議から朝夕の見守り活動を行っていただいております、学校の行事等の情報も連絡を密にしている。 社会教育課：青少年健全育成及び学校支援地域本部事業と連携し、子ども達の安全確保の観点から、見守りネットワークの活動と連動した取組を行っている。また、不審者情報等の情報伝達においても、ネットワークの存在は大きく、今後の継続した取組を行っていく。 【平成30年度の実績と課題】 A：教育総務課：子ども見守りネットワーク推進会議から朝夕の見守り活動を行っていただいております、学校の行事等の情報も連絡を密にしている。 社会教育課：青少年健全育成及び地域学校協働活動事業と連携し、子ども達の安全確保の観点から、見守りネットワークの活動と連動した取組を行っている。また、不審者情報等の情報伝達においても、ネットワークの存在は大きく、今後の継続した取組を行っていく。
(3) 被害に遭った子どもの保護の推進						
	①被害に遭った子どもの保護の推進	福祉課 教育総務課	A	A	A	【平成28年度時点でのA評価理由】 事案が発生した時には関係機関との連絡を密にし、被害にあった子どもの保護にあたっている。 【平成30年度の実績と課題】 A：事案が発生した時には関係機関との連絡を密にし、被害にあった子どもの安全確保及び家庭の状況把握等を行っている。
(4) 安全な道路交通環境の整備						
	①歩道整備事業	建設課	A	A	A	【平成28年度時点でのA評価理由】 舗装の老朽化している箇所について整備を実施した。 【平成30年度の実績と課題】 A：老朽化した舗装の改修など安全対策工事を実施した。

第3章 ニーズ調査結果と事業評価（内部評価）について

6 子ども等の安全の確保						
項目	個別事業	担当課	平成24年度	平成28年度	平成30年度	平成28年度時点での評価理由 平成30年度の実績と課題
(5) 安全・安心のみちづくりの推進						
	①防犯灯の設置	総務課	A	A	A	【平成28年度時点でのA評価理由】 町新規設置1灯、自治会新規設置12灯 【平成30年度の実績と課題】 A：町新規設置4灯、LED取替17灯 自治会新規設置9灯、LED取替80灯

7 要保護児童への対応などきめ細かな取組の推進						
項目	個別事業	担当課	平成24年度	平成28年度	平成30年度	平成28年度時点での評価理由 平成30年度の実績と課題
(1) 児童虐待防止対策の充実						
	①要保護児童対策事業 児童虐待防止ネットワーク設置	福祉課 教育総務課	A	B	A	【平成28年度時点でのB評価理由】 代表者会1回、ケース会議を4回実施。情報共有を行っている。 研修会を開催できなかった。 【平成30年度の実績と課題】 A：要保護児童対策地域協議会「アームインアームかどがわ」にて代表者会1回、実務者会議1回、研修会1回、ケース検討会議を9回実施。 各関係機関との情報共有を行った。
(2) 障がい児施策の充実						
	①発達障がいを含めた障がい児への支援 発達障がいを含めた障がい児童生徒への教育支援	福祉課	A	A	A	【平成28年度時点でのA評価理由】 障がいの種類にかかわらず適切な支援が受けられるよう支援体制の充実を図った。 【平成30年度の実績と課題】 A：障がいの種類にかかわらず適切な支援が受けられるよう支援体制の充実を図った。
	②放課後児童クラブにおける軽度の障がい児（LDやADHDなど）の受け入れ	福祉課	A	B	A	【平成28年度時点でのB評価理由】 十分な面談や様子観察を行ったうえで受け入れを行っている。 【平成30年度の実績と課題】 A：十分な面談や様子観察を行ったうえで受け入れを行っている。
	③LD・ADHD児等への総合的 教育支援事業	福祉課	A	-	-	【平成30年度の実績と課題】
	④保育所（園）への軽度の障がい児 受け入れ	福祉課	A	A	A	【平成28年度時点でのA評価理由】 保育所での受け入れに取り組み、受け入れのあった私立保育園に補助金の交付を行い事業の充実を支援した。 【平成30年度の実績と課題】 A：保育所での受け入れに取り組み、受け入れのあった私立保育園には補助金の交付を行うよう整備し、事業の充実を支援している。
	⑤発達障がい児等への総合的 教育支援事業 発達障がいを含めた障がい児童 生徒への教育支援	教育総務課	A	B	B	【平成28年度時点でのB評価理由】 関係機関との連絡を密にし、その子にあった教育支援を充実させている。 【平成30年度の実績と課題】 B：関係機関との連絡を密にし、その子にあった教育支援を充実させている。
	⑥適切な医療・福祉サービスの充実	福祉課	A	A	A	【平成28年度時点でのA評価理由】 必要とされるサービスを把握し対応するため事業所や周辺市町村と連携して支援にあたっている。 【平成30年度の実績と課題】 A：必要とされるサービスを把握し対応するため事業所や周辺市町村と連携して支援にあたっている。

第3章 ニーズ調査結果と事業評価（内部評価）について

7 要保護児童への対応などきめ細かな取組の推進						
項目	個別事業	担当課	平成 24年度	平成 28年度	平成 30年度	平成28年度時点での評価理由 平成30年度の実績と課題
(3) ひとり親家庭等の自立支援の推進						
	①母子父子寡婦福祉資金貸付 母子寡婦福祉資金貸付	福祉課	A	A	A	【平成28年度時点でのA評価理由】 現況届時にチラシを配布している。個別に相談があった際には本事業の説明、申請先を案内しつないでいる。 【平成30年度の実績と課題】 A：児童扶養手当の申請時や現況届時に制度案内のチラシを配布している。個別に相談があった際には本事業の説明、申請先を案内している。
	②ひとり親家庭に対する相談体制の 充実	福祉課	A	A	A	【平成28年度時点でのA評価理由】 現況届時にひとり親家庭に対する支援策が掲載されたチラシを配布している。相談があった際にはその都度対応している。 【平成30年度の実績と課題】 A：児童扶養手当の申請時や現況届時にひとり親家庭に対する支援策が掲載されたチラシを配布している。相談があった際にはその都度対応している。
	③ひとり親家庭医療費助成事業	福祉課	A	B	A	【平成28年度時点でのB評価理由】 ひとり親家庭の児童、母及び父に対し、担月額1000円の助成事業を実施。 【平成30年度の実績と課題】 A：ひとり親家庭の児童、母及び父に対し、負担月額1000円の助成事業を実施している。

第4章

計画の基本的な考え方

第4章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

子どもの健やかな育ちと子育てを支えることは、一人ひとりの子どもや保護者の幸せにつながることはもとより、社会の発展に欠かすことができません。子どもに限りない愛情を注ぎ、その存在を慈しみ日々成長する子どもとともに、親も親として成長していくことが大切です。

また、人が家庭を、家庭が地域を、地域がまちを築いていくことから、親や家庭が子育てを主体的に行っていくことを前提としながらも、社会全体が積極的に子育てに関わりを持ち、時代を担う子どもの健全育成を図ることが、まちの成長につながります。

本計画では、子どもの最善の利益の実現のため、父母その他の保護者が子育てについての第一義的な責任を有するという基本的認識のもと、前計画において、子どもが健やかに育ち、安心して子育てができるまちづくりの実現のため、生みやすく育てやすい環境づくりに向けた施策展開と人材づくりの推進を目指します。

そして、これからも町民一人ひとりが子どもたちを支え協働しながら子育て支援する基本方針を継承し、個人・家族・地域・社会・行政が一体となって、相互に連携・役割分担しながら、「子ども・子育て支援社会の構築」を目指し、子ども・子育て支援の施策を推進します。

そのために、基本理念は前計画を継承し、次のとおり掲げ推進します。

『すべての子どもが安心して成長できるよう、

地域みんなで支え合い、

笑顔があふれる子育てのまち門川町』



2 基本的視点

基本理念に基づき、本町の子ども・子育て支援の充実を図るために、次の4項目を基本的視点として推進します。

(1) 基本的視点1 家庭や地域における子育て支援の充実

すべての子育て家庭への支援を行う観点から、地域におけるさまざまな子育て支援サービスの充実を図ります。特に幼児期からの教育の重要性等に対応するため、幼児教育・保育サービス等や学童期における放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の充実を図ります。また、児童虐待の防止対策の推進や子どもの貧困対策、障がい児施策、外国籍等の子どもへの支援の充実を図ります。

(2) 基本的視点2 安心して子育てできる切れ目ない支援体制づくり

子育てに不安や悩みを抱えた保護者や子育て家庭が、孤立することがないように、家庭環境等の変化により多様化する相談に応え、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援体制を確保するとともに、乳幼児期から思春期までの子どもの健やかな発育、発達を支援します。

(3) 基本的視点3 子どもの育ちを支える環境の整備

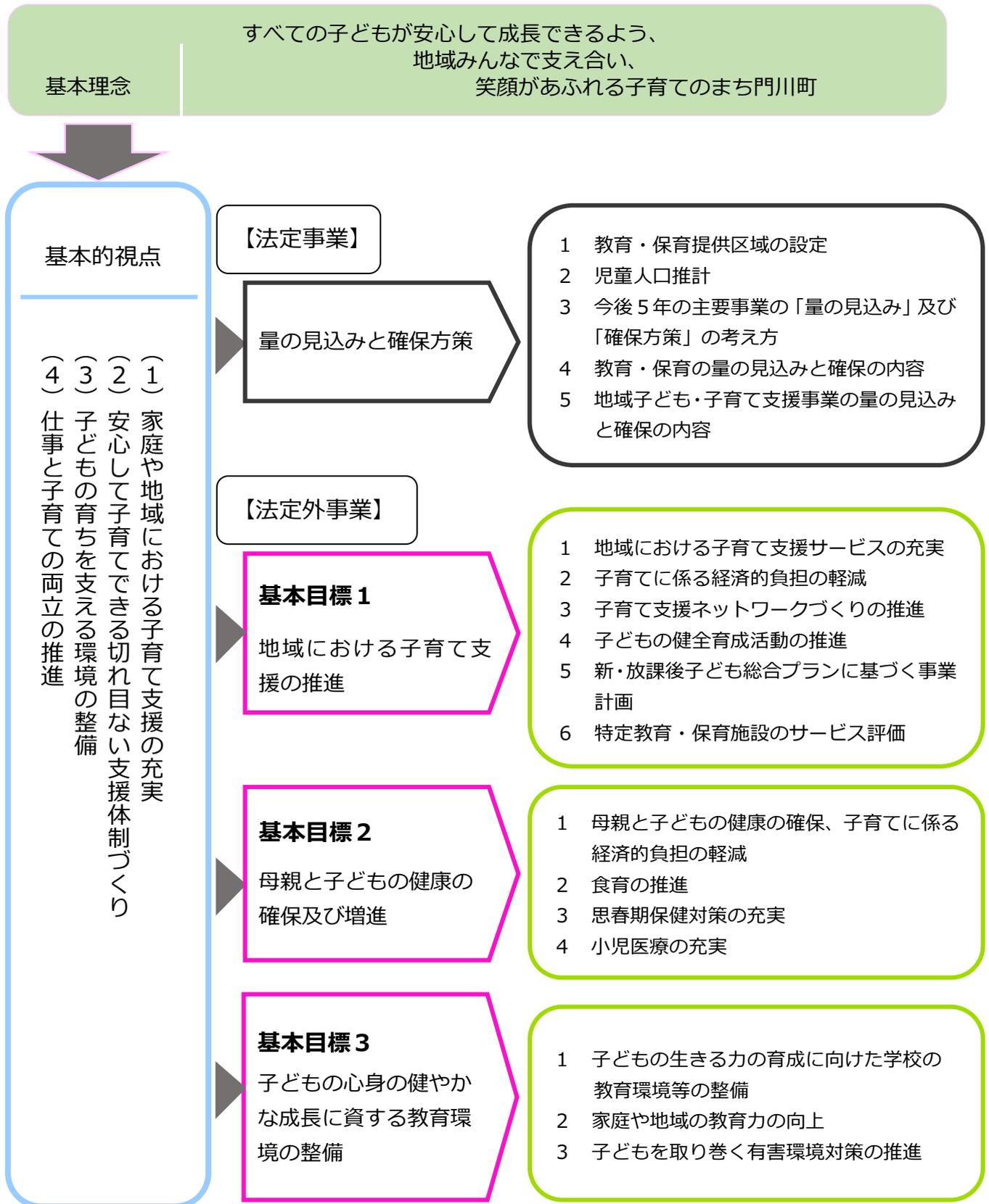
地域における児童の健全育成のための環境づくりを進めるとともに、次代の親の育成を図ります。また、社会全体で子どもを育てる意識を醸成し、家庭や地域の教育力を総合的に高め、さらには、子どもや子育て家庭が安心して外出できるまちづくりを推進します。

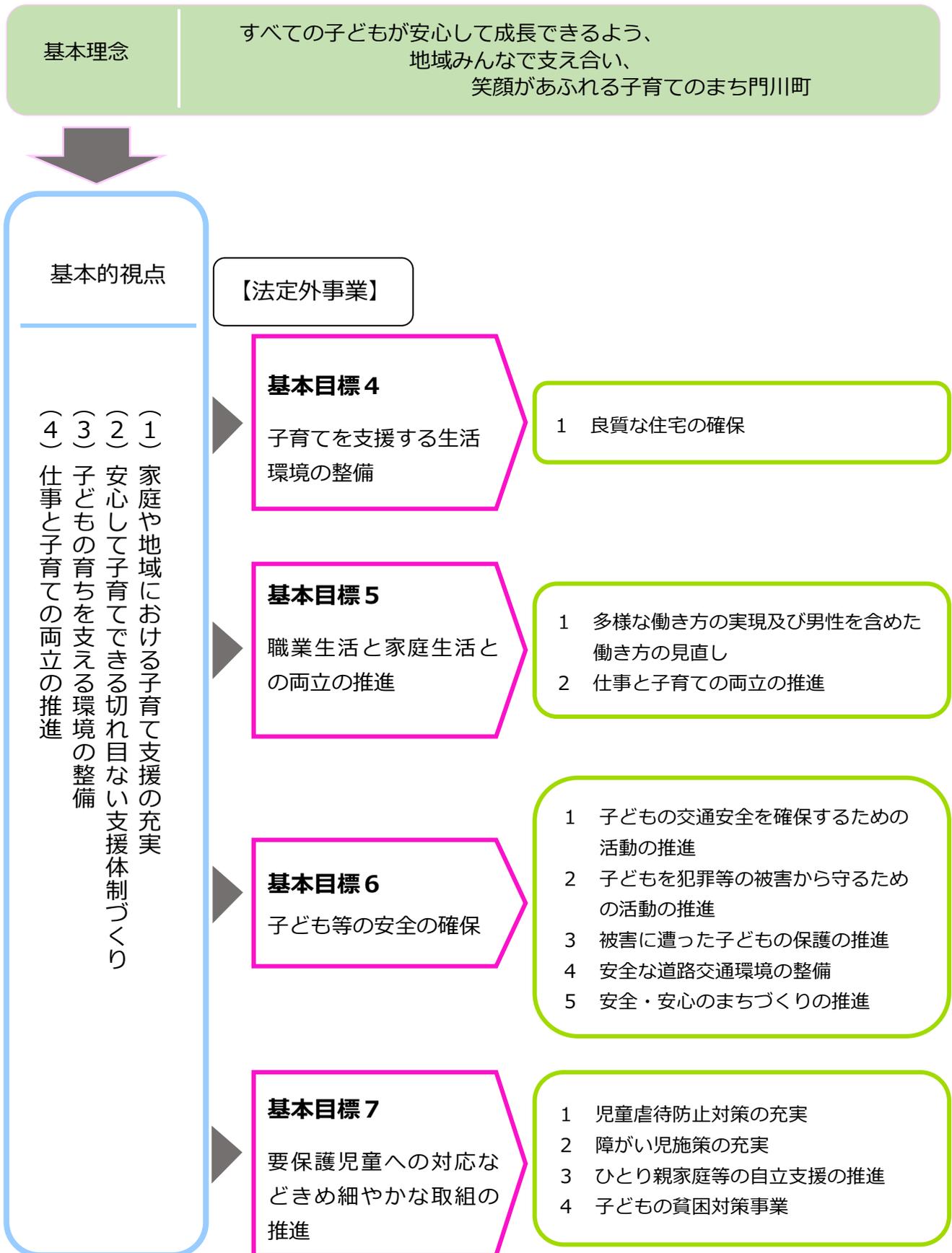
(4) 基本的視点4 仕事と子育ての両立の推進

安心して仕事と子育てを両立できるよう、企業を含めたワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の考え方の浸透に努め、子育てと仕事とのバランスのとれた働き方を支援する取り組みを推進します。

3 施策の体系

本計画の第5章（法定事業）及び第6章（法定外事業）の施策体系は次のとおりです。





第 5 章

量の見込みと確保方策（法定事業）

第5章 量の見込みと確保方策（法定事業）

1 教育・保育提供区域の設定

国の基本方針における区域設定の考え方をおき、歴史的背景（市町村合併）、地理的条件、交通事情（公共交通網が発達しているとは言えないため、車での移動を想定）、既存の施設配置等の状況から、『行政区』による検討を進め、事業の供給量確保等については、施設整備等について柔軟な対応ができることから、町全域を1区域として推進します。



門川町では、教育・保育を全地域ひとつとして捉え、各年度における教育・保育を提供する量の見込みを設定します。教育・保育の量の見込み（必要利用定員総数）、提供体制を確保します。



2 児童人口推計

平成27年～平成31年の各4月1日現在の住民基本台帳による人口実績を基にコーホート変化率法により児童の人口推計を行いました。

児童人口推計

(単位：人)

区分	現状	推計				
	H31年 R1年)	R2年	R3年	R4年	R5年	R6年
児童人口 (0～11歳)	1,920	1,880	1,849	1,801	1,740	1,709
総人口比)	3.1%	3.1%	3.1%	3.0%	3.0%	2.9%
0歳	136	130	126	121	119	115
1歳	139	145	138	134	129	127
2歳	157	140	146	139	135	130
3歳	129	160	142	148	141	137
4歳	147	127	159	140	146	139
5歳	171	149	129	162	142	148
0～5歳	879	851	840	844	812	796
6歳	187	168	146	126	158	139
7歳	157	188	169	147	127	160
8歳	184	154	185	166	144	124
9歳	176	184	154	185	167	145
10歳	160	172	180	150	180	163
11歳	177	163	175	183	152	182
6～11歳	1,041	1,029	1,009	957	928	913

3 今後5年の主要事業の「量の見込み」及び「確保方策」の考え方

(1) 量の見込み

幼児教育・保育の量の見込みは、国の示した「第二期市町村子ども・子育て支援事業計画等における「量の見込み」の算出等の考え方（改訂版）」を踏まえつつ、ニーズ調査結果から推計する方法と、平成27年度以降の各事業の実績値を勘案し、推計する方法により算出、さらに本町の各事業の特性に応じて「量の見込み」を設定します。

（2）家庭類型の分類

ニーズ調査結果から、対象となる子どもの父母の有無、就労状況から「家庭類型」を求め、タイプAからタイプFの8種類の家庭類型の分類を行いました。

「家庭類型」は、現在の家庭類型と、母親の就労希望を反映させた潜在的な家庭類型の種類ごとの分布を算出します。

また、子どもの年齢区分により、0歳～就学前、0歳、1・2歳、3歳～就学前の4パターンを作成しています。

【家庭類型の種類】

タイプ	父母の有無と就労状況
タイプA	ひとり親家庭
タイプB	フルタイム×フルタイム
タイプC	フルタイム×パートタイム (就労時間：月120時間以上＋下限時間※～120時間の一部)
タイプC'	フルタイム×パートタイム (就労時間：月下限時間未満＋下限時間※～120時間の一部)
タイプD	専業主婦（夫）
タイプE	パートタイム×パートタイム (就労時間：双方が月120時間以上＋下限時間※～120時間の一部)
タイプE'	パートタイム×パートタイム (就労時間：いずれかが月下限時間未満＋下限時間※～120時間の一部)
タイプF	無業×無業

※各自治体における保育の必要性の下限時間（48時間～64時間の間で市町村が定める時間）を「下限時間」と記載

（3）対象事業

下記は、家庭類型と家庭類型に関連する事業の分類を表しています。また、目標年のニーズ量の見込みは、各年で設定することになっています。

【家庭類型と関連する事業の分類】

家庭類型	家庭類型に関連する事業の分類
<p><専業主婦（夫）家庭、就労時間短家庭></p> <ul style="list-style-type: none"> ■タイプC'：フルタイム×パートタイム （月下限時間未満+月下限時間～120時間の一部） ■タイプD：専業主婦（夫） ■タイプE'：パートタイム×パートタイム （いずれかが月下限時間未満+月下限時間～120時間の一部） ■タイプF：無業×無業 	<p>1 教育標準時間認定 （認定こども園及び幼稚園）</p>
<ul style="list-style-type: none"> ■タイプA：ひとり親家庭 ■タイプB：フルタイム×フルタイム ■タイプC：フルタイム×パートタイム （月120時間以上+月下限時間～120時間の一部） ■タイプE：パートタイム×パートタイム （双方が月120時間以上+月下限時間～120時間の一部） 	<p>2 保育認定② （認定こども園及び保育所）</p> <p>3 保育認定③ （認定こども園及び保育所 + 地域型保育）</p>
<p><共働き家庭幼稚園利用のみ></p> <p>※ただし現在幼稚園利用 </p>	<p>4 保育認定① （幼稚園）</p>

4 教育・保育の量の見込みと確保の内容

（1）特定教育・保育の量の確保方策

各年度における教育・保育を提供する量の見込を設定し、（必要利用定員総数）、及び提供体制確保の内容等は以下のとおりです。

年度	1号認定			2号認定				
	量の見込み (需要量) ①	確保方策 (供給量) ②	①-②	量の見込み(需要量)③			確保方策 (供給量) ④	③-④
				(A+B)	教育 ニース [*] A	保育 ニース [*] B		
R2年度	46	90	-44	378	12	366	345	33
R3年度	46	80	-34	372	11	361	345	27
R4年度	48	80	-32	390	12	378	345	45
R5年度	46	75	-29	371	11	360	345	26
R6年度	45	75	-30	367	11	356	345	22

年度	3号認定(0歳児)			3号認定(1-2歳児)		
	量の見込み (需要量)⑤	確保方策 (供給量)⑥	⑤-⑥	量の見込み (需要量)⑦	確保方策 (供給量)⑧	⑦-⑧
R2年度	96	60	36	253	225	28
R3年度	93	70	23	252	225	27
R4年度	90	80	10	242	230	12
R5年度	88	85	3	234	230	4
R6年度	85	85	0	228	230	-2

【確保方策】

本町では令和2年度から令和6年度までの5年間で、0歳から5歳の児童人口が推計値から55人減少します。児童人口の減少に伴い需要量も減少することが予想されるものの、3号認定（0～2歳）においては供給不足が見込まれます。各施設の弾力的な運営の中で供給量を確保するとともに、令和6年度までには供給が充足されるように設定します。

（2）教育・保育の一体的提供及び推進に関する体制の確保の内容

① 認定こども園の普及に係る基本的な考え方について

認定こども園の整備目標数					
年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	令和6年度
目標数	5	5	5	5	5

認定こども園は、保護者の就労状況及びその変化によらず、柔軟に子どもを受け入れられるという特徴があることから、これからも普及促進が必要です。今後も、幼稚園設置者・保育園設置者に対して、認定こども園に関する情報の提供など、適宜、移行の支援を行います。

② 質の高い幼児期の学校教育・保育、地域子育て支援の役割及び推進について

現在、家庭や地域社会、幼稚園、認定こども園、認可保育所などそれぞれが幼児教育を充実させるとともに、相互の連携を図ってきました。今後、さらに質の高い教育・保育及び地域子育て支援事業の必要性に鑑み、すべての子どもの健やかな育ちと、すべての子育て家庭を支えることは、将来の担い手育成にもつながり、地域社会で取り組むべき重要な課題といえます。特に、幼児期の教育は生涯にわたる人格形成の基礎を培うもので、さらに、乳幼児期の発達には連続性を有するものであることから、子どもの健やかな育ちには、発達段階に応じた質の高い教育・保育を提供することが必要です。「幼稚園及び保育園と小学校の引き継ぎに関わるガイドライン」に基づき、幼稚園・保育所等から小学校へスムーズな接続が図られるように、引き継ぎ体制を強化することで、質の高い幼児期の学校教育・保育、地域子育て支援の役割を推進していきます。

③ 幼保小の連携の取組の推進について

幼保小の連携については、各学校の独自の取組の考え方に影響されるため、連携に対する支援が十分であるとはいえない状況があります。今後も引き続き、小学校・中学校と、認定こども園・幼稚園・保育所との連携・交流を推進するために、係る事例等の情報提供や、連携を図るための環境を整えるとともに、支援体制の確保を図ります。

また、0歳児から2歳児、3歳児から5歳児の取組みの連携については、認定こども園・幼稚園・保育所・地域型保育事業者との契約等の締結を町独自で定め、双方の適切な連携を担保しつつ、環境を整備していきます。

5 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保の内容

（1）時間外保育事業（延長保育事業）

【事業概要】

保護者の勤務時間や通勤時間の都合等により、通常の保育時間では対応できないニーズに対応するため、保育時間の延長を行う事業です。

	H30年度 実績	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
量の見込み【人】	169	449	449	449	449	449
確保方策【人】	169	720	720	720	720	720

※年間実人数

【確保方策】

保護者の就労時間の長時間化や通勤範囲の広がりにより通勤時間が長くなっていることから、特定教育・保育施設での時間外保育の利用が増加しています。現在の実施数は6箇所です。令和2年度以降も対応可能な特定教育・保育施設において対応人数を確保します。

（2）放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

【事業概要】

保護者が就労等により昼間家庭にいない小学生児童の健全な育成を図るため、授業の終了後に適切な遊びの場と生活の場を提供する事業です。

町内5小学校に設置（平成31年4月1日現在）しています。

		H30年度 実績	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
低 学 年	量の見込み【人】	39,936	56,784	56,784	56,784	56,784	56,784
	確保方策【人】	46,800	45,240	45,240	45,240	45,240	45,240
	確保方策 【実施箇所数】	5	4	4	4	4	4
高 学 年	量の見込み【人】	0	50	50	50	50	50
	確保方策【人】	-	0	0	0	0	0
	確保方策 【実施箇所数】	-	0	0	0	0	0

※年間実人数

【確保方策】

放課後児童クラブの需要に対しては、安心して過ごせる環境体制が必要なことから、今後のニーズや相談状況等を見ながら委託先との協議を行うとともに、小学校の余裕教室の状況や指導員の人材確保等を検討しながら判断していきます。

（3）子育て短期支援事業（ショートステイ事業）

【事業概要】

保護者が、疾病、出産、出張、学校行事への参加等の理由により、子どもの養育が一時的に困難となった場合に、児童福祉施設等において短期間（原則7日以内）子どもを養育・保護する事業です。

	H30年度 実績	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
量の見込み【人】	2	747	738	741	713	699
確保方策【人】	20	747	738	741	713	699

※年間延べ人数

【確保方策】

実績としての対象者は少ないが、緊急的対応の必要性が高いことが考えられることから、児童養護施設との協議により、必要時に対応できるよう供給量を確保していきます。

（４）地域子育て支援拠点事業

【事業概要】

子育て支援センター、つどいの広場、児童館など親子が気軽に集まることができる地域の拠点となる事業・施設において、子育て不安に対する相談・指導や子育てサークルへの支援等、地域の子育て家庭に対する支援を行う事業です。

	H30年度 実績	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
量の見込み【人】	5,928	296	293	281	274	266
確保方策【箇所】	2	2	2	2	2	2
確保方策【人】	-	300	300	300	290	290

※年間延べ人数

※実施箇所は2箇所（H30年4月1日現在）・地域子育て支援センター・つどいの広場

【確保方策】

町内の子育て支援センターと人づくりセンターの2箇所にて実施しています。供給量を確保するため、今後も弾力的に体制を検討していきます。

（５）幼稚園における一時預かり事業

【事業概要】

通常の幼稚園及び認定子ども園（1号認定）の在園児を対象として教育標準時間の開始前や終了後、夏休みなどの長期休業期間中に園児を預かる事業です。

認定こども園4園で預かり保育を開始しており、認定こども園4園で実施しています。

	H30年度 実績	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
量の見込み【人】	3,600	3,140	3,097	3,215	3,065	3,029
確保方策【人】	3,600	3,300	3,300	3,300	3,300	3,300

※年間延べ人数

【確保方策】

11人×25日×12月＝3,300人日

幼稚園や認定こども園（幼稚園型）にて、今後の供給量を確保します。

（6）保育所その他の場所での一時預かり事業

【事業概要】

保護者の私用などで、一時的に家庭で保育できない場合に子どもを預かる事業です。町内5箇所の保育（所）園及び子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター・就学前児童対象）にて、一時的保育として実施しています。

		H30年度実績	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
量の見込み【人】		7,495	8,477	8,367	8,406	8,087	7,928
確保方策	一時預かり事業 （在園児対象型以外） 【人】	1,680	1,680	1,680	1,680	1,680	1,680
	子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業） （就学前のみ）【人】	6,720	8,640	8,640	8,640	8,640	8,640
	子育て短期支援事業 （トワイライトステイ） 【人】	10	10	10	10	10	10

※年間延べ人数

※量の見込みは、実績に基づき推計

【確保方策】

本町では、ファミリー・サポート・センターや緊急一時預かり、保育所や認定こども園での一時預かり事業で供給量を確保します。

（7）病児・病後児保育事業

【事業概要】

病氣中または病氣の回復期にあり、普段通っている保育所などに通うことができない子どもを、保育施設や病院に付設された施設で一時的に預かる事業です。

		H30年度実績	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
量の見込み【人】		0	813	803	807	776	761
確保方策	病児・病後児 保育事業【人】	0	0	0	0	0	0
	子育て援助活動支援事業【人】 （病児：緊急対応強化事業）	0	0	0	0	0	0

※年間述べ人数

※量の見込みは、ニーズ調査に基づき推計

【確保方策】

本町では、今後、保育所や子育て支援センター、子育て援助活動支援事業等との協議を行いながら、広域利用も含め、供給量を確保するための検討をしていきます。

（8）子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

【事業概要】

保護者の外出時等の一時預かりなどの子育てに関する援助を、受けたい人（依頼会員）と行いたい人（援助会員）が相互に会員となり、助け合う会員組織で、会員間のコーディネート（紹介など）やサポートなどを通して相互援助活動を支援する事業です。

	H30年度実績	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
量の見込み【人】	68	160	158	150	146	143
確保方策【人】	68	192	192	192	192	192

※年間延べ人数

※実施施設1箇所

※平成30年度末現在 登録会員数45名

【確保方策】

4人（提供会員）×2人×2日×12月

依頼会員、援助会員ともに増加し、活動件数も増加していることから、令和2年度以降も充足されることが考えられます。

（9）利用者支援事業

【事業概要】

教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の利用について情報集約と提供を行うと共に、子どもや保護者からのそれらの利用にあたっての相談に応じ、必要な情報提供、助言をし、関係機関との連絡調整等を行う事業です。

	H30年度実績	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
量の見込み【箇所】	0	1	1	1	1	1
確保方策【箇所】	0	1	1	1	1	1

※量の見込みは、ニーズ調査によらず、実績から推計

【確保方策】

令和2年度から門川町子育て世代包括支援センターを本町町民課、福祉課の窓口に設置します。

（10）乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）

【事業概要】

生後4ヶ月までの乳児がいる全ての家庭へ、保健師、看護師等が訪問し相談に応じる事業です。

「こんにちは赤ちゃん訪問事業」として乳児のいる全ての家庭を対象に実施しています。

※量の見込みは、人口推計による出生数

	H30年度 実績	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
量の見込み【人】	134	130	130	125	125	120
確保方策 【対応数】	第1子・低出生体重児は保健師が2～4ヶ月時に訪問(1回) 第2子以降は母子保健推進員に委託	第1子・低出生体重児は保健師が2～4ヶ月時に訪問(1回) 第2子以降は母子保健推進員に委託	第1子・低出生体重児は保健師が2～4ヶ月時に訪問(1回) 第2子以降は母子保健推進員に委託	第1子・低出生体重児は保健師が2～4ヶ月時に訪問(1回) 第2子以降は母子保健推進員に委託	第1子・低出生体重児は保健師が2～4ヶ月時に訪問(1回) 第2子以降は母子保健推進員に委託	第1子・低出生体重児は保健師が2～4ヶ月時に訪問(1回) 第2子以降は母子保健推進員に委託

※令和元年度実績見込み 102人

【確保方策】

出生数の減少が推計されますが、全戸訪問100%を目標に、町内各地域の訪問に対応できるよう赤ちゃん訪問員数を確保し、専門職員と連携しながら対応します。

（11）養育支援訪問事業

【事業概要】

養育支援が必要な家庭を訪問し、養育に関する相談を受け、支援、助言等を行うことにより虐待に至ることを防ぎます。

※量の見込みは、実績に基づき推計

	H30年度 実績	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
量の見込み【人】	0	0	0	0	0	0
確保方策【人】	0	0	0	0	0	0

【確保方策】

養育支援が必要な人に対して適切な支援を行うために専門職員の配置を行い、必要な家庭に訪問・支援する体制を整えていきます。

（12）妊婦健康診査事業

【事業概要】

医療機関を受診し、町民課健康づくり係に妊娠の届け出があり、母子健康手帳交付される際、妊婦一般健康診査助成券を交付します。

	H30年度 実績	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
量の見込み【人】	136	140	140	135	135	130
確保方策 【対応数】	宮崎県内産婦人科「妊婦一般健康診査」助成券 14回分					

※量の見込みは、実績に基づく推計値

※年間の実人数

※令和元年度実績見込み（妊娠届）135人

【確保方策】

妊娠届時に母子健康手帳及び妊婦一般健康診査助成券を発行し、妊娠から分娩の間、定期的に健康診査を医療機関等で受診することにより母胎の健康管理を行います。

（13）実費徴収に係る補足給付を行う事業

【事業概要】

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、幼稚園等に対して保護者が支払うべき給食費（副食材料費）及び日用品、文房具その他の教育・保育等に必要な物品の購入に要する費用または行事への参加に要する費用を助成する事業です。

【今後の方向性】

基本指針による参酌標準はありませんが、新規創設事業であるため、利用者支援事業の実施や教育・保育の支給認定を行う際に、利用者のニーズを適切に把握できるように図ります。

（14）多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

【事業概要】

小規模保育等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究や、その他の多様な事業者の能力を活用した事業の参入または運営を促進するための事業です。

【今後の方向性】

新規事業者が事業を円滑に運営していくことができるよう、支援、相談・助言、さらには、他の事業者の連携施設の調整等を進めていきます。

第 6 章

基本目標ごとの子育て支援施策の 推進（法定外事業）

第6章 基本目標ごとの子育て支援施策の推進（法定外事業）

基本目標1 地域における子育て支援の推進

子どもの幸せを第一に考えて、すべての子育てをしている人が安心して子育てができるよう、子どもの健全な成長を地域全体で見守れる様々な子育て支援サービスの充実を推進いたします。

また、子育て家庭が必要とする情報の提供や、地域における子育てネットワークの形成の促進など、地域資源等の活用により家庭と地域の子育て力の向上に取り組みます。

1 地域における子育て支援サービスの充実

すべての子育て家庭への支援を行うという考えから、地域における様々な子育て支援サービスの充実を図ります。

関連施策	事業内容	令和6年度までの 施策目標	目標(値)
ファミリー・サポート・センターの設置 【福祉課】	子どものケガや病気などの緊急時や冠婚葬祭、短時間の預かりなどのニーズに対応するため、地域住民同士の育児に関する互助活動で、サービス提供者・利用者ともに登録する会員組織によって運営するファミリー・サポート・センターを設置する。	門川町子育て人づくりセンターを平成23年4月1日設置、平成24年2月5日にオープンした。ファミリー・サポート・センターを設置し、運営している。	継続
通常保育 【福祉課】	町内7箇所の認可保育所（園）において、保育に欠ける児童の基本的な保育を行う。	安心、安全な保育を行う。	待機児童が発生しないよう施設を整備する。
延長保育事業 【福祉課】	保護者の多様な就労形態や通勤時間などに対応するため、保育時間延長を実施する。	認可保育所（園）で開所時間前後30分の延長保育を実施する。	継続して実施する。
休日保育 【福祉課】	通常保育を利用している児童の保護者ニーズに応じて、休日に保育する。	1箇所の設置を目指す。	1箇所
夜間保育 【福祉課】	多様な保護者ニーズに応じて、夜間に保育する。	1箇所の設置を目指す。	1箇所
放課後児童健全育成事業 【福祉課】	就労等の理由により保護者が昼間家庭に不在の、小学校3年までの児童に、遊びや生活の場を与えることによって健全育成を図る。	利用希望が増加した場合、新たな設置を検討する。	待機児童が発生しないよう施設を整備する。

第6章 基本目標ごとの子育て支援施策の推進（法定外事業）

関連施策	事業内容	令和6年度までの 施策目標	目標(値)
ショートステイ事業 【福祉課】	保護者が疾病、その他の理由により一時的に家庭における児童の養育が困難となった場合に、児童養護施設で保護し養育を行う。	制度の広報を通じ、保護者への啓発を行い、利用促進を図る。	窓口で配布するリーフレットを作成する。
トワイライトステイ事業 【福祉課】	保護者が仕事、その他の理由により夜間不在となり、家庭における児童の養育が困難となった場合に、児童養護施設で保護し、夕食の提供等を行う。	制度の広報を通じ、保護者への啓発を行い、利用促進を図る。	窓口で配布するリーフレットを作成する。
病児・病後児保育事業 (病児・病後児対応) 【福祉課】	平日昼間の保育サービス利用者のうち、病気あるいは病気の回復期等で集団保育が困難な児童に保育対応を行う。	実施可能な場所の検討を行う。1箇所の設置を目指す。	1箇所
病児・病後児保育事業 (体調不良時対応) 【福祉課】	保育中に微熱を出すなど体調不良となった児童に緊急的な保育対応を行う。	実施可能な場所の検討を行う。	1箇所
一時預かり保育事業 【福祉課】	週に1～3日程度、臨時・緊急的に保育所〔園〕を利用することができる。また、保護者の勤務形態などの事情、疾病・入院等の場合のほか、育児疲れ解消等のためにも利用することができる。	認可保育所（園）全てで実施を目指す。	全保育所（園）
特別保育事業 【福祉課】	保護者の就労形態の事情により、週に2～3日程度、あるいは午前・午後のみなど、必要に応じて保育所〔園〕を利用することができる。	現在、保護者の就労や冠婚葬祭、私的希望に応じて、一時預かり事業で実施しているが、今後も実施可能な場所の検討を行っていく。	継続
つどいの広場事業 【福祉課】	乳幼児(0～3歳)を持つ子育て中の親子が気軽に集い、うち解けた雰囲気の中で語り合い、相互に交流を図る場を提供する。	子育て人づくりセンターにおいて、にこにこひろばを継続する。	継続
地域子育て支援センター事業 【福祉課】	子育て支援センターは地域で子育てを支援する基盤の核として、子育て相談等の地域支援を行う。	センター事業の広報・周知を図り、利用者の増加を図る。毎月センター便りを公共施設等で配布する。	継続

第6章 基本目標ごとの子育て支援施策の推進（法定外事業）

関連施策	事業内容	令和6年度までの 施策目標	目標(値)
家庭訪問支援事業 (子ども家庭支援員) 【福祉課】	研修を受けた「子ども家庭支援員」が、軽度な被虐待経験等の問題を抱えた家庭に対し、訪問などによる育児相談・支援等を行う。	今後の社会情勢に併せ検討する。	継続
家庭訪問支援事業 (子ども家庭支援員) 【福祉課】	研修を受けた「子ども家庭支援員」が、軽度な被虐待経験等の問題を抱えた家庭に対し、訪問などによる育児相談・支援等を行う。	今後の社会情勢に併せ検討する。	継続
幼稚園預かり事業 【福祉課】	幼稚園において、幼児教育に関する日常の教育課程に係る時間帯以外に保育を行う。	全園で継続して実施する。	継続
子育て支援総合コーディネート事業 【福祉課】	地域における多様な子育てサービスに関する情報を一元的に把握し、子育て家庭に対する情報提供、利用援助等の支援を行う。	子育て人づくりセンターにおいて、子育て家庭の支援を行う。	継続
子育て人づくりセンター設置事業 【福祉課】	子育て相談、子育て支援員養成、健診、子育て親子が気軽に集える、等の機能を有したセンターの開設を行う。	平成23年4月1日設置、平成24年2月5日にオープンした。今後も継続する。	継続
子育てポータルサイトの開設 【福祉課】	町のホームページに子育て支援に関する専門のサイトを開設し、町内の子育て支援情報を発信する。	平成21年に開設した。内容を充実し、最新の情報を発信する。	継続
子育て応援フェスティバル 【福祉課】	子育て支援センター、保育協議会、子育て支援本部等が一体となって1日を楽しく過ごしてもらう為のイベントを開催する。	内容の充実を図り、子育て親子が交流できるイベントとし、毎年実施する。町広報誌等でPRする。	継続
子育てマップ・子育てガイドブックの作成、配布 【福祉課】	各種子育て支援サービスの周知を図るため、マップやガイドブックを作成し、配布する。	内容の充実を図り、町内公共施設等で配布する。	継続

第6章 基本目標ごとの子育て支援施策の推進（法定外事業）

関連施策	事業内容	令和6年度までの 施策目標	目標(値)
特定教育・保育施設の整備 【福祉課】	公立保育所を子育て人づくりセンターへ移行したことにより、待機児童を発生させることのないよう認可保育所を整備する。	今後の社会情勢に合わせて、必要な施設を整備する。	継続

2 子育てに係る経済的負担の軽減

子どもの健全な成長や発達に資するため、子育て家庭に対する手当での支給など、子育ての経済的負担の軽減対策について適切に処理を行います。

関連施策	事業内容	令和6年度までの 施策目標	目標(値)
児童手当 【福祉課】	中学3学年終了まで、子育てにかかる費用の一部を、児童手当として支給する。	制度の広報・普及・促進を図る。	継続
児童扶養手当 【福祉課】	父又は母と生計を同じくしていない児童（18歳の年度末まで。障がい児は20歳未満）を監護・養育している人に児童扶養手当を支給し、福祉の増進を図る。	制度の広報・普及・促進を図る。	継続
子ども医療助成事業 【福祉課】	15歳到達の最初の3月31日までの子どもの保険診療内医療費の自己負担額を除いた額を助成し、子育て世帯の経済的負担を軽減する。	平成30年10月より資格対象年齢を拡充し、制度の充実を図った。今後も継続する。	継続

3 子育て支援ネットワークづくりの推進

子育て支援サービスの質の向上に努め、県、民間、町民等によるネットワークを形成し、積極的に子育て支援サービスに関する情報提供を進めていきます。

関連施策	事業内容	令和6年度までの施策目標	目標(値)
地域子育て支援サービス等のネットワーク形成 【福祉課】	子育て家庭に対して、きめ細かな子育て支援サービス・保育サービスを、効果的・効率的に提供するために、地域における子育て支援サービス等のネットワークを形成する。	民生委員、児童委員協議会や社協と連携を図り、ネットワークを形成する。	ネットワーク形成

4 子どもの健全育成活動の推進

児童館や青少年施設を拠点とした、様々な子どもの健全育成活動を進めていきます。

関連施策	事業内容	令和6年度までの施策目標	目標(値)
放課後や週末等の居場所づくりの推進 【福祉課】	地域において児童が自主的に参加し、自由に遊べ安全に過ごすことができる、放課後や週末等の居場所づくりを推進する。	ニーズの把握により、モデル地区を選定し、高齢者クラブ等関係者と実施に向けて協議する。	1箇所
児童のふれあい交流促進事業 【福祉課】	児童館、公民館、学校等の社会資源を活用し、主任児童委員、児童委員、NPO、地域ボランティア、子ども会、自治会等が連携した児童健全育成の取組を行う。	子育て支援本部において関係各課と連携を図りながら、実施に向けて検討する。	継続
子ども見守り活動の推進 【社会教育課】	子どもの通園・通学時に地区の高齢者等による巡回ボランティアを推進する。	見守り隊員を増やし、中高生の見守りについても検討し、活動の充実を図る。	継続

第6章 基本目標ごとの子育て支援施策の推進（法定外事業）

関連施策	事業内容	令和6年度までの 施策目標	目標(値)
児童委員の児童健全育成、 児童虐待防止活動の推進 【福祉課】	児童委員が、地域において児童の健全育成や虐待の防止など、子どもと子育て家庭への支援を住民と一体となって推進する事業	虐待の防止など、支援の必要な家庭は、要保護児童対策地域協議会と連携を図り、推進する。	継続
青少年の性に関する問題等 についての教育・啓発 【社会教育課】	青少年の性の逸脱行動の問題点について、教育・啓発を推進する。 (LGBT) について	各学校と連携を図りながら継続して実施する。	継続
少年非行等の問題を抱える児童及び保護者への地域ぐるみの支援ネットワークの整備 【福祉課】	少年非行等の問題を抱える児童の立ち直り支援、保護者の子育て支援並びに引きこもり及び不登校への対応には、児童相談所、学校、保護司、警察、地域ボランティア等が連携することが重要とされている。 そのために、地域ぐるみの支援ネットワークの整備や関係機関による専門チームを編成する。	要保護児童対策地域協議会の連携を密にし、活動の充実を図る。	継続

5 新・放課後子ども総合プランに基づく事業計画

第1期計画に引き続き、共働き家庭等の「小一の壁」を打破するとともに、すべての児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の計画的な整備を進めます。

	項目	町の取組及び確保対策
1	放課後児童クラブの年度ごとの量の見込み及び目標整備量	第5章 4 地域子ども・子育て支援事業(3)に記載
2	一体型の放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の2023年度に達成されるべき目標事業量	2023年度までに、4箇所一体型又は連携して活動を行う体制を目指す。

第6章 基本目標ごとの子育て支援施策の推進（法定外事業）

	項目	町の取組及び確保対策
3	放課後子ども教室の2023年度までの実施計画	子どもたちが安全・安心に放課後を過ごすために、地域全体で見守りを行う。また、幅広い体験活動や学習の機会を与えることで子どもたちの持つ可能性を広げ、学びや気づきを醸成する。
4	放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の一体的な、又は連携による実施に関する具体的な方策	放課後児童クラブと放課後子ども教室の一体的又は連携した事業の実施に向けて、放課後児童クラブの支援員と放課後子ども教室のコーディネーターが連携して、プログラムの内容、実施日等を検討するための定期的な打合せの場を設ける。
5	小学校の余裕教室等の放課後児童クラブ及び放課後子ども教室への活用に関する具体的な方策	新・放課後子ども総合プランについて、学校関係者へその必要性、意義等について理解を求めるとともに、余裕教室の実数と利用可能数の調査を行う。その後、活用に向け協議検討を行う。
6	放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の実施に係る教育委員会と福祉課の具体的な連携に関する方策	すべての児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動等を行うことができるよう、教育委員会と福祉部局との連絡調整会議において、放課後活動の実施にあたっての運営及び責任体制の明確化や放課後児童クラブと放課後子ども教室との一体的又は連携による事業実施などについて、児童の総合的な放課後対策を協議する。
7	特別な配慮を必要とする児童への対応に関する方策	保護者・学校と連携を図り、情報共有を行う。
8	地域の実情に応じた放課後児童クラブの開所時間の延長に係る取組等	地域の実情等を調査・研究しながら、事業実施の取組を研究していく。
9	各放課後児童クラブが、放課後児童クラブの役割（※）をさらに向上させていくための方策	子どもの育成支援の充実を図るため、研修や情報交換等を行い、支援員の資質向上に努める。
10	上記放課後児童クラブの役割を果たす観点から、各放課後児童クラブにおける育成支援の内容について、利用者や地域住民への周知を推進させるための方策等	町のホームページや広報紙による周知を行い、学校や地域との連携を図る。

第6章 基本目標ごとの子育て支援施策の推進（法定外事業）

※放課後児童クラブは、単に保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童を授業の終了後に預かるだけでなく、児童が放課後児童支援員の助けを借りながら、基本的な生活習慣や異年齢児童等との交わり等を通じた社会性の習得、発達段階に応じた主体的な遊びや生活ができる「遊びの場」「生活の場」であり、子どもの主体性を尊重し、子どもの健全な育成を図る役割を担っているものであることを踏まえ、こうした放課後児童クラブの役割を徹底し、子どもの自主性、社会性等のより一層の向上を図る。

6 特定教育・保育施設のサービス評価

第三者による特定教育・保育施設のサービス評価を行い、迅速な推進、改善等を図ります。

関連施策	事業内容	令和6年度までの施策目標	目標(値)
特定教育・保育施設のサービス評価 【福祉課】	利用者の立場にたったサービスを推進するため、第三者による特定教育・保育施設のサービス評価を行う。	全ての特定教育・保育施設での実施を目指す。	全特定教育・保育施設での実施

基本目標2 母親と子どもの健康の確保及び増進

親が安心して子どもを生み、またすべての子どもが健やかな成長の実現に向けて、安全かつ快適な妊娠・出産・子育ての推進や育児不安の軽減、子どもの疾病予防を目的とした健康管理・支援を強化することが必要です。

1 母親と子どもの健康の確保、子育てに係る経済的負担の軽減

妊娠・産褥期、乳幼児期を通して母子の健康が確保されるように、健康診査、家庭訪問、健康相談等の充実を図り、子どもの健やかな発育を支援するとともに、母親の健康保持、育児不安の解消に努めます。

関連施策	事業内容	令和6年度までの施策目標	目標(値)
妊婦健康診査 【町民課】	妊婦及び胎児の健康管理を目的に、委託医療機関において、妊婦一般健康診査を実施する。 (血液検査、超音波検査、血圧測定、尿検査等)等を行う。	県内外問わず、妊婦が健康診査を受けられるように引き続き、実施する。	妊婦健診受診率の向上
乳幼児健康診査 【町民課】	乳幼児の心身の健康チェックを行い、疾病の早期発見に努めるとともに適切な援助を行う。	こんにちは赤ちゃん事業と連携し、全ての乳幼児の健康管理ができる様に制度の充実を図る。	乳児健診…前・後期各年6回 1歳6ヶ月児健診、2歳児歯科健診、3歳児健診…年6回
乳幼児の予防接種 【町民課】	予防接種は感染症が流行することを防ぐ(集団予防)だけでなく、感染し、重症化を防ぐ(個人予防)という重要な役割を担っている。このため、予防接種の効果や意義、予防接種を受けるときの注意など、正確でわかりやすい情報を提供し、予防接種に関する知識の普及を図る。	病気にならない、病気にかかっても重症化しない身体づくり、環境づくりについての啓発を実施していく。	予防接種率の向上(麻疹、風疹95%)
健康相談事業 (1歳児健康相談) 【町民課】	1歳児を対象に、身体発育、運動発達等の状況把握とともに、歯科指導、栄養指導を行い、健やかな成長を支援していく。	継続して実施する。	年6回
健康相談事業 (電話相談) 【町民課】	電話にて、健康に関する各種相談対応を行う。	継続して実施する。	随時対応

第6章 基本目標ごとの子育て支援施策の推進（法定外事業）

関連施策	事業内容	令和6年度までの 施策目標	目標(値)
各種教室 (ベビービクス) 【町民課】	母と子のスキンシップを通して赤ちゃんの成長や発育を促す体操を乳幼児健診（前期・後期）時に実施する。	引き続き、乳児健診時に実施する。	年12回
各種教室 (離乳食教室) 【町民課】	産婦を対象に、離乳食調理等を実施する。	ひだまりハウスと協力し、実施を図る。	年2回
ことばの教室 (チューリップ教室) 【町民課】	健診等で発音、発達などでフォローが必要な子どもに対して個別に実施する。	引き続き、週1回実施する。	年60回
育児等健康支援事業 (むし歯予防) 【町民課】	全小学校、保育所（園）、幼稚園を対象に、歯科保健指導を行う。	継続して実施する。	全小学校、保育所（園）、幼稚園
母子健康診査等事業 (母子保健推進員による訪問) 【町民課】	母子保健推進員を育成。生後4ヶ月までの全戸訪問や健診未受診者訪問等を行い、地域での子育て支援活動を展開する。	継続して実施する。	250件/年
母子健康診査等事業 (健診・予防接種日程表配布) 【町民課】	出生時、窓口で配布及び就学前の子どもがいる全世帯へ郵送	継続して実施する。	随時対応
保育園等訪問事業 【福祉課】 【町民課】 【教育総務課】	発音発達等、気にかかる子どもがいる時に保育所（園）・幼稚園等に出向き集団遊びを通して観察し、必要であれば支援を行う。	かどがわっ子部会で連携を図りながら園訪問を実施する。	年4回

2 食育の推進

保健分野や教育分野を始めとする様々な分野と連携し、乳幼児期から思春期までの発達段階に応じた食に関する学習の機会や情報提供を進めるとともに、地区公民館や小・中学校の調理室等を活用し、子どもだけでなく親子参加型の体験活動を実施します。

関連施策	事業内容	令和6年度までの 施策目標	目標(値)
離乳食教室 (産婦対象) 【町民課】	産婦自身の食のあり方を学ぶとともに無理なく離乳食へ展開する方法を実習する。	アンケート等を参考に対象者のニーズにあった教室を実施する。	年6回
子ども健康 チャレンジ塾 (小中学生対象) 【町民課】	児童生徒が、今どんな食べ物をどれくらい食べたらいいかを体験することで、食べ物を選ぶ力、料理ができる力を育む。	学校等と連携して、定期的実施する。	年4回
親子料理教室 (親子) 【町民課】	未就学児とその保護者を対象に、五感磨きを中心に遊びを通して実施することで、食に対する興味を持たせる。	教室の周知をはかり継続して実施する。	年3回
食育計画の推進 【町民課】	本町の食育・地産地消推進計画に基づき、食育の推進を図る。	関係機関等と連携し、計画の周知および推進を図る。	毎年事業評価をしていく。

3 思春期保健対策の充実

「命の大切さ」「人を思いやる心」を育て、対象者に応じた「性」「食」「飲酒・喫煙・薬物」等に関する学習を行い、心と体を守る正しい知識の普及を図ります。

関連施策	事業内容	令和6年度までの 施策目標	目標(値)
心と体の教室 【教育総務課】	保護者、児童生徒、教職員等に対し心と体の健康につながる性教育、薬物乱用防止等の学習を行う。	学校を拠点とし、学習・啓発を図る。	継続
健康教育大会 【教育総務課】	東臼杵郡内の町村が毎年持ち回りで、児童生徒の健康についての大会を開催し、正しい知識の普及啓発に努める。	東臼杵郡内で関係機関との連携をとっていく。	継続

4 小児医療の充実

安心して子どもを生み、健やかに育てる環境の基盤となる小児医療体制の充実・確保に取り組むとともに、県や近隣の市町村及び関係機関との連携を図ります。

関連施策	事業内容	令和6年度までの 施策目標	目標(値)
小児医療の充実 【町民課】	小児医療について、県や近隣の自治体及び関係機関との連携を進め、かかりつけ医の充実を図る。	継続して実施する。	継続
小児救急医療電話相談の周知 【町民課】	夜間や休日の病気の時に活用する県の電話相談事業について周知を行い、親の不安解消に努め安易な救急医療機関受診を防ぐことで医療機関の負担を軽減していく。	健診時等で小児救急医療電話相談について周知を図る。	継続

基本目標3 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

次代の担い手である子どもが豊かな個性と感性を備え、かつ調和のとれた人間として成長するために、様々な支援体制の充実に取り組みます。

学校・家庭・地域等地域資源のネットワークにより、子どもを生み育てることのできる喜びを実感できる仕組みづくりを展開するとともに、子どもの未知なる可能性を教育や遊び、日常の暮らしの中で育む教育力を向上させます。

1 子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備

次代の担い手である子どもが個性豊かに生きる力を伸長することができるよう、学校の教育環境等の整備を進める事業です。

関連施策	事業内容	令和6年度までの 施策目標	目標(値)
学校評議員の設置 【教育総務課】	学校の教育環境等の整備を推進するため、学校評議員の設置を推進する。	町内各校に学校評議員を設置する。今後も継続する。	継続
生徒指導の充実 【教育総務課】	生徒指導の充実及び指導体制の強化を図るため、門川町教育振興研究会（生徒指導主事部会）の研究充実に支援する。	指導主事による適切な指導・助言を行う。	継続
児童生徒の確かな学力の向上 【教育総務課】	児童生徒の確かな学力の向上を図るため、学校・家庭・地域が協働しつつ、各事業や活動等に取り組む。	かどがわ「教育の絆」推進懇話会の発展・充実に努める。	継続
特別支援教育の充実 【教育総務課】	特別な支援を必要とする障がいのある児童生徒に対し、支援員の配置を行う。	必要な学校に必要な人数の支援員を配置する。	必要な人数の配置
教員の指導力の向上 【教育総務課】	町教育振興研究会を中心とした授業研究会等を充実させることにより、教員の指導力の向上を目指す。	指導主事による適切な指導・助言を行う。	継続

2 家庭や地域の教育力の向上

子どもを地域社会全体で育てる観点から、学校、家庭及び地域と連携しながら、家庭や地域における教育力を総合的に高めます。

関連施策	事業内容	令和6年度までの 施策目標	目標(値)
ブックスタート 事業 【社会教育課】	絵本を通じて赤ちゃんと保護者に心のふれあいを体験してもらう。	対象となる全ての赤ちゃんへ配布する。	継続
家庭教育学級 (各種講座) 【社会教育課】	家庭教育学級として、各種講座を開催する。	各学校・PTAと連携しながら今後も継続して実施する。	継続
スポーツ少年団の 支援 【社会教育課】	指導者及び母集団研修会等を開催し、スポーツ少年団へ指導や援助を行う。	スポーツへの関心、地域とのつながり、競技力の向上のため継続して実施する。	継続
地元伝承芸能の 伝承活動 【社会教育課】	地元の伝承芸能の伝承活動を推進する。	各学校・文化協会・子ども会との連携を図りながら継続して実施する。	継続
少年の立ち直り サポートチームの 結成推進 【社会教育課】 【福祉課】	少年の立ち直りに向けて、家庭教育力アップのための支援を推進する。	家庭教育支援員と要保護児童対策地域協議会と連携を図り、推進する。	継続
野外活動の推進 【教育総務課】	野外活動をとおり、自然体験活動への取組を推進する。	むかばき少年自然の家等を利用し、集団宿泊学習を各学校で実施する。	継続
学校運営の側面的 支援 【社会教育課】	学校支援地域本部事業のボランティア等を活用し、学校運営を側面的に支援する。	学習支援ボランティアの充実を図り、幅広い支援を展開する。	継続

3 子どもを取り巻く有害環境対策の推進

学校での情報モラル教育の取組として、校内研修等を実施することや、中でも、個人情報の流出防止、有害情報等の対応について、教育委員会が作成した教材による指導を強化することなど、PTA研修の場を活用して、インターネットの利用に関する保護者の理解を深めます。

また、家庭においても、保護者が学校と協力して対応することを前提として、インターネットに関する危険性を理解することが重要です。子どもが利用する場合は、通話機能制限、フィルタリング機能の設定など、使用時間・場所・料金など、ルールづくりを行うよう勧めます。

関連施策	事業内容	令和6年度までの 施策目標	目標(値)
子どもたちを有害 図書等から守る 取組 【社会教育課】	社会に氾濫している有害図書等 から、子どもたちを守る取組を 行う。	青少年健全育成町民 会議や各学校・PTAと 連携しながら継続し て実施する。	従来の取組を継 続する
インターネットに 係る犯罪被害の防 止対策 【総務課】 【社会教育課】	広報等を利用し、インターネット に係る犯罪被害の防止に向けて、 啓発活動を行う。	防犯だより、地域安全 ニュースの配布を通 じて地区住民への啓 発を図る。(総務課) 青少年健全育成町民 会議や各学校・PTAと 連携しながら継続し て実施する。 (社会教育課)	従来の取組を継 続する
犯罪被害の防止対 策 【教育総務課】	ネットによるいじめ等から子ど もを守り、防止するために、情報 モラル教育の充実を図るととも に、関係機関と連携しながら各種 研修会（教員及び保護者を対象） 等を実施する。	「門川町いじめ防止 基本方針」に基づいた 学校への指導助言を 行う。	従来の取組を継 続する

基本目標4 子育てを支援する生活環境の整備

住宅は、生活の三原則（衣食住）の中で、生活の基盤となるものであり、経年老朽化している町営住宅を効率的な改善・更新を図っていく必要があります。このため、「門川町住宅マスタープラン」に基づく施策を積極的に推進します。

1 良質な住宅の確保

国の施策として、子育てを担う若い世代を中心に、広いゆとりのある住宅を確保することが出来るよう、良質なファミリー向け賃貸住宅の供給を支援する取組の推進や、子育て期にある多子世帯等がゆとりある住居に入居出来るよう、優先入居させることが望ましいとされています。本町では、町営住宅のあり方も踏まえ、今後の動向をみながら推進します。

関連施策	事業内容	令和6年度までの 施策目標	目標(値)
ゆとりある町営住宅の改築・建替 【建設課】	町内にある町営住宅の改築や建替えを推進する。	門川町公営住宅等長寿命化計画に基づき実施していく。	継続

基本目標5 職業生活と家庭生活との両立の推進

仕事と子育ての両立支援や、子育て中の家庭の負担軽減を図るため、男性を含めた働き方や就業体制を見直し、男女がお互いに協力しあいながら子育てを行える働きやすい環境づくりが必要とされています。本町では、県、事業主、関係団体と連携を図りながら広報・啓発・情報提供等の活動を図っていきます。

1 多様な働き方の実現及び男性を含めた働き方の見直し

ワークシェアリングの進行やテレワークの促進など、勤労者を取り巻く環境に大きな変化が起こりつつあります。このように、多様な働き方が広まる一方、長引く景気の低迷により、勤労者を取り巻く環境は悪化しており、働き方の見直しを主体的に行うことは困難となっています。本町では、働く意思の変化に合わせた勤労者支援策のあり方を模索し、関係機関と協力しつつ多様な働き方の実現に向け推進します。

関連施策	事業内容	令和6年度までの 施策目標	目標(値)
「ワーク・ライフ・バランス社会」の展開を推進するための 広報・啓発・情報提供等 【まちづくり推進課】	現状を把握（実態調査）し、「ワーク・ライフ・バランス」への意識改革、実行・定着を推進するため、広報・啓発・情報提供等による気運の醸成を図る。	「ワーク・ライフ・バランス」を周知し、企業が理解を深めるための働きかけを行う。	企業認知度 80%

2 仕事と子育ての両立の推進

保育サービスや放課後児童健全育成事業等、仕事と子育ての両立支援のための整備、関係法制度等の広報・啓発、情報提供等について、県、関係団体等と連携を図ります。

関連施策	事業内容	令和6年度までの 施策目標	目標(値)
仕事と子育ての両立のための 社会資源の整備 【福祉課】	一時預かり保育や放課後児童クラブの充実を図る。	利用者の増加に対応するため、設置箇所等の充実を図る。	継続
仕事と子育ての両立支援のための セミナー、会議の開催 【福祉課】	仕事と子育ての両立支援に向けた、子育てに関する研修会や講演会を積極的に開催する。	参加しやすい時間帯等を考慮し、引き続き開催する。	年1回

基本目標6 子ども等の安全の確保

核家族化や都市化の進行に伴い、隣近所との関わりは以前より薄まり、また犯罪の増加、凶悪化など、子どもを取り巻く環境は悪化し、子どもの安全は脅かされています。

子どもを危険から守り、安全を確保するために、関係機関等と連携した活動を推進し、子どもが一人歩きしても不安を感じなくてすむまちづくりに取り組みます。

1 子ども交通安全を確保するための活動の推進

子どもを交通事故から守るため、警察、特定教育・保育施設、学校、幼稚園、関係民間団体等と連携・協力体制の強化を図り、総合的な交通事故防止対策を進めます。

関連施策	事業内容	令和6年度までの施策目標	目標(値)
交通安全教室の開催 【総務課】 【教育総務課】	近年、自転車のマナー違反により重大な事故が発生していることから、特定教育・保育施設・学校にて定期的に交通安全教室を実施し、自転車利用時の歩行者等に対する安全意識の向上を図る指導を行う。	特定教育・保育施設・学校で年2回実施する。	従来取組を継続する
交通安全グッズの配布 【総務課】	新入学児童を対象として、黄色帽子等の配布を行う。	小学1年生に黄色帽子、中学1年生に自転車反射材配布する。	従来取組を継続する

2 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進

子どもを犯罪等の被害から守るため、関係団体と連携したパトロール活動や「子ども110番の家」等の防犯ボランティア活動を支援します。

関連施策	事業内容	令和6年度までの施策目標	目標(値)
子ども110番「おたすけハウス」の普及啓発 【社会教育課】	子ども110番「おたすけハウス」の広報・普及啓発を行う。	各学校・PTAと連携し継続して実施する。	継続

第6章 基本目標ごとの子育て支援施策の推進（法定外事業）

関連施策	事業内容	令和6年度までの 施策目標	目標(値)
生徒指導の充実 【総務課】 【教育総務課】	「声かけ事案」への対応など、不審者から自分の身を守るための生徒指導を充実させる。	「声かけ事案」発生時の連絡体制を確立させ、迅速な対応を行う。校内職員研修の工夫・改善を実施する。	継続
子ども見守りネットワーク推進会議の活動 【教育総務課】 【社会教育課】 【総務課】 【福祉課】	見守り協力者による見守り活動、車両等によるパトロール活動のネットワーク推進のために推進会議を設置する。	見守り活動者が高齢化し負担が多いことから、見守り会員の確保に努める。「犯罪標語」の周知に努める。	様々な団体、保護者に協力を仰ぎ、会員増を図る。

3 被害に遭った子どもの保護の推進

犯罪、いじめ、児童虐待等により被害を受けた子どもの精神的ダメージを軽減し、立ち直りを支援するため、子どもに対するカウンセリング、保護者に対する助言等、学校等の関係機関と連携したきめ細やかな対応を進めます。

関連施策	事業内容	令和6年度までの 施策目標	目標(値)
被害に遭った子どもの保護の推進 【福祉課】 【教育総務課】	被害に遭った子どもの保護の推進のため、関係機関と連携したきめ細やかな対応をする。	要保護児童対策地域協議会の機能強化や専門員の配置に向けた検討を行う。	継続

4 安全な道路交通環境の整備

犯罪、いじめ、児童虐待等により被害を受けた子どもの精神的ダメージを軽減し、立ち直りを支援するため、子どもに対するカウンセリング、保護者に対する助言等、学校等の関係機関と連携したきめ細やかな対応を進めます。

関連施策	事業内容	令和6年度までの 施策目標	目標(値)
歩道整備事業 【建設課】	通学路などの歩道の整備推進を図る。教育委員会の通学路安全プログラムに基づき調査等を行い安全対策に努める。	調査等を実施し、危険箇所を抽出し、対策工事を行う。	継続

5 安全・安心のまちづくりの推進

子どもが犯罪等の被害に遭わないまちづくりを実現するため、施設や道路の配置、設備、構造等に配慮した環境設計を進める事業です。

関連施策	事業内容	令和6年度までの 施策目標	目標(値)
防犯灯の設置 【総務課】	子どもが犯罪等の被害に遭わないよう、防犯灯の設置を行う。	地区防犯灯の設置、電気料補助及び町が設置する防犯灯の新設を継続する。	従来を取組を継続する

基本目標7 要保護児童への対応などきめ細やかな取組の推進

児童虐待の防止対策やひとり親家庭等への自立支援、障がい児への支援を必要とする家庭や子どもに対して、充実した支援体制を整備するとともに、こうした状況に置かれた家庭や子どもへの無理解・無関心をなくし、安心して生活できる地域環境づくりを推進します。

1 児童虐待防止対策の充実

虐待の背景は多岐に渡ることから、児童虐待を防止し、すべての児童の健全な心身の成長、ひいては社会的自立を促していくために、発生予防からアフターケアに至るまでの総合的な支援を福祉関係者のみならず各関係機関と協力体制を構築します。

関連施策	事業内容	令和6年度までの施策目標	目標(値)
要保護児童対策事業 【福祉課】 【教育総務課】	児童虐待防止を推進するために、ネットワークを構築し、支援体制の強化を図る。	関係機関との連携を密にし、児童虐待の未然防止に努める。	継続
子ども家庭総合支援拠点の整備 【福祉課】	児童虐待防止を推進するため相談支援体制の整備を図る。	児相との連携を深めるため、2023年度を目標に検討を進める	新規検討

2 障がい児施策の充実

障がいの原因となる疾病や事故の予防及び早期発見・治療の推進を図るため、妊婦及び乳幼児に対する健康診査を推進するとともに、就学支援を含めた教育支援体制の整備等の一貫した総合的取組や子育て支援事業との連携を進めます。

関連施策	事業内容	令和6年度までの施策目標	目標(値)
発達障がいを含めた障がい児への支援 【福祉課】	障がい者（児）相談支援事業、保育園・幼稚園訪問相談事業の充実により、障がい等の早期発見・早期支援に努め、関係機関が連携して支援を行う。	継続して実施する。	継続
放課後児童クラブにおける軽度の障がい児（LDやADHDなど）の受け入れ 【福祉課】	放課児童クラブへの障がい児の受け入れを実施する。	軽度の障がい児については受け入れを実施している。必要に応じて専門員を配置し受け入れ体制を整える。	継続

第6章 基本目標ごとの子育て支援施策の推進（法定外事業）

関連施策	事業内容	令和6年度までの 施策目標	目標(値)
保育所〔園〕への軽度の障がい児受け入れ 【福祉課】	保育所〔園〕への障がい児の受け入れを実施する。	軽度の障がい児については受け入れを実施している。保育士の加配が必要な場合は、町単独の障がい児保育事業を活用する。	継続
発達障がい児等への総合的教育支援事業 【教育総務課】	発達障がい児の支援を行う。	特別支援教育支援員を配置する。また、就学前も含め、発達障がい児の早期発見に努める。	継続
適切な医療・福祉サービスの充実 【福祉課】	障がい者総合支援法のサービス支給決定業務を行う。また、自立支援医療（育成医療）により支援を行う。	継続して実施する。	継続

3 ひとり親家庭等の自立支援の推進

離婚の増加等により、ひとり親家庭等が急増している中で、ひとり親家庭等の児童の健全な育成を図るため、子育てや生活支援策、就業支援策、養育費の確保策及び経済的支援策について、地域のひとり親家庭等の現状を把握しつつ総合的な対策を進めます。

関連施策	事業内容	令和6年度までの 施策目標	目標(値)
母子父子寡婦福祉資金貸付 【福祉課】	母子家庭及び父子家庭並びに寡婦に対する福祉資金の貸付による経済的な支援を行う。	制度の案内、内容説明を実施し、実際の貸付に関して県と連携して実施 ※H27年度から父子家庭も対象となる。	継続
ひとり親家庭に対する相談体制の充実 【福祉課】	ひとり親家庭に対して、ひとり親家庭相談事業を実施する。	専門的な内容については、県こども家庭課や北部福祉こどもセンター等と連携を図りながら継続して実施する。	継続
ひとり親家庭医療費助成事業 【福祉課】	ひとり親家庭の保険診療内医療費の自己負担額から1,000円を引いた額を助成し、ひとり親家庭の健康増進と福祉の向上を図る。	制度の広報、普及、促進を進める。	継続

4 子どもの貧困対策事業

子どもの貧困対策については、平成26年に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が施行され、令和元年6月に成立した「改正子どもの貧困対策法」では、市町村においても子どもの貧困対策計画の策定が努力義務とされたところです。本町の策定する子ども・子育て支援事業計画には、子どもの貧困対策を推進するための施策についても一体的に捉え、各事業を推進してまいります。

関連施策	事業内容	令和6年度までの 施策目標	目標(値)
子どもの生活・ 学習支援 【福祉課】 【教育総務課】	生活困窮世帯、被保護世帯及びひとり親世帯の子どもに対して、学習支援や居場所の提供等を行い、学習意欲と基礎学力の向上を促し、自ら学ぶ力を養うことで、子どもの高等学校等への進学や将来における安定就労に繋げ、貧困の連鎖を防止する。	支援を必要とする家庭の早期把握に努める。また、学校や自治会等と連携し身近な場所で学習支援や生活支援が行えるような環境を整備することで子どもの心の安定や学習意欲の向上を図る。	新規検討
子ども食堂支援 【福祉課】 【まちづくり推進課】	子どもの安全と安心の観点から適切な配慮を行いながら、地域のボランティアとともに、子どもたちに対し、無料又は安価で栄養のある食事や温かな団らんを提供する取組を支援する。	子ども食堂が地域に根差した活動ができるよう、子ども食堂を実施する団体との連携を図る。	新規検討
保護者の就労 自立支援 【福祉課】	自立支援教育訓練給付事業や、高等職業訓練促進給付事業等を通し、保護者の自立した就労に向けて支援する。	ひとり親家庭に対する支援事業の周知を図る。また、国が対象とする幼児教育・保育の無償化制度を適切に運用することで、就学前の保護者の負担を軽減し、就労を支える。	新規検討
子育て世帯への 経済的支援 【福祉課】	子ども医療費支援事業や保育等の利用料減免や児童扶養手当、遺児の育成を図る手当等、子育て世帯への経済的支援を行う。	子ども医療費助成制度の対象年齢や多子世帯に対する保育料軽減について検討を進める。	

第7章

計画の推進管理

第7章 計画の推進管理

1 施策の実施状況の点検

計画の適切な進行管理を進めるために、庁内関係各課を中心に具体的施策の進行状況について把握するとともに、「門川町子ども・子育て会議」にて、施策の実施状況について点検、評価し、この結果を公表するとともに、これに基づいて対策を実施するものとします。

また、本計画で示した「事業の量の見込みと確保の内容」については、年度ごとにニーズ量と確保方策を示していることから、PDCAサイクルにより実施状況について年度ごとに進捗状況を管理し、利用者の動向等を鑑みながら、翌年度の事業展開に活かしていくものとします。

2 国・県等との連携

計画に掲げる取組については、町が単独で実施できるもののほかに、制度や法律に基づく事業もあるため、国や県、近隣自治体との連携を深め、必要に応じて協力要請を行い、計画を推進します。

具体的には、子どもに関する専門的な知識および技術を要する支援に関する施策との連携、労働者の職業生活と家庭生活の両立のための雇用環境の整備に関する施策との連携において、児童虐待防止・社会的養護体制・ひとり親家庭の自立支援等、専門的かつ広域的な観点から、県と連携し、推進するとともに、県を通じ、産業界や事業者に対する雇用環境の整備に向けた働きかけを要請していきます。

第2期 かどがわ子ども・子育て支援プラン(案)

発行日 令和 2年 2月

発 行 門川町 福祉課
